

平成 27 年度

包括外部監査の結果報告書

特別会計（地方公営企業法適用事業に係るものと除く）  
に係る事務の執行及び事業の管理について

平成 28 年 2 月

岩手県包括外部監査人  
公認会計士 木 村 大 輔

## 目 次

「特別会計（地方公営企業法適用事業に係るものを除く）に係る事務の執行及び事業の管理について」 .....	1
第1 外部監査の概要 .....	1
1 外部監査の種類 .....	1
2 選定した特定の事件 .....	1
3 監査対象特別会計 .....	1
4 特定の事件を選定した理由 .....	1
5 外部監査の対象期間 .....	2
6 外部監査の方法 .....	2
7 外部監査の実施期間 .....	2
8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名 .....	2
9 利害関係 .....	3
第2 監査対象の概要 .....	4
1 設置状況 .....	4
2 県の特別会計の概要 .....	4
3 各特別会計の実地監査場所 .....	4
4 東北地方の他県の特別会計の状況 .....	5
第3 外部監査の結果及び意見 .....	8
監査結果及び監査意見の要約(タイトル) .....	8
I 母子父子寡婦福祉資金特別会計 .....	10
II 農業改良資金等特別会計 .....	29
III 県有林事業特別会計 .....	42
IV 林業・木材産業資金特別会計 .....	55
V 沿岸漁業改善資金特別会計 .....	60
VI 中小企業振興資金特別会計 .....	66
VII 土地先行取得事業特別会計 .....	77
VIII 公債管理特別会計 .....	82
IX 証紙収入整理特別会計 .....	88
X 流域下水道事業特別会計 .....	96
XI 港湾整備事業特別会計 .....	115

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

# 包括外部監査の結果報告書

## 「特別会計(地方公営企業法適用事業に係るものを除く)に係る事務の執行及び事業の管理について」

包括外部監査人 公認会計士 木村大輔

### 第1 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める岩手県との包括外部監査契約に基づく監査

#### 2 選定した特定の事件

特別会計(地方公営企業法適用事業に係るものを除く)に係る事務の執行及び事業の管理について

#### 3 監査対象特別会計

監査対象とした特別会計は以下のとおりである。

- (1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計
- (2) 農業改良資金等特別会計
- (3) 県有林事業特別会計
- (4) 林業・木材産業資金特別会計
- (5) 沿岸漁業改善資金特別会計
- (6) 中小企業振興資金特別会計
- (7) 土地先行取得事業特別会計
- (8) 公債管理特別会計
- (9) 証紙収入整理特別会計
- (10) 流域下水道事業特別会計
- (11) 港湾整備事業特別会計

なお、農業改良資金特別会計に関連する県出資法人である公益社団法人岩手県農業公社（以下「農業公社」という。）及び流域下水道事業特別会計に関連する県出資法人である公益財団法人岩手県下水道公社（以下「下水道公社」という。）を監査対象に含めている。

#### 4 特定の事件を選定した理由

特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、一般会計の歳入歳出とは区分経理する必要がある場合に設置される会計区分である。県では平成25年度において11の特別会計が計上されており、平成25年度における特別会計の歳入歳出決算額は、歳入総額2,570億円、歳出総額は2,480億円となっており（うち県公債管理特別会計2,189億円）、一般会計を含む県全体の決算額

のおよそ 5 分の 1 を占めている。震災以降、県の予算額は大幅に増加したが、当該予算額には復旧復興事業対策予算を含んでおり、復興関連の予算額（平成 26 年度当初予算で 3,813 億円）を除くと、県の財政に占める特別会計の割合はさらに大きくなる。

そこで、特別会計予算が、特別会計設置の趣旨に基づき適切に執行され、特別会計において計上されている貸付金・未収入金等の債権管理を適正に行うとともに、特別会計で取得した財産の管理が適切に行われているかを検討することは、限られた県の財政を一層効率的に運用することに資すると考え、特定の事件として選定した。

## 5 外部監査の対象期間

平成 26 年度とするが、必要に応じて過年度及び平成 27 年度の一部についても監査対象に含めている。

## 6 外部監査の方法

### (1) 監査着眼点

- ① 特別会計により取得した財産の管理事務
- ② 特別会計により発生した債権等の管理事務
- ③ 特別会計における契約その他の管理事務

### (2) 実施した主な監査手続

実施した監査手続の詳細は各特別会計の監査結果等の箇所に記載している。

## 7 外部監査の実施期間

平成 27 年 8 月 5 日から平成 28 年 2 月 12 日まで

## 8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	田 高 祐 治
公認会計士	木 村 雅 弘
公認会計士	眞 木 雄 太
公認会計士	柏 木 一 男
公認会計士	仙 石 淑
公認会計士	田 口 信 子
公認会計士	嶋 貫 光 一
公認会計士試験合格者	佐 藤 智 之
公認会計士試験合格者	榛 泽 ま ゆ み

## **9 利害関係**

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

### 1 設置状況

総務部 : 公債管理特別会計  
保健福祉部 : 母子父子寡婦福祉資金特別会計  
商工労働観光部 : 中小企業振興資金特別会計  
農林水産部 : 農業改良資金等特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、  
沿岸漁業改善資金特別会計  
県土整備部 : 土地先行取得事業特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計  
出納局 : 証紙収入整理特別会計

### 2 県の特別会計の概要

特別会計の事業内容、財務状況等の概要については、各特別会計の監査結果等の箇所（10 ページ以下参照）に記載している。

### 3 各特別会計の実地監査場所

特別会計名	本庁	合同庁舎名（略称）						出先事務所	出資法人
		盛岡	県南（奥州）	県南（花巻）	沿岸（釜石）	沿岸（宮古）	県北（二戸）		
(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計	○	○		○			○		
(2) 農業改良資金等特別会計	○	○	○				○		○
(3) 県有林事業特別会計	○	○	○				○		
(4) 林業・木材産業資金特別会計	○	○	○				○		
(5) 沿岸漁業改善資金特別会計	○								
(6) 中小企業振興資金特別会計	○								
(7) 土地先行取得事業特別会計	○								
(8) 公債管理特別会計	○								
(9) 証紙収入整理特別会計	○	○	○				○		
(10) 流域下水道事業特別会計	○							○	○
(11) 港湾整備事業特別会計	○				○	○			

（注）○が実地監査を実施した場所である。なお、振興局名と実地監査を実施した合同庁舎名（略称）との関係は下表のとおりであり、略称は、本報告書全文に渡り使用している。

振興局名	合同庁舎名	略称
盛岡広域振興局	盛岡地区合同庁舎	盛岡
県南広域振興局	奥州地区合同庁舎	県南（奥州）
	花巻地区合同庁舎	県南（花巻）
沿岸広域振興局	釜石地区合同庁舎	沿岸（釜石）
	宮古地区合同庁舎	沿岸（宮古）
県北広域振興局	二戸地区合同庁舎	県北（二戸）

#### **4 東北地方の他県の特別会計の状況**

監査人は、岩手県の特別会計の監査を実施するに当たり、東北地方の他県の平成26年度における特別会計の設置状況を把握し、岩手県の状況と比較した。各県の特別会計の設置状況は以下のとおりである。

##### (1) 青森県

- ・公債費特別会計
- ・療育福祉・医療療育センター特別会計
- ・港湾整備事業特別会計
- ・証紙特別会計
- ・管理特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・駐車場事業特別会計
- ・鉄道施設事業特別会計
- ・就農支援資金特別会計
- ・母子父子寡婦福祉資金特別会計
- ・小規模企業者等設備導入資金特別会計
- ・林業・木材産業改善資金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金特別会計

##### (2) 秋田県

- ・証紙特別会計
- ・母子父子寡婦福祉資金特別会計
- ・就農支援資金貸付事業等特別会計
- ・中小企業設備導入助成資金特別会計
- ・土地取得事業特別会計
- ・工業団地開発事業特別会計
- ・林業・木材産業改善資金特別会計
- ・市町村振興資金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金特別会計
- ・能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・港湾整備事業特別会計
- ・地域総合整備資金特別会計
- ・秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計
- ・環境保全センター事業特別会計
- ・公債費管理特別会計
- ・地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計

(3) 宮城県

- ・公債費特別会計
- ・母子父子寡婦福祉資金特別会計
- ・小規模企業者等設備導入資金特別会計
- ・農業改良資金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金特別会計
- ・林業・木材産業改善資金特別会計
- ・県有林特別会計
- ・土地取得特別会計
- ・土地区画整理事業特別会計
- ・流域下水道事業特別会計
- ・港湾整備事業特別会計

(4) 山形県

- ・公債管理特別会計
- ・市町村振興資金特別会計
- ・母子父子寡婦福祉資金特別会計
- ・小規模企業者等設備導入資金特別会計
- ・土地取得事業特別会計
- ・農業改良資金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金特別会計
- ・林業改善資金特別会計
- ・流域下水道事業特別会計
- ・港湾整備事業特別会計

(5) 福島県

- ・公債管理特別会計
- ・土地取得事業特別会計
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
- ・小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計
- ・就農支援資金等貸付金特別会計
- ・林業・木材産業改善資金貸付金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金貸付金特別会計
- ・港湾整備事業特別会計
- ・流域下水道事業特別会計
- ・証紙収入整理特別会計
- ・奨学資金貸付金特別会計

なお、岩手県の設置している特別会計との類似性を考慮し、岩手県の設置している特別会計の他県での設置状況を一覧表にまとめると以下のとおりである。

岩手県で設置している特別会計名	青森県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計	○	○	○	○	○
(2) 農業改良資金等特別会計	○	○	○	○	○
(3) 県有林事業特別会計	—	—	○	—	—
(4) 林業・木材産業資金特別会計	○	○	○	○	○
(5) 沿岸漁業改善資金特別会計	○	○	○	○	○
(6) 中小企業振興資金特別会計	○	○	○	○	○
(7) 土地先行取得事業特別会計	—	○	○	○	○
(8) 公債管理特別会計	○	○	○	○	○
(9) 証紙収入整理特別会計	○	○	—	—	○
(10) 流域下水道事業特別会計	○	○	○	○	○
(11) 港湾整備事業特別会計	○	○	○	○	○

上表のとおり、岩手県で設置している特別会計は、概ね他県でも設置されている傾向が見て取れる。県有林事業については、特別会計で実施しているのは宮城県のみであるが、他県では一般会計で実施されている。また、証紙収入整理については、宮城県及び山形県は一般会計で実施されている。

もちろん、他県には他県の事情に応じて特別会計が設置されているのであるから、この比較によって、即座に、監査人としてのなんらかの見解につながるものではないが、岩手県の特徴を把握し、ひいては、特別会計の存在意義を吟味する上で必要な情報と判断し記載するものである。

### 第3 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適當と判断したもの

#### 監査結果及び監査意見の要約（タイトル）

下表のタイトル行の「結果又は意見の種類」は以下のとおりである。

- ・ 共通事項：特別会計に関わる本庁及び振興局に共通の指摘又は意見
- ・ 個別事項：実地監査を実施した本庁又は振興局で個別に検出された指摘又は意見
- ・ 出資団体：実地監査を実施した県出資団体で検出された指摘又は意見

特別会計名	項目	結果又は意見の項目名	結果 又は意見	結果又は 意見の種類	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	特別会計の運営状況	■制度利用促進策の検討	意見	共通事項	
		■貸付件数等と職員数等の関係について	意見	共通事項	
		■繰越金残高について	意見	共通事項	
	貸付事務	■借用書の徵収と貸付金の交付時期について	意見	個別事項	
		■貸付審査基準について	意見	共通事項	
		■貸付審査会資料の保存について	意見	共通事項	
		■貸付審査チェックリストについて	意見	共通事項	
	償還事務	■母子・父子・寡婦福祉資金償還計画書について	意見	個別事項	
		■償還滞納者台帳の債権区分について	指摘	個別事項	
		■債権区分の考え方の統一	意見	共通事項	
	債権管理	■「母子相談ケースファイル」の保存期間について	意見	共通事項	
農業改良資金等特別会計		■違約金残額の通知について	意見	出資団体	
		■公債費残高の推移について	意見	共通事項	
県有林事業特別会計	特別会計の運営状況	■県営林造成基金と公営林造成基金の立木の評価額について	意見	共通事項	
		■公債費残高の推移について	意見	共通事項	
	売却事務	■県有林産物（立木）売買契約書の記載事項について	意見	個別事項	
	その他	■間伐木売扱方式による間伐事業について	意見	共通事項	

特別会計名	項目	結果又は意見の項目名	結果 又は意見	結果又は 意見の種類
沿岸漁業改善資金特別会計	特別会計の運営状況	■繰越金残高について	意見	共通事項
	債権管理	■延滞債権の管理事務について	意見	個別事項
中小企業振興資金特別会計	特別会計の運営状況	■繰越金残高について	意見	共通事項
	債権管理	■貸付金台帳への残高の記載について ■時効期間が経過した違約金について	意見 意見	個別事項 個別事項
公債管理特別会計	償還事務	■地方公会計の整備に係る適切な対応について	意見	共通事項
	実質公債費比率	■実質公債費比率適正化について	意見	共通事項
証紙収入整理特別会計	支出事務	■売りさばき実績報告書の徴求について	指摘	個別事項
		■証紙収納額報告の提出期限について	意見	共通事項
	現物管理	■販売頻度の低い金種の管理について	意見	個別事項
流域下水道事業特別会計	特別会計の運営状況	■人件費の会計区分について	意見	共通事項
		■水洗化人口割合の向上について	意見	共通事項
		■市町村の経営計画等策定支援について	意見	共通事項
	契約事務	■随意契約による業者選定について	意見	個別事項
	収入事務	■維持管理負担金の合理性について	意見	共通事項
		■維持管理負担金の算定根拠となる人件費の過少計上	意見	共通事項
	行政財産の管理	■行政財産の目的外使用に係る使用料算定の不備	意見	個別事項
		■重要物品管理表上の配置場所と実際の配置場所の相違	意見	個別事項
		■稼動資産と非稼動資産の区別	意見	個別事項
	下水道公社	■賞与引当金の計上について	指摘	出資団体
		■流域下水道管理運営支援受託事業の実費精算による返還金について	意見	出資団体
港湾整備事業特別会計	収入事務	■給水施設使用料の請求額について	指摘	個別事項
		■申請事務手続きの削減について	意見	個別事項
		■占用許可の更新の要否確認について	意見	個別事項
		■使用料収入、財産収入の増加促進	意見	共通事項
	台帳管理	■台帳の整備促進について	意見	共通事項

## I 母子父子寡婦福祉資金特別会計(以下「福祉資金特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉を増進するための、資金の貸付を行うために設けられた特別会計である。

#### (2) 設置時期

昭和 41 年

#### (3) 設置根拠

母子及び父子並びに寡婦福祉法

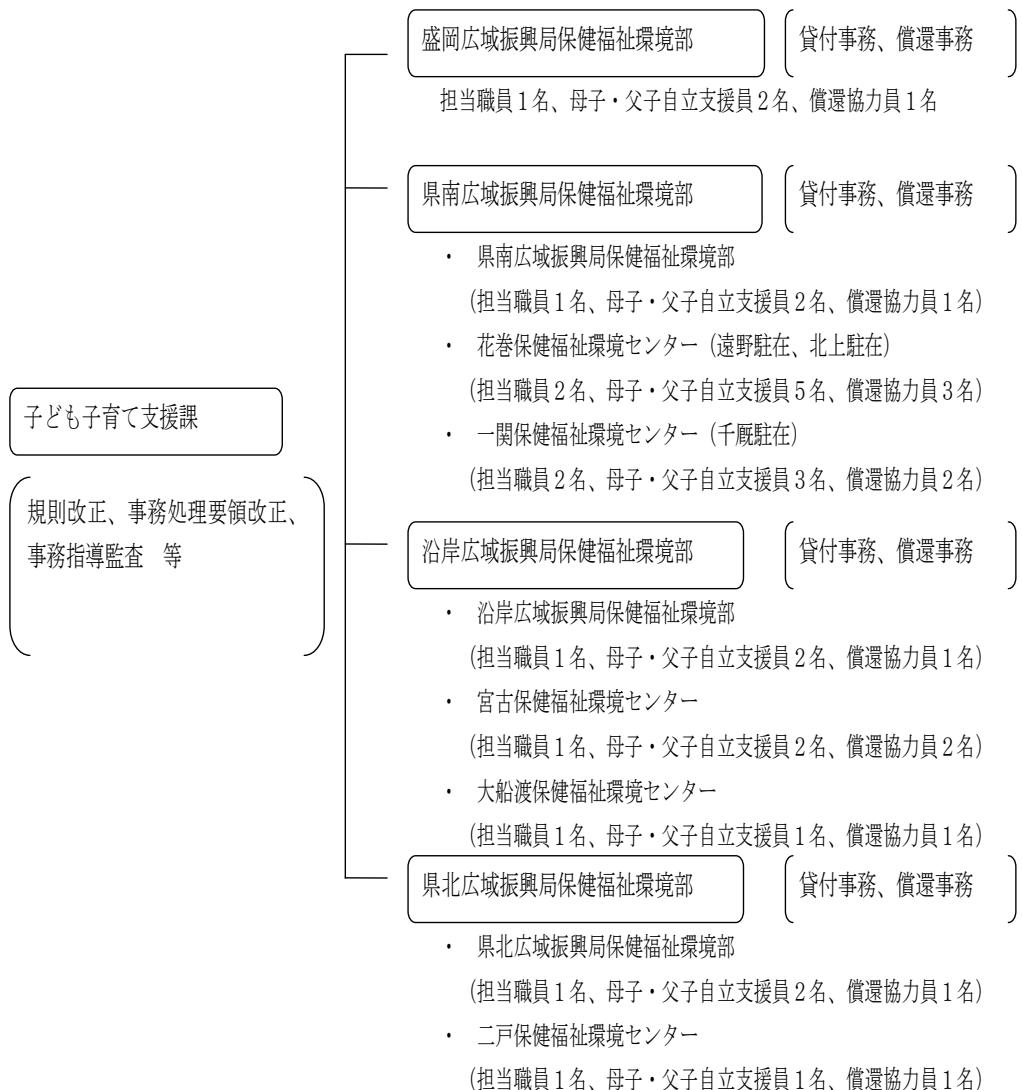
なお、平成 26 年 10 月 1 日に「母子及び寡婦福祉法」が改正され、上記の法律にて施行されている。これは、今般、父子家庭の中にも経済的に厳しい家庭があることから、父子家庭への支援を拡充することを明確化するための改正である。

#### (4) 所管部署

保健福祉部 子ども子育て支援課

本庁と各振興局の事務の役割分担については、「（5）役割分担図」を参照されたい。

## (5)役割分担図



なお、母子・父子自立支援員の人数は、貸付事務を担当している人数である。

## (6)事業内容

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉を増進するため、資金の貸付を行う事業である。歳入は主に前年度からの繰越金、償還金（元金、利子、違約金）、国庫貸付金（県債）及び預金利子であり、歳出は主に各種資金貸付金及び貸付事務費である。また、貸付対象者、資金の種類、貸付条件及び貸付実績は以下のようになっている。

### ①貸付対象者

#### イ. 母子福祉資金

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体、父母のない児童等

#### ロ. 父子福祉資金（平成 26 年 10 月創設）

配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体等

#### ハ. 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別又は離別した女子）、40 歳以上の配偶者のない女子で母子家庭の母及び寡婦以外の者、母子・父子福祉団体等

### ②資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金（計 12 種類）

### ③貸付条件

#### イ. 利子

無利子

ただし、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（児童に係る貸付を除く）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金については、連帯保証人がいない場合は年 1.5% の利子を課す。

#### ロ. 据置期間

6 ヶ月～1 年

#### ハ. 償還期限

3 年～20 年

④貸付実績

(金額単位：千円)

資金の種類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
母子福祉資金	382	191,027	340	170,285	298	148,629
父子福祉資金	—	—	—	—	4	1,299
寡婦福祉資金	7	4,618	4	1,290	4	3,646

(7)歳入及び歳出決算額の推移(過去 5 年間)

①歳入

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
繰入金	20,103	32,805	40,406	10,446	10,912
前年度からの繰越金	48,093	48,410	123,143	257,258	305,899
諸収入	234,283	226,186	237,247	225,248	232,293
母子福祉資金償 還金	220,509	212,975	225,440	214,285	221,022
寡婦福祉資金償 還金	13,476	12,639	11,081	10,095	10,278
預金利子等雑入	297	571	725	867	993
県債	20,382	60,043	63,296	—	—
計	322,861	367,444	464,093	492,952	549,105

②歳出

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸付金	262,219	233,524	195,645	171,575	153,574
母子福祉資金	254,967	223,108	191,027	170,285	148,629
父子福祉資金	—	—	—	—	1,299
寡婦福祉資金	7,252	10,416	4,618	1,290	3,646
償還金	—	—	—	—	—
繰出金	—	—	—	—	—
事務費等	12,232	10,776	11,189	15,477	14,481
計	274,451	244,300	206,834	187,052	168,055
翌年度への繰越金	48,410	123,143	257,258	305,899	381,049

(注) 翌年度への繰越金は、歳入計から歳出計を差し引いた額として算定される。

## (8) 平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額

### ①歳入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
繰入金	10,912	10,912
前年度からの繰越金	305,899	305,899
諸収入	222,037	232,293
母子福祉資金償還金	212,318	221,022
父子福祉資金償還金	—	—
寡婦福祉資金償還金	9,556	10,278
預金利子等雑収入	163	993
計	538,848	549,105

### ②歳出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
貸付金	521,699	153,574
母子福祉資金	448,419	148,629
父子福祉資金	39,061	1,299
寡婦福祉資金	34,219	3,646
償還金	20	—
繰出金	—	—
事務費等	17,129	14,481
計	538,848	168,055

(注) 福祉資金特会では、翌年度への繰越額を便宜的に貸付金として予算化している関係上、貸付金の予算額（実際の貸付予算 + 翌年度繰越額）と決算額（実際の貸付額）は毎年度、翌年度繰越額に相当する額の差額が発生することとなっている。

(9)事務費の推移(過去5年間)

(単位:千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
報酬	8,271	7,940	7,325	7,922	8,376
共済費	78	65	60	34	80
報償費	697	512	873	1,080	805
需用費	1,093	1,289	703	1,358	1,110
役務費	1,167	961	927	4,896	964
委託料	918	—	1,299	184	3,135
使用料	—	—	—	—	8
償還金、利子及び 割引料	5	7	—	0	—
計	12,232	10,776	11,189	15,477	14,481

(注) 報酬、共済費は、延滞債権回収業務を行う非常勤職員の人事費である。

(10) 貸付目的別新規貸付、回収額、不納欠損額、年度末残高等の推移(過去5年間)

(実地監査を実施した振興局のみ記載)

①盛岡

(単位:件、千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
母子福祉資金					
新規貸付 (下段は件数)	24,361 56	24,388 54	24,360 48	23,105 52	24,286 44
調定額	79,775	78,237	78,946	79,627	78,950
収入決済額(回収額)	31,683	29,236	30,596	30,790	28,627
未済額	48,091	49,001	48,349	48,836	50,323
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	756,675	751,827	745,591	737,906	733,564
父子福祉資金					
新規貸付 (下段は件数)	— —	— —	— —	— —	— —
調定額	—	—	—	—	—
収入決済額(回収額)	—	—	—	—	—
未済額	—	—	—	—	—
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	—	—	—	—	—
寡婦福祉資金					
新規貸付 (下段は件数)	— —	— —	— —	380 1	918 1
調定額	4,091	3,727	4,067	4,524	4,968
収入決済額(回収額)	2,693	1,846	1,609	1,539	1,520
未済額	1,398	1,881	2,457	2,985	3,447
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	42,428	40,582	38,973	37,814	37,211

(注) 延滞債権についても当該年度の調定額に含めている。

②県南(花巻)

(単位 : 件、千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
母子福祉資金					
新規貸付	78,427	66,206	47,608	38,610	37,684
(下段は件数)	170	151	104	86	73
調定額	102,452	95,615	96,866	91,835	91,886
収入決済額（回収額）	72,201	66,562	68,753	65,850	66,397
未済額	30,251	29,052	28,113	25,985	25,489
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	557,645	557,289	536,144	508,904	480,191
父子福祉資金					
新規貸付	—	—	—	—	140
(下段は件数)	—	—	—	—	1
調定額	—	—	—	—	—
収入決済額（回収額）	—	—	—	—	—
未済額	—	—	—	—	—
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	—	—	—	—	140
寡婦福祉資金					
新規貸付	3,314	3,972	1,302	100	—
(下段は件数)	4	5	2	1	—
調定額	6,879	6,965	6,221	5,748	5,459
収入決済額（回収額）	4,025	3,927	3,315	2,954	2,719
未済額	2,854	3,037	2,906	2,794	2,740
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	21,417	21,462	19,449	16,594	13,875

(注) 延滞債権についても当該年度の調定額に含めている。

③県北(二戸)

(単位:件、千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
母子福祉資金					
新規貸付 (下段は件数)	11,969	9,461	10,162	11,179	8,712
	22	18	21	22	18
	調定額	6,149	6,663	9,206	6,508
	収入決済額（回収額）	6,149	6,663	9,206	6,508
	未済額	—	—	—	11
	不納欠損額	—	—	—	—
年度末残高	56,434	59,231	60,187	64,858	66,155
父子福祉資金					
新規貸付 (下段は件数)	—	—	—	—	189
	—	—	—	—	1
	調定額	—	—	—	—
	収入決済額（回収額）	—	—	—	—
	未済額	—	—	—	—
	不納欠損額	—	—	—	—
年度末残高	—	—	—	—	189
寡婦福祉資金					
新規貸付 (下段は件数)	1,070	900	—	—	276
	2	1	—	—	1
	調定額	151	177	299	225
	収入決済額（回収額）	151	177	299	225
	未済額	—	—	—	—
	不納欠損額	—	—	—	—
年度末残高	2,312	3,034	2,735	2,510	2,570

## 2. 実地監査場所

- ・本庁
- ・盛岡
- ・県南（花巻）
- ・県北（二戸）

本庁で予算決算額の推移に関する確認や全般的な事項の実地監査を行うほか、より実務的な事務事業の執行状況を確認するため、事業内容や事業規模を勘案し、実地監査の対象として盛岡、県南（花巻）、県北（二戸）を選択した。

## 3. 監査手続

- ①特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠法例の確認及び質問により確かめた。
- ②貸付金の実行事務手続きが、県の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則、母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領に従い適切に実施されているかを貸付審査に係る書類、貸付契約に係る決議文書、借用書、貸付台帳等の閲覧及び質問により確かめた。
- ③貸付金の償還事務手続きが、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則、母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領に従い適切に実施されているかを、回議文書（収入決議文書）、貸付台帳等の閲覧及び質問により確かめた。
- ④貸付金の管理が、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則、母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領に従い適切に実施されているかを、貸付台帳、回収先との接触記録、回議文書（条件緩和決議）等の書類の閲覧及び質問により確かめた。

## 4. 監査結果

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

### （1）特別会計の運営状況について

本特別会計は、県が、本事業を実施するに当たり、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき設置されるものである。本事業は、国の政策に基づき、各都道府県が共通して取り組むべき課題に関する事業であり、アベノミクス第二ステージの新たな三本の矢のひとつである、「夢を紡ぐ子育て支援」の一環として、強化されることが期待される事業のひとつでもある。県としても必須事業である以上、維持強化すべき特別会計のひとつであることに異論はないところである。

一方、本特別会計を維持強化するために、以下の視点で再考あるいは新たに検討いただきたい事項を監査人の意見として申し添える。

## ① 制度利用促進策の検討(意見) 【共通事項】

以下の表は、振興局別の母子・父子・寡婦世帯数と福祉資金制度利用人数の内訳を示している。

振興局	母子 世帯数	貸付人 数	割合	父子 世帯数	貸付人 数	割合	寡婦 世帯数	貸付 人数	割合
盛岡広域振興局	1,612	72	4.5%	199	0	0.0%	726	2	0.3%
県南広域振興局（本局）	1,308	97	7.4%	163	0	0.0%	631	2	0.3%
花巻保健福祉環境センター	2,067	106	5.1%	240	1	0.4%	659	1	0.2%
一関保健福祉環境センター	1,144	55	4.8%	157	0	0.0%	0	0	0.0%
沿岸広域振興局（本局）	509	11	2.2%	83	0	0.0%	20	0	0.0%
宮古保健福祉環境センター	905	37	4.1%	135	1	0.7%	553	0	0.0%
大船渡保健福祉環境センター	646	19	2.9%	109	0	0.0%	444	0	0.0%
県北広域振興局（本局）	723	28	3.9%	98	1	1.0%	421	0	0.0%
二戸保健福祉環境センター	505	24	4.8%	98	1	1.0%	174	1	0.6%
計	9,419	449	4.8%	1,282	4	0.3%	3,628	6	0.2%

(出典) 母子世帯数、父子世帯数、寡婦世帯数：「平成 25 年度岩手県母子世帯等実態調査」

貸付人数：「平成 26 年度母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付業務成績書」

対象世帯数に対する対象制度の利用人数割合は上表のとおりである。東北の他県の割合と比較すると、岩手県の割合は高いが、この割合の絶対値が高いか低いかは、論ずることは難しいところであり、また、当該制度の利用者の増加は生活弱者の増加を表しているため、必ずしも貸付割合が高いことが是とされるということではないと考える。しかしながら、制度の存在を認識できず、利用の機会を逸している県民が存在することも推測することができる。より一層当該制度を普及していくために、県の普及活動の促進について以下申し入れたい。

母子世帯については、児童扶養手当に係る手続関係で市役所等に足を運ぶ機会が多いこともあり、他の世帯と比べると利用割合は比較的高い。一方、父子世帯における当制度の運用開始は平成 26 年 10 月からであったため、認知期間が短いこともあり全県を通じて利用者は 4 名である。また、寡婦世帯については世帯数は一定程度存在するものの、当制度の利用は極めて限定的であった。この原因として考えられることとしては、自身が寡婦世帯に該当すると自覚している県民が少ないことや、当制度自体を認知する機会が少ないこと等が考えられる。

寡婦世帯に限らず、当制度の利用割合が低水準で推移している原因是、当制度自体の認知度が低いことも一因と考えられるのではないだろうか。

この点、現状、制度利用対象者がどのようにして当制度を認知するかであるが、①生活保護相談窓口の担当者からの紹介、②ハローワーク窓口担当者からの紹介、③中学・高校の進路指導担当者からの紹介が大部分を占めているとのことである。

各振興局の取組として、市区町村の広報に当制度の概要を記載することや、①～③の窓口担当者とのコミュニケーションを通じて当制度の存在を利用対象者へ周知する努力は行っているものの、十分といえるかは疑問である。

当制度の制定趣旨がそもそも母子・父子・寡婦世帯に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることにあるため、積極的に貸付を公募する性質のものではないと思料するが、当制度の存在自体を認知していないことにより生活に窮している世帯も一定程度は存在するのではないかと推測されることから、制度認知に係るさらなる活動の充実が必要であると考える。

具体的には、市町村のホームページへの当該制度概要の掲載や、各種窓口に当制度の概要を記載したパンフレットの配置、民生委員や各自治会への伝達等、県民が当制度をより一層認知できる環境を整備すべきと考える。

## ② 貸付件数等と職員数等の関係について(意見)【共通事項】

今回の実地監査で訪問した3つの振興局に関して、滞納債権の件数や償還率などにばらつきがあったため、そもそも各振興局間で職員の貸付事務の件数にばらつきがあることがその一因ではないかと考え、各振興局管内の対象世帯数、貸付件数等と担当職員数等の比較を下表のとおり行った。

	母子父子 寡婦世帯 数 (注1)	貸付件数 (人数) (注1)	滞納債権件 数 (人数) (注2)	滞納債権回 収の外部委 託件数	担当職員数 (うち償還 協力員) (注3)	職員一人当 たり貸付件 数	償還協力員 一人当たり 滞納債権件 数件数
盛岡	2,537	74	49	18	4 (1)	18.5	49.0
県南（花巻）	2,966	108	98	5	10 (2.5)	10.8	39.2
県北（二戸）	777	26	2	0	3 (0.5)	8.7	4.0

(注1) 上記①の表を集計した数値である。

(注2) 盛岡は平成26年10月現在、県南（花巻）は平成27年6月現在、県北（二戸）は平成27年3月現在の件数であり、時点は異なるが、件数の傾向としては時点を同じくしたとしても同様の傾向である。

(注3) 債還協力員の人数は、稼働日数をベースに算出した年間の平均人員数を記載している。

県北（二戸）は、対象世帯が少ないこともあり、貸付件数が他の振興局に比べ大幅に少なく、滞納債権件数も2件とほぼ回収に問題のない振興局である。一方、県南（花巻）、盛岡は、対象世帯数が多いことから貸付件数が多く、それに伴って滞納債権件数も多くなっている。

職員一人当たりの貸付件数で比較すると、県南（花巻）は、管内の主要都市である遠野市と北上市に常駐の職員が配置されており、職員は総勢10名（うち償還事務を専門に行う償還協力員

は 3 名) であるのに対し、盛岡は、盛岡市(平成 20 年度以降の新規貸付は県ではなく盛岡市の所管となっている) のほか、周辺の滝沢市、八幡平市、矢巾町等の比較的人口の多い市町と比較的エリアの広い地域を所管しているにもかかわらず、職員数は総勢 4 名(うち償還協力員は 1 名) で対応しているため、一人当たりの貸付件数は県南(花巻) を大幅に上回っている。一方、盛岡では、償還協力員が 1 名であるが、滞納債権の回収を外部に委託している件数が 18 件あり、滞納債権件数から当該外部委託件数を差し引くと県が償還事務を行るべき滞納債権は 31 件となり、償還事務員一人当たりの滞納債権件数は県南(花巻) と同程度の件数になる。

もちろん、地域性もあるうと思料するが、県北(二戸) と他の 2 つの振興局との格差(職員一人当たり貸付件数や償還協力員一人当たりの滞納債権件数) については、是正が必要ではないかと考える。

債権回収業者への委託も考慮しつつ、今回実地監査を実施した振興局以外の振興局についても、必要に応じて、貸付担当職員、償還協力員の配置のバランスについて、再考いただきたい。

### ③ 繰越金残高について(意見) 【共通事項】

平成 26 年度末の福祉資金特会全体の繰越金は、381,049 千円であった。「1. 特別会計の概要(7) 嶓入及び歳出決算額の推移」に記載のとおり、平成 23 年度を境に、貸付金償還額が貸付実行額を上回ることとなったことにより、繰越金は増加の一途をたどり、平成 26 年度末の繰越金の金額は、平成 22 年度末の 7 倍強となっている。本特会は、基本的には貸付金の償還収入を原資に新規の貸付を実行し、不足する分を国庫借り入れ又は一般会計より繰り入れる設計になっていることから、必要最低限の繰越金を保持していれば十分であると考える。

平成 26 年度末の現況としては、当該特別会計の運用規模に比して、明らかに繰越金額は多額であると考える。国庫借入の制度上、繰越金額が一定額を上回った場合は国庫へ返還する必要があることから、平成 28 年度は、約 57 百万円の国庫への返還と、約 28 百万円の一般会計への繰り出しが見込まれているものの、それらを考慮したとしても約 3 億円の繰越金が残ることとなる。

今後は、上記「①制度利用促進策の検討」に記載したとおり、より一層県民に対して制度を周知し、貸付制度の利用者の増加を図ることや償還率改善は喫緊の重要課題であり、これらの施策を実施することを前提に、維持すべき繰越金の額を見積もり、資金の有効活用の観点から、必要に応じて余剰と考えられる繰越金については国庫への返還や一般会計へ繰り出し等を検討する必要があると考える。

### (2) 貸付金の実行事務について

平成 26 年度の貸付金実行記録からサンプルを抽出し、貸付審査に係る書類、貸付契約に係る決議文書、借用書、貸付台帳等の書類が網羅されているか、所定の手続きに従い、貸付実行事務が実施されているかを確かめた結果、以下、意見として申し添える事項を発見した。

### ① 借用書の徵収と貸付金の交付時期について(意見) 【県南(花巻)】

貸付金の交付は借用書の記載に基づいて行われるべきものであり、法律関係が明確になった後に貸付金の交付が行われる必要があるが、貸付金交付の後で借用書を徵収しているケースが散見された。具体的には、北上駐在における平成 26 年度に受付した 22 件の貸付申請のうち、7 件に

について貸付金交付の後で借用書を徴収していた。

資金用途に応じて、貸付決定後できる限り早く貸付を実行してほしいという借用者の要望については理解できるが、可能な限り貸付交付日までには借用書の徴収を行って法律関係を明確にするように努めていただきたい。

## ② 貸付審査基準について(意見)【共通事項】

母子父子寡婦福祉資金貸付事業においては補助金の支給という手段ではなく、将来的な自立を促すための貸付という手段を採用しており、貸付である限りは回収可能性を検討して貸付の審査を行う必要がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領の一般審査基準3（13）によると、事業開始又は継続資金及び住宅資金の貸付額の3分の2以上の償還が完了するまでは重複貸付はできないものとされているが、それ以外には審査の基準及びチェックリストとともに、例えば、過去延滞している個人について追加で貸付は認めないといった、回収可能性を加味した審査ルールは設定されておらず、基本的に①申請書類の不備がなく、②制度趣旨に沿った貸付であれば貸与を行うルール設定になっている。

この点、各振興局では母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領の一般審査基準及び貸付に関するチェックリストを利用して貸付を実施しているが、実務的には過去延滞した個人については貸付しないなどの実質的な対応が行われているものと認められた。

しかし、例えば以前の貸与について延滞しており完済していない場合には、追加で行う貸付について返済の意思が低いものと考えられることから、返済の意思が確認できない以上は審査の段階で貸与を認めないと回収可能性を考慮した審査基準及びチェックリストとなるよう見直しが必要と考える。

## ③ 貸付審査会資料の保存について(意見)【共通事項】

貸付審査会の審査内容の記録である「審査録」は「貸付審査会」ファイルに綴じられているが、当該ファイルの保存期間は5年間となっており、審査対象の貸付金の償還完了前に処分されてしまう。貸付の審査に関する書類は、延滞が発生した場合に回収の手がかりとなる資料であるため、貸付金の償還が完了するまで保管・管理する必要があると考える。具体的には、申請者個人ごとの「母子相談ケースファイル」に「審査録」のコピーを綴じることにより、債権ごとに「審査録」を管理する方法等が考えられる。

また、母子・父子自立支援員が申請者との面談を基に作成した「母子（寡婦）福祉資金貸付調査書」は、「母子相談ケースファイル」に原本が保存されるとともに、貸付審査会の参考資料として「貸付審査会」ファイルにコピーが保存されているが、「貸付審査会」ファイルに綴じられている「母子（寡婦）福祉資金貸付調査書」のコピーに鉛筆書き等で追記が行われているにも関わらず、「母子相談ケースファイル」に綴じられている原本には当該追記の内容は反映されていなかった。当該追記は貸付審査会開催時に必要情報を追記したものと考えられるが、債権の管理上必要な情報であるため、原本に追記内容を反映させる又は追記が記載されている資料のコピーを「母子相談ケースファイル」に綴じること等により、貸付金の償還が完了するまで適切に保存

する必要があると考えられる。

#### ④ 貸付審査チェックリストについて(意見) 【共通事項】

制度利用者からの申請に基づき貸付の審査を実施する際に用いるチェックリスト（母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領別紙2）につき、厳密に当リストを適用すると保証人が二人必要になる結果となるが、申請者の貸付理由が就学に伴う貸付であり当制度を利用できない場合は就学が困難となるという理由から保証人を一人としているケースが散見された。

母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領においては保証人の条件や人数に関する明確な規定はなく、別紙2のチェックリストに基づいて判断を実施している。別紙2のチェックリストでは、6つのチェック項目が存在し、一つでも欠けると保証人を二人要求する定めとなっている。

チェックリストにおいては、例えば、保証人は60歳未満であることや、申請者と同一広域振興局所管区域内に居住していること、親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）であることを要求しているが、チェックリストに記載されている項目をすべて満たす人物を選定可能な県民は限定されるのではないかと考えられる。母子父子寡婦福祉資金貸付制度申請者の多くは母子家庭における修学資金の借入であり、母子家庭であることからそもそも親族が少なく、形式的判断により保証人が二人必要と判定されるケースも散見された。

そもそも、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の趣旨は母子・父子・寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることにあることから、もちろん貸付金の回収は重要であるが、対象者の生活水準の維持向上が主目的である。これを形式的基準に当てはめ、保証人として適合する人物の選定ができないことから貸付が実施できないという制度とすると貸付対象者が限定され、制度そのものの趣旨が達成されない恐れがある。他方で、申請者の実情を加味するあまり規定を形骸化させる運用を継続することは規定の存在意義が問われることとなろう。

このように、チェックリストの内容が、現在の運用実態とは乖離している状況も見受けられることから、各振興局の事例を収集し、実態に即したチェックリストとなるよう適宜改定されるべきと考える。

#### (3) 貸付金の償還事務

平成26年度の貸付金償還記録からサンプルを抽出し、回議文書（収入決議文書）、償還計画書、貸付台帳等が網羅されており、記録が整合しているかを確かめた結果、以下の点について監査人の意見として申し添える。

#### ① 母子・父子・寡婦福祉資金償還計画書(以下「償還計画書」という。)について(意見) 【盛岡】

盛岡においては、過去においては、償還計画書入手していた経緯はあるものの、最近年度において滞納等による貸付条件の変更があった場合に、償還計画書を作成して入手することは行われていなかった。担当者の説明によれば、滞納債権等については、あらためて償還計画を見直したとしても、必ずしもそのとおりに回収できるケースばかりではなく、むしろ償還計画どおり回収できるケースはまれであることから、入手を省略しているとのことであった。

償還計画書は入手されていなくても、実質的な回収努力は行われており、その点では特段の問

題はないものと認められるが、当初償還計画どおりに回収できなくなったことが明らかになった時点での債権管理上のリスクが増すため、その時点で債権の残高を確認し合い、今後の償還方法について十分に話し合い、可能な限り現実的な回収スケジュールを合意した結果である。債権保全の観点から重要な手続きである。

当該手続きの証としての債権保全の観点から重要な手続きである。

#### (4) 債権管理事務

貸付金が、債務者ごとに貸付金台帳で管理されていること、条件緩和が所定の手続きにもとづいていること、延滞債権が発生した場合、所定の債権区分に基づき適切な償還事務手続きが行われていることを確かめた結果、以下の指摘又は意見として記載すべき事項を発見した。

##### ① 債還滞納者台帳の債権区分について(指摘) 【盛岡】

滞納者台帳には、県の定める債権分類基準に基づく債権区分（A～E）を記載することになっているが、当該債権分類の記載が適切でない案件が散見された。

債権区分は、債権の滞納状況を5段階にランク付けし、当該ランクに応じた債権回収方針に従い、債務者への接触等の方針を定めた行動指針の前提になる区分であり、当該区分を正確に分類することは債権管理上重要な意味がある。

本件は、台帳上の記載誤りのみであり、実際の債務者に対する行動方針に不備はなかったため、実害があるということではないが、正確な台帳を作成して備置する観点から、今後正確な債権区分の記載にご留意いただきたい。

なお、県の定める債権区分とそれに基づく行動指針は以下②の表のとおりであるが、盛岡では独自ルールを定めており、その件に関しても以下②を参照されたい。

##### ② 債権区分の考え方の統一(意見) 【共通事項】

母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領Ⅲ第9の3(3)「滞納者管理」によると、振興局長は滞納者について適切に管理するために毎年6月1日の状況について、母子・父子・寡婦福祉資金償還滞納者台帳を作成する必要があるが、これに関連して県は「母子・父子・寡婦福祉資金償還滞納者台帳」記載要領を作成して、各振興局の滞納者管理を行うようにしている（下表）。滞納者台帳の記載については振興局ごとに異なることなく、県として統一的なルールで運用する必要がある。

過年度収入未済債権の状況		借受人（連帯借受人）・保証人とも所在確認済み				借受人・連帯保証人・保証人の一部が所在不明等	借受人・連帯保証人・保証人全員が所在不明等
		他資金合算滞納額50万円未満		他資金合算滞納額50万円以上			
提出を受けた過年度収入未済額に係る償還計画書に基づき、		他資金合算期限未到来債権					
100万円未満	100万円以上	100万円未満	100万円以上				
借受人（連帯借受人）により	計画的に償還中	A					
借受人（連帯借受人）及び保証人により	計画的に償還中						
借受人（連帯借受人）により	過去1年内に償還実績あり	B		C			
借受人（連帯借受人）及び保証人により	過去1年内に償還実績あり						
借受人（連帯借受人）及び保証人により	過去1年内に償還実績あり	D				E	

債権区分	処理
A債権	納付状況確認継続
B債権	督促状、納入指導通知、電話、家庭訪問による納入指導
C債権	督促状、納入指導通知、電話、家庭訪問による納入指導、償還金徴収、保証債務履行請求を行う旨の通知等
D債権	督促状、納入指導通知、電話、家庭訪問による納入指導、償還金徴収、保証債務履行請求、滞納債権回収業務委託等
E債権	督促状、納入指導通知、電話、家庭訪問による納入指導、償還金徴収、保証債務履行請求、滞納債権回収業務委託、法的措置への対応検討等

一方、盛岡では、過去盛岡市も管轄していた時に、実務的な便宜から「ハイリスク債権管理実施要領」を独自に作成して、独自の滞納区分を設定して過年度収入未済債権に対する対応を決定している（下表）。

類型	対象者	償還状況	基本的な督促方針
A	借受人（連 帯借受人） に償還能力 がある。	計画的に償還している。	1. 必要に応じ、電話による指導を実施する。
B		計画的ではないが、年3回 以上償還している。	1. 必要に応じ、電話による指導を実施する。 2. 督促状により督促する。
C		計画的ではないが、1年以 内に償還実績がある。	1. 督促状により督促する。 2. 電話又は訪問による指導を実施し、償還計 画書の策定を促す。
D		本人に償還の意思はある が、1年以上償還が滞って いる。	1. 督促状により督促する。 2. 訪問による指導を実施する。 3. 債還計画書の策定を促す。
E		本人に償還の意思はなく、 1年以上償還が滞ってい る。	1. 督促状により督促する。 2. 訪問による指導を実施する。 3. 債還計画書の策定を促す。 4. 保証人（相続人）への督促も検討する。
F	借受人（連 帯借受人） からの償還 は困難だ が、保証人 (相続人) には償還能 力がある。	計画的に償還している。	1. 必要に応じ、電話による指導を実施する。
G		計画的ではないが、年3回 以上償還している。	1. 必要に応じ、電話による指導を実施する。 2. 督促状により督促する。
H		計画的ではないが、1年以 内に償還実績がある。	1. 督促状により督促する。 2. 電話又は訪問による指導を実施し、償還計 画書の策定を促す。
I		保証人（相続人）に償還の 意思はあるが、1年以上償 還が滞っている。	1. 督促状により督促する。 2. 訪問による指導を実施する。 3. 債還計画書の策定を促す。
J		保証人（相続人）に償還の 意思はなく、1年以上償還 が滞っている。	1. 督促状により督促する。 2. 訪問による指導を実施する。 3. 債還計画書の策定を促す。 4. 保証人（相続人）の状況を借受人（連帯借 受人）へ報告する。
K	本人及び保 証人（相続 人）とも償 還能力がな い、又は償 還困難であ る。	状況の変化により償還の見 込みがある。	1. 督促状により督促する。 2. 訪問による指導を実施する。
L		直近の償還実績後、10年以 内に償還の見込みがある。	1. 督促状により督促する。 2. 訪問による指導を実施する。
M		償還の見込みはない。	1. 不能欠損を検討する。

県の「「母子・父子・寡婦福祉資金償還滞納者台帳」記載要領」では過去1年以内に償還実績があつても一定の債権金額がある場合には保証人への督促が検討されるが、盛岡では本人に償還の意思なく1年以上償還が滞っている滞納債権についてのみ保証人への督促を検討しており、督促方針に相違がある。実態としては盛岡でも過去1年以内に償還実績があつても保証人への督促の対象としているが、ルールとして統一することが望ましいものと考える。

また、盛岡では、実務上の便宜から一定の要件を満たした滞納者債権については債権回収業者に外部委託を行っているが、盛岡での「ハイリスク債権管理実施要領」による滞納区分では滞納債権についての債権回収委託については記載がない。この点も踏まえて滞納債権分類のルールを統一することが望まれる。

### ③ 「母子相談ケースファイル」の保存期間について(意見)【共通事項】

貸付の申請者ごとに面談記録や申請書類一式が綴られている「母子相談ケースファイル」は、永年保存であることから貸付金の償還完了後も保存され続けており、ファイル数が膨大となって保管場所の確保に苦慮している振興局が見受けられた。

貸付金償還完了後の当該ファイルについて、永年保存の必要性を再検討し、必要に応じて処分方針を定めて順次処分するなど、保存場所の確保に向けた取組を行うことも検討されたい。

## II 農業改良資金等特別会計(以下「農改等特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

以下の事業の実施を目的として設けられた特別会計である。

①農業改良資金貸付事業

②就農支援資金貸付事業

ただし、①農業改良資金貸付事業は、平成22年度の農業改良資金助成法の改正に伴い、平成22年10月から貸付主体が県から日本政策金融公庫に変わり、②就農支援資金貸付事業は平成26年度の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、平成26年10月から貸付主体が県から日本政策金融公庫に変わっているが、国の経過措置により、平成26年9月までに借入計画が認定されている者へは、これまでどおり県による資金貸付が可能とされている。しかし、平成28年度までに県からの就農支援資金借入を希望していた者が、新制度による日本政策金融公庫からの借入を希望し、市町村から新たに就農計画の認定を受けたことから、平成27年8月以降の県の新規貸付見込みがなくなった。これらに伴って、農改等特会による新規の就農支援資金貸付事業は平成27年度で終了することから、当該特会は平成27年度末をもって廃止予定となっている。

#### (2) 設置時期

昭和31年

#### (3) 設置根拠

岩手県農業改良資金等特別会計条例第1条

#### (4) 所管部署

本庁	農業改良資金	農林水産部団体指導課金融共済担当
	就農支援資金	農林水産部農業普及技術課普及担当
出先	農業改良資金 就農支援資金	広域振興局農政部・農林部 広域振興局農政（林）部農林振興センター 農業改良普及センター
関係団体	農業改良資金	農業協同組合 岩手県信用農業協同組合連合会
	就農支援資金	農業公社

#### (5) 事業内容

##### ①農業改良資金貸付事業

都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業の担い手等がその自主性や創意を生かしつつ、農業改良措置を実施する場合に必要な資金を無利子で貸し付ける制度である。なお、「(1)設

置目的」に記載のとおり、平成 22 年 10 月から、貸付主体が県から日本政策金融公庫に変更されている。

資金の使途	貸付限度額	償還期間 ()うち据置期間	貸付対象者
新農業部門の経営開始	認定農業者：個人 1,800 万円、法人等 5,000 万円	10 (3) 年以内	認定農業者、認定就農者、主業農業経営の経営者、家族経営の経営主以外の農業者、法人格を有しない協業経営・作業受委託組織等、エコファーマー
新加工事業の経営開始	その他の担い手：導入に必要な経費の額の 8 割相当額と認定農業者貸付限度額のいずれか低い額		
農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入			
農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入			

## ②就農支援資金貸付事業

認定就農者（新たに就農しようとする青年等（既に就農しているものは対象外）が就農計画を作成し、岩手県就農計画認定委員会で審査のうえ知事が認定した者）を対象として、就農を支援する資金を無利子で貸し付ける制度であり、就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金の種類がある。なお、「(1) 設置目的」に記載のとおり、平成 26 年 10 月から貸付主体が県から日本政策金融公庫に変わっている。

### i )就農研修資金

農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金の貸付を行う制度である。

資金の使途	貸付限度額	償還期間 ()うち据置期間	最大貸付期間
(1) 農業大学校等研修教育施設における概ね 1 年以上の研修（授業料、教材費、研修視察等）	5 万円／月	青年：12(4) 年以内 ※特例 20(9) 年以内	在学期間
		中高年：7(2) 年以内 ※特例 12(5) 年以内	1 年
(2) 国内の先進農家等における 1 年以上の研修（旅費、調査分析機器購入費、視察研修費）	15 万円／月	青年：12(4) 年以内 ※特例 20(9) 年以内	2 年
		中高年：7(2) 年以内 ※特例 12(5) 年以内	1 年
(3) 国外の先進農家等における概ね 1 年以上の研修（旅費、図書等の購入費、滞在費等）			

資金の使途	貸付限度額	償還期間 ()うち据置期間	最大 貸付期間
(4)改良普及員等による 1 年以上の指導研修（先進地研修費、図書等購入費、調査分析機器購入費、教材用簡易施設費、肥料費等）	200 万円	青年：12(1)年以内 ※特例 20(6)年以内	1 年

※償還期間の特例：条件不利地域に就農した場合、償還期間、据置期間の特例措置が受けられる。

## ii )就農準備資金

他の就農準備に必要な資金の貸付を行う制度である。

資金の使途	貸付限度額	償還期間 ()うち据置期間	最大 貸付期間
就農先調査旅費、資格取得費、滞在費、住居移転費、敷金、礼金等	200 万円	青年：12(4)年以内 ※特例 20(9)年以内	一時金
		中高年：7(2)年以内 ※特例 12(5)年以内	

※償還期間の特例：条件不利地域に就農した場合、償還期間、据置期間の特例措置が受けられる。

## iii )就農施設等資金

農業経営を開始するのに必要な資金の貸付を行う制度である。

資金の使途	貸付限度額	償還期間 ()うち据置期間	最大 貸付期間
農業経営を開始する際の機械の購入費、施設の設置費、種苗、肥料等の資材の購入費  運転資金については、基本的に経営開始初年度のみ貸付対象であるが、就農計画に沿った規模拡大部分に相当する 1 年分の費用についてのみ、経営開始 2 年目以降についても貸付対象	青年：経営開始から 5 年目までの総額で 3,700 万円（2,800 万円を超える資金は、資金需要の 1/2 以内を貸付限度とする）  中高年：経営開始から 5 年目までの総額で 2,700 万円（1,800 万円を超える資金は、資金需要の 1/2 以内を貸付限度とする）	青年：12(5)年以内	就農 5 年度目まで
		中高年：12(5)年以内	

## (6) 岁入及び歳出決算額の推移(過去 5 年間)

### ① 農業改良資金貸付事業

#### i ) 岁入

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般会計繰入金	793	—	—	—	—
繰越金	429, 862	390, 990	38, 435	22, 015	18, 395
貸付金収入	50, 539	36, 603	19, 326	14, 204	7, 623
国庫借入金	—	—	—	—	—
その他収入	635	806	1, 118	1, 774	462
計	481, 829	428, 399	58, 879	37, 993	26, 480

#### ii ) 岁出

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸付金	—	—	—	—	—
償還金 (国庫)	60, 000	259, 560	24, 401	12, 883	9, 469
一般会計繰出金	30, 000	129, 800	12, 202	6, 443	4, 735
その他支出	839	604	261	272	59
計	90, 839	389, 964	36, 864	19, 598	14, 263

### ② 就農支援資金貸付事業

#### i ) 岁入

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般会計繰入金	29, 634	519	334	819	321
繰越金	36, 978	127, 058	109, 713	131, 501	121, 142
貸付金収入	37, 645	43, 936	111, 946	32, 165	31, 206
国庫借入金	81, 060	10, 674	—	11, 300	—
その他収入	53	38	—	—	—
計	185, 370	182, 225	221, 993	175, 785	152, 669

**ii )歳出**

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸付金	33,601	40,959	53,474	23,578	21,269
償還金（国庫）	24,252	24,252	24,252	24,252	24,252
一般会計繰出金	—	6,789	12,126	6,476	12,126
その他支出	459	512	640	337	323
計	58,312	72,512	90,492	54,643	57,970

**(7)平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額****①農業改良資金貸付事業****i )歳入**

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
一般会計繰入金	—	—
繰越金	18,395	18,395
貸付金収入	7,453	7,623
国庫借入金	—	—
その他収入	381	462
計	26,229	26,480

**ii )歳出**

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
貸付金	—	—
償還金（国庫）	14,488	9,469
一般会計繰出金	7,219	4,735
その他支出	4,522	59
計	26,229	14,263

## ②就農支援資金貸付事業

### i) 岁入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
一般会計繰入金	321	321
繰越金	121,142	121,142
貸付金収入	29,006	31,206
国庫借入金	—	—
その他収入	—	—
計	150,469	152,669

### ii) 岁出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
貸付金	112,496	21,269
償還金（国庫）	24,252	24,252
一般会計繰出金	12,126	12,126
その他支出	1,595	323
計	150,469	57,970

## (8) 貸付実績

### ①農業改良資金貸付事業

区分	直貸		転貸		合計	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成 16 年度	6	57,930	0	—	6	57,930
平成 17 年度	1	5,250	3	67,000	4	72,250
平成 18 年度	2	12,916	3	14,700	5	27,616
平成 19 年度	0	—	2	6,360	2	6,360
平成 20 年度	0	—	0	—	0	—
平成 21 年度	0	—	0	—	0	—
平成 22 年度	0	—	0	—	0	—

(注 1) 直貸は県が直接事業者に貸し付けるスキームであり、転貸は県が農業協同組合等に貸付を行い農業協同組合等が事業者に貸付を行うスキームである。直貸は県が直接信用リスクを負うのに対し、転貸は岩手県農業信用基金協会の債務保証の対象となっているため、県が直接信用リスクを負うことはない。直貸にするか転貸にするかは事業者が判断するため、基本的に県の裁量はない。

(注 2) 平成 19 年度以降平成 22 年 9 月まで直貸の貸付実績はない（平成 22 年 10 月からは日本政策金融公庫が貸付主体となった。）。

## ②就農支援資金貸付事業

区分	種類					
	就農研修資金		就農準備資金		就農施設等資金	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成22年度	2	1,200	0	—	12	33,601
平成23年度	4	2,400	0	—	15	40,959
平成24年度	2	1,200	0	—	21	53,474
平成25年度	0	—	0	—	8	23,578
平成26年度	0	—	0	—	8	21,269

(注) ①就農研修資金と②就農準備資金は、県が農業公社に対し原資を貸付け、農業公社から融資機関である各地域の農協を通じて事業者に貸し付けるスキームである。③就農施設等資金は、県が融資機関である各地域の農協を通じて事業者に貸し付けるスキームである。  
 ①と②は、農業信用基金協会の保証対象とならず、農業公社が信用リスクを負う。一方、③は、農業信用基金協会の保証対象となることから、県が直接信用リスクを負うことはない。

## (9) 貸付目的別新規貸付、償還額、不納欠損額、年度末残高の推移(過去5年間)

### ①農業改良資金貸付事業(実地監査を実施した振興局のみ記載)

#### i ) 盛岡

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規貸付額	—	—	—	—	—
償還額	13,567	7,677	3,342	2,742	2,600
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	35,526	27,849	24,507	21,765	19,165

#### ii ) 県南(奥州)

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規貸付額	—	—	—	—	—
償還額	9,193	6,872	4,626	1,850	—
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	15,083	8,211	3,585	1,735	1,735

### iii) 県北(二戸)

(単位 : 千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規貸付額	—	—	—	—	—
償還額	12,068	10,668	1,768	1,768	1,499
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	15,703	5,035	3,267	1,499	—

### ②就農支援資金貸付事業

(単位 : 千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規貸付額	件数	12	15	21	8
	金額	33,601	40,959	53,474	23,578
償還額		37,645	43,936	119,946	32,165
不納欠損額		—	—	—	—
年度末残高		360,666	357,689	299,217	290,630
					280,693

## 2. 実地監査場所

- ・本庁
- ・盛岡
- ・県南（奥州）
- ・県北（二戸）
- ・農業公社

本庁で予算決算額の推移に関する確認や全般的な事項の実地監査を行うほか、より実務的な事務事業の執行状況を確認するため、事業の内容や規模を勘案し、実地監査の対象として盛岡、県南（奥州）、県北（二戸）を選択した。

また、実質的な就農支援資金貸付事業者である農業公社を実地監査の対象とした。

## 3. 監査手続

「1. 特別会計の概要（8）貸付実績」に記載のとおり、農業改良資金は平成 19 年度を最後に直貸の貸付実績がないため、新規貸付に係る事務手続きが法令、規則等に準拠しているかは検証対象としていない。また、上記「1. 特別会計の概要（1）設置目的」に記載のとおり、農改等特会は、平成 27 年度末をもって廃止予定であることから、特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかは検証対象としていない。主として以下に記載の監査手続きを実施した。

- ① 貸付金の償還事務手続きが、岩手県農業改良資金貸付規則、岩手県農業改良資金事務取扱要領等及び岩手県就農支援資金貸付等要領に従い適切に実施されているかを、決裁文書（調定票）並びに貸付台帳の閲覧及び質問により確かめた。
- ② 貸付金の管理が、岩手県農業改良資金貸付規則、岩手県農業改良資金事務取扱要領等及び岩手県就農支援資金貸付等要領、債権管理マニュアルに従い適切に実施されているかを、貸付台帳、回収先との接触記録、債務返済確認書等の書類の閲覧及び質問により確かめた。
- ③ 農業公社の事業報告内容、決算書類の適切性を確かめるとともに、農業公社の実施する貸付金の償還手続きについて①に準じる手続きを実施した。

#### 4. 監査結果

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

なお、「（3）農業公社について」に関しては、農業公社の概要も記載している。

##### (1) 貸付金の償還事務について

貸付先からサンプルを抽出し、償還事務が所定の規則や要領に基づき実施されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

##### (2) 債権管理について

貸付先からサンプルを抽出し、債権管理事務が所定の規則や要領に基づき実施されているかを確かめた結果、農改等特会として、個別に指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

##### (3) 農業公社について

###### ① 農業公社の概要

農業公社は県の公社等外郭団体（平成 26 年度指定 56 団体）として指定されている。農業公社の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）は以下のとおりである。

###### i ) 基本情報

名称	公益社団法人 岩手県農業公社	代表者	理事長 工藤 孝男
所在地	岩手県盛岡市神明町 7 番 5 号	所管部局	農林水産部 農業振興課
電話/FAX	019-651-2181 / 019-624-5107	ホームページ	<a href="http://www.i-agri.or.jp/">http://www.i-agri.or.jp/</a>
設立	昭和 46 年 7 月 14 日 (前身 株岩手農地開発公社 昭和 32 年 5 月 4 日)	県出資額	40,000 千円
設立目的 (定款)	公社は、農地保有合理化の促進をはじめ農業構造の改善に資する事業等を推進するとともに、優れた農業担い手の育成確保を図り、もって岩手県の農業の発展及び農村地域の振興並びに地域住民の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。		

沿革	昭和 32 年 5 月 株岩手農業開発公社を設立
	昭和 35 年 5 月 工場用地を取得し、大型機械の整備工場、機械格納庫、工場事務所及び職員寮並びに付帯設備を建設
	昭和 46 年 3 月 農地法の一部改正に伴い、新たに農地保有合理化促進事業を実施するため、社団法人岩手県農地管理開発公社を設立して旧公社の事業並びに資産等を移譲し、旧公社（株式会社）を解散した。
	平成 6 年 4 月 県が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、県の区域を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人として位置づけられた。
	平成 14 年 4 月 財団法人岩手県農業担い手育成基金（平成 3 年 11 月 29 日設立）と統合し、「社団法人岩手県農業公社」に社名を変更した。また、青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の規定に基づき、岩手県青年農業者等育成センターとしての指定を受ける。
	平成 17 年 4 月 農業の職業に関する無料職業紹介の業務に取り組むため、職業安定法第 33 条の許可を受けて岩手県農業公社無料職業紹介事務所を開設した。
事業内容	平成 24 年 4 月 公益社団法人岩手県農業公社を設立した。
	<p>(1) 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する事業</p> <p>(2) 農地の担い手の確保及び育成並びに定着促進に関する事業</p> <p>(3) 農用地の造成改良及び整備改良並びに農業用施設、機械等の整備に関する事業</p> <p>(4) 繁殖雌牛及び家畜飼養管理施設並びに農業用機械の貸付に関する事業</p> <p>(5) 国、県又は市町村等からの農業振興に係る業務の受託及び請負に関する事業</p> <p>(6) 耕起、播種及び収穫等の農作業の受託に関する事業</p> <p>(7) 南畠地区事業用地の処分にかかる宅地建物取引業</p> <p>(8) 前各号に規定するもののほか、目的を達成するために必要な事業</p> <p>⇒上記事業のうち、(3) の農用地の造成改良整備事業の一部を収益事業（一般受託事業）として実施するほか、(7) の南畠地区事業用地の処分に係る事業を収益事業として実施している。</p>
常勤職員 の状況	合計 49 名 うち県派遣 0 名 うち県 OB 5 名
	職員の平均年収 5,408 千円（平均年齢 49.9 歳）平成 26 年度実績
常勤役員 の状況	合計 4 名 うち県派遣 0 名 うち県 OB 3 名
	役員の平均年収 2,188 千円（平均年齢 62 歳）平成 26 年度実績

ii) 決算状況の分析等

(1) 貸借対照表		(単位 : 千円)		
科目		平成25年度	平成26年度	増減
I 資産の部				
1. 流動資産				
預金	47,815	58,227	10,412	
未収金	1,476,063	1,139,803	△336,260	
事業用地	1,057,596	1,050,394	△7,202	
その他	37,585	51,823	14,238	
流動資産合計	2,619,059	2,300,247	△318,812	
2. 固定資産				
(1) 特定資産				
担い手育成特定資産	2,000,000	2,000,000	0	
特定資産合計	2,000,000	2,000,000	0	
(2) その他固定資産				
建物	82,384	82,384	0	
建物減価償却累計額	△68,838	△69,642	△804	
機械及び装置	384,378	386,790	2,412	
機械及び装置減価償却累計額	△315,392	△342,328	△26,936	
その他有形固定資産	36,646	37,429	783	
その他減価償却累計額	△17,341	△20,570	△3,229	
リース資産	216,190	102,588	△113,602	
土地	31,032	31,032	0	
投資有価証券・出資金	13,669	9,315	△4,354	
貸付金	54,240	42,585	△11,655	
貸倒引当金	△12,138	△10,515	1,623	
その他	11,083	11,693	610	
その他固定資産合計	415,913	260,761	△155,152	
固定資産合計	2,415,913	2,260,761	△155,152	
資産合計	5,034,972	4,561,008	△473,964	
II 負債の部				
1. 流動負債				
支払手形	281,848	86,267	△195,581	
未払金	583,210	533,200	△50,010	
短期借入金	1,727,119	1,650,333	△76,786	
賞与引当金	19,801	16,363	△3,438	
完工工事補償引当金	10,980	16,553	5,573	
その他	66,325	49,964	△16,361	
流動負債合計	2,689,283	2,352,680	△336,603	
2. 固定負債				
長期借入金	304,713	303,784	△929	
リース未払金	216,190	102,588	△113,602	
退職給付引当金	146,988	107,047	△39,941	
その他	52,470	49,056	△3,414	
固定負債合計	720,361	562,475	△157,886	
負債合計	3,409,644	2,915,155	△494,489	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産	2,000,000	2,000,000	0	
指定正味財産合計	2,000,000	2,000,000	0	
(うち基本財産への充当額)	△2,000,000	△2,000,000	0	
2. 一般正味財産	△374,671	△354,146	20,525	
正味財産合計	1,625,329	1,645,854	20,525	
負債及び正味財産合計	5,034,973	4,561,009	△473,964	

## (2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	平成25年度	平成26年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	26,773	5,360	△21,413
事業収益	1,879,974	1,627,200	△252,774
受取補助金	3,979,314	4,145,728	166,414
雑収益	6,922	10,142	3,220
貸倒引当金戻入額	7,972	1,623	△6,349
完成工事補償引当金戻入額	5,095	0	△5,095
経常収益計	5,906,050	5,790,053	△115,997
(2) 経常費用			
事業費	5,872,467	5,757,012	△115,455
管理費	12,913	11,373	△1,540
経常費用計	5,885,380	5,768,385	△116,995
当期経常増減額	20,670	21,668	998
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	57,200	0	
経常外収益計	57,200	0	△57,200
(2) 経常外費用	0	0	
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	57,200	0	△57,200
税引前当期一般正味財産増減額	77,870	21,668	△56,202
法人税、住民税及び事業税	864	1,143	279
当期一般正味財産増減額	77,006	20,525	△56,481
一般正味財産期首残高	△451,675	△374,671	77,004
一般正味財産期末残高	△374,669	△354,146	20,523
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	△349,000	0	349,000
指定正味財産期首残高	2,349,000	2,000,000	△349,000
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	1,625,331	1,645,854	20,523

### (3) 財務指標

財務指標	平成 25 年度	平成 26 年度	計算式
自己資本比率 (%)	32.3	36.1	=正味財産/総資本×100
流動比率 (%)	97.4	97.8	=流動資産合計/流動負債合計 ×100
有利子負債比率 (%)	34.4	36.1	=有利子負債/総資産×100
管理費比率 (%)	1.8	2.1	=管理費/経常費用×100
人件費比率 (%)	8.2	9.4	=人件費/経常費用×100
独立採算度 (%)	101.3	100.4	= (経常収益+経常外収益-補助金収入[運営費補助]) / (経常費用+経常外費用) ×100
総資本経常利益率 (%)	1.3	1.3	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

### (4) 県の財政的関与

(単位 : 千円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
長期貸付金残高	67,579	67,579
損失補償	237,134	240,798
補助金	1,160,555	3,497,931
委託料（指定管理料を除く）	34,474	43,340

## ② 監査結果

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

### i ) 違約金残額の通知について(意見) 【農業公社】

農業公社では、延滞債権の債務者に対して、年度末に一年分の入金額と償還残額を通知する領収証書、2ヶ月に一度償還額と償還残額を通知する「就農支援資金分割返済額及び償還残額のお知らせ」を送付している。しかしながら、両書類とともに、元金償還額と残額の記載のみであり、違約金残額の記載がない。また、延滞した際に債務者との間で取り交わす分割返済確約書には、年 12.25% の違約金が発生する旨の注意書きはあるものの、元金の償還スケジュールの記載しかなく、その時点での違約金の残額の記載はない。

違約金は、年 12.25% の割合で発生し、元金の償還遅延に応じては、相当程度の金額になる場合も十分考えられるが、一方で、債務者としては元金の返済は当然意識するものの、違約金については、債権者からの通知なり定期的に残高を確認しないと実感できない場合もありうる。確かに元金を完済しなければ違約金の発生はストップしないため元金の償還が最優先ではあるし、多額の違約金があることを実感することにより、逆に債務者の返済意欲をそいでしまう可能性も否定できないことは理解できる。

しかしながら、償還の都度発生する違約金については、元金回収後にあらぬトラブルにならないよう、債務者の状況にも配慮しつつ、その都度残高も通知することを検討していただきたい。

### **Ⅲ 県有林事業特別会計(以下県有林特会という)**

#### **1. 特別会計の概要**

##### **(1)設置目的**

県有林事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設けられた特別会計である。

##### **(2)設置時期**

昭和 46 年

##### **(3)設置根拠**

岩手県県有林事業特別会計条例

県営林造成基金条例

公営林造成基金条例

県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則

##### **(4)所管部署**

農林水産部 森林保全課

##### **(5)事業内容**

県有林は、明治 42 年に国有林を取得して以降、各時代の社会的、経済的な要請を反映しながら、県有模範林と県行造林の区分ごとに森林を造成し、県内民有林経営の振興に寄与してきた。県有林事業は、平成 12 年をもって新規造成を終了したため、現在は間伐事業を中心に実施されているが、森林整備を通じて山林地域での雇用の安定等に大きく貢献しているとともに、再生可能な循環資源である木材生産を始め、県土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全など、公益的機能の高度発揮を通じ、県民生活にとって重要な環境の維持・向上の役割を担っている。

なお、平成 19 年度の社団法人岩手県林業公社（以下「林業公社」という。）の解散に伴い、林業公社事業については、県が引き継ぎ管理している。このため、県では、平成 19 年度から、県有模範林と県行造林を県営林、旧林業公社営林を公営林として管理している。

県有林の主な区分と平成 26 年度末の数量情報は以下のとおりである。

(単位：面積ha、蓄積m<sup>3</sup>)

種別	事業区数	面積	経営林(施業地)の内訳							
			人工林	天然林N	天然林L	伐採跡地	除地	計		
県 営 林	旧県行造林	15	面積	642	2	194	72	36	946	
			蓄積	162,953	472	16,993	0	0	180,418	
	水源林 県行造林	144	面積	7,258	50	674	1,433	361	9,776	
			蓄積	1,885,527	10,753	52,120	0	0	1,948,400	
	特殊材備蓄林 県行造林	44	面積	1,047	2	132	339	71	1,591	
			蓄積	252,149	596	12,214	0	0	264,959	
	新県行造林	1,948	面積	33,286	37	4,284	309	2,395	40,310	
			蓄積	7,434,668	7,938	269,584	0	0	7,712,190	
	計	2,151	面積	42,233	91	5,283	2,154	2,863	52,623	
			蓄積	9,735,297	19,759	350,911	0	0	10,105,967	
公 営 林	県有模範林	12	面積	4,262	66	920	0	251	5,500	
			蓄積	1,036,472	17,073	21,651	0	0	1,075,196	
	計	2,163	面積	46,495	157	6,203	2,154	3,114	58,123	
			蓄積	10,771,769	36,832	372,562	0	0	11,181,163	
	公営林	872	面積	22,971	32	580	36	1,362	24,981	
			蓄積	4,069,886	1,268	530	0	0	4,071,684	
	公益保全森林	19	面積	146	0	1	0	3	151	
			蓄積	9,225	0	0	0	0	9,225	
	計	891	面積	23,117	32	581	36	1,365	25,132	
			蓄積	4,079,111	1,268	530	0	0	4,080,909	
合計		3,054	面積	69,613	189	6,784	2,191	4,479	83,255	
			蓄積	14,850,880	38,100	373,092	0	0	15,262,072	

(注1) 面積は施業外地を除いた数値。

(注2) 天然林には造林後の諸要因から天然化した林分を含む。

(注3) 端数処理により、合計が合わない場合がある（以降の表においても同様）。

また、樹種別の数量情報は以下のとおりである。

種別	事業区数	面積	樹種別の内訳							
			スギ	アカマツ	カラマツ	その他N	広葉樹	計		
県 営 林	旧県行造林	15	面積	75	182	387	0	194	837	
			蓄積	33,676	47,819	81,889	41	16,993	180,418	
	水源林 県行造林	144	面積	839	1,986	4,482	2	674	7,982	
			蓄積	349,895	460,901	1,085,321	163	52,120	1,948,400	
	特殊材備蓄林 県行造林	44	面積	66	830	152	1	132	1,181	
			蓄積	26,150	190,767	35,828	0	12,214	264,959	
	新県行造林	1,948	面積	13,650	11,986	7,440	246	4,284	37,606	
			蓄積	3,787,332	2,345,917	1,260,561	48,796	269,584	7,712,190	
	計	2,151	面積	14,630	14,983	12,460	249	5,283	47,606	
			蓄積	4,197,053	3,045,404	2,463,599	49,000	350,911	10,105,967	
公 営 林	県有模範林	12	面積	1,439	1,487	1,155	205	962	5,249	
			蓄積	425,386	344,068	213,944	68,362	23,436	1,075,196	
	計	2,163	面積	16,069	16,471	13,616	454	6,245	52,855	
			蓄積	4,622,439	3,389,472	2,677,543	117,362	374,347	11,181,163	
	公営林	872	面積	8,001	10,206	4,771	24	580	23,583	
			蓄積	1,735,831	1,649,880	680,826	4,617	530	4,071,684	
	公益保全森林	19	面積	121	0	24	2	1	148	
			蓄積	7,075	0	2,052	98	0	9,225	
	計	891	面積	8,122	10,206	4,795	26	581	23,730	
			蓄積	1,742,906	1,649,880	682,878	4,715	530	4,080,909	
合計		3,054	面積	24,191	26,677	18,410	480	6,827	76,586	
			蓄積	6,365,345	5,039,352	3,360,421	122,077	374,877	15,262,072	

主要な区分の内容は以下のとおりである。

### ① 新県行造林

県有林 6 万 ha の造成目標を達成するため、昭和 33 年に制定された「県有林の造成に関する条例」及び昭和 39 年に制定された「県有林造成基金条例」に基づき、昭和 34 年から平成 12 年までに造成された県有林の中では最も新しい分収造林である。

県行造林は、地権者は県以外の者であり、県は、県行造林契約に基づき、地上権を設定し、県有林の維持管理を行っている。県が県有林産物公売により売却した立木代金の一部（4 割が主流）が、分収交付金として地権者に支払われる。

### ② 県有模範林

県が地権者となっている県有林である。

県有模範林は、県有林の中では最も古く昭和 20 年代から伐採期を迎える、以降伐採、販売を開始し、その事業収益は一般会計に繰り出され、その時々の県の自主財源として財政に寄与してきたものである。

### ③ 公営林

公営林は、上述したとおり、林業公社が造成した分収造林を県が承継した森林であり、北上高地及び奥羽山間地域を中心とした 15 市町村に所在している。

本特別会計においては、一般会計、県有林造成基金からの繰入金及び附属収入をもってその歳入とし、公債償還金、事業費及び附属諸支出をもってその歳出としている。

## (6)基金残高の増減

### ①県有林造成基金

区分		平成25年度末 残高	増	減	平成26年度末 残高
不動産	山林（千m <sup>2</sup> ）	55,657			55,657
	〃（千円）	1,123,745			1,123,745
	立木（千m <sup>3</sup> ）	10,829	265		11,094
	〃（千円）	18,035,436		82,221	17,953,215
物件（地上権）（千m <sup>2</sup> ）	527,877			1,646	526,231
現金	303,880			66,908	236,971
金額計（千円）	19,463,061	0	149,130		19,313,931

### ②公営林造成基金

区分		平成25年度末 残高	増	減	平成26年度末 残高
不動産	山林（千m <sup>2</sup> ）				0
	〃（千円）				0
	立木（千m <sup>3</sup> ）	3,934	130		4,064
	〃（千円）	58,176,924		5,321	58,171,602
物件（地上権）（千m <sup>2</sup> ）	253,434			602	252,832
現金	33,065	5,321			38,386
金額計（千円）	58,209,988	5,321	5,321		58,209,988

## (7)歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

### ①歳入

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国庫補助金	156,957	94,526	193,844	205,388	203,682
財産収入	490	149	196	239	185
一般会計繰入金	3,052,312	3,181,794	3,133,896	3,015,412	2,815,102
基金繰入金	655,459	449,483	58,045	240,924	294,909
繰越金	39,755	143,209	207,219	255,840	217,680
諸収入	134,503	169,683	197,811	187,139	212,886
県債	53,000	35,000	—	—	—
計	4,092,476	4,073,844	3,791,011	3,904,942	3,744,444

## ②歳出

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
管理運営費	2,879,321	2,668,173	2,628,911	2,689,518	2,679,267
県行造林造成事業費	468,212	597,316	325,053	421,695	436,956
模範林造成事業費	16,596	20,119	18,955	53,472	16,282
公営林造成事業費	580,101	581,017	562,251	520,992	513,713
災害復旧費	5,037	0	0	1,584	2,408
計	3,949,267	3,866,625	3,535,170	3,687,261	3,648,626

(注 1) 管理運営費及び公営林造成事業費には、公債費（日本政策金融公庫借入金の償還額）が含まれている。各年度の償還額は、「（10）県有林特会に係る公債の発行、償還、年度末残高の推移（過去 5 年間）」参照

分取林の売り払い等による諸収入は毎年度 1～2 億円はあるものの、過去の造成事業にかかわって発行した県債の償還費や人件費等にかかる費用の大部分は、一般会計からの繰入金及び基金からの繰入金収入で賄っているのが現状である。

## (8) 平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額

### ①歳入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
国庫補助金	557,185	203,682
財産収入	178	185
一般会計繰入金	2,815,102	2,815,102
基金繰入金	294,909	294,909
繰越金	217,680	217,680
諸収入	221,661	212,886
県債	—	—
計	4,106,715	3,744,444

(注) 国庫補助金の予算額と決算額の差額は、主に未収繰越額 351,640 千円である。

## ②歳出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
管理運営費	2,682,641	2,679,267
県行造林造成事業費	693,488	436,956
模範林造成事業費	29,133	16,282
公営林造成事業費	699,045	513,713
災害復旧費	2,408	2,408
計	4,106,715	3,648,626

## (9)事務費の推移(過去 5 年間)

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
賃金	13,057	13,040	11,864	8,952	8,020
報償費	125	374	237	79	58
旅費	5,764	6,461	6,348	6,153	6,008
需用費	5,323	5,149	4,104	2,717	2,896
役務費	1,772	1,957	2,054	1,908	1,810
使用料及び賃借料	207	162	70	66	91
備品購入費	1,101	1,752	2,993	1,685	2,548
計	27,351	28,898	27,673	21,564	21,434

## (10)県有林特会に係る公債の発行、償還、年度末残高の推移(過去 5 年間)

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発行額	53,000	35,000	—	—	—
償還額	約定償還	2,241,956	2,222,439	2,300,997	2,369,555
	繰上償還	701,853	489,278	378,587	379,426
	計	2,943,809	2,711,717	2,679,584	2,748,981
年度末残高	元金	65,793,456	64,588,700	63,356,634	62,031,052
	利息	33,133,451	31,348,597	29,638,393	27,978,693
	計	98,926,908	95,937,297	92,995,028	90,009,746

(11) 公債の償還スケジュール

(単位：百万円)

	県営林			公営林			計		
	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計
H27	596	1,053	1,649	495	321	816	1,091	1,374	2,465
H28	621	1,044	1,664	514	314	828	1,135	1,357	2,492
H29	747	1,034	1,782	537	306	843	1,285	1,340	2,625
H30	763	1,023	1,786	576	298	873	1,338	1,321	2,659
H31	794	1,012	1,806	619	289	908	1,413	1,301	2,714
H32	806	1,000	1,806	597	280	877	1,403	1,280	2,683
H33	818	988	1,806	614	271	885	1,432	1,259	2,691
H34	822	975	1,797	630	262	893	1,453	1,238	2,690
H35	914	963	1,877	666	253	920	1,580	1,217	2,797
H36	1,012	948	1,960	720	244	964	1,732	1,192	2,924
H37	1,124	929	2,053	755	233	988	1,879	1,162	3,041
H38	1,243	907	2,150	790	221	1,011	2,033	1,128	3,161
H39	1,251	880	2,131	820	209	1,028	2,071	1,089	3,159
H40	1,253	851	2,104	840	195	1,034	2,092	1,046	3,139
H41	1,268	820	2,088	848	180	1,029	2,116	1,000	3,116
H42	1,292	785	2,077	849	165	1,014	2,140	951	3,091
H43	1,310	747	2,057	837	150	987	2,147	897	3,045
H44	1,323	706	2,029	828	135	962	2,151	841	2,992
H45	1,478	662	2,141	817	119	936	2,295	782	3,077
H46	1,631	615	2,246	795	104	898	2,426	718	3,144
H47	1,760	564	2,323	785	89	873	2,544	652	3,197
H48	1,871	509	2,380	767	74	841	2,638	583	3,221
H49	1,965	452	2,416	730	59	789	2,695	511	3,205
H50	1,906	392	2,297	689	44	734	2,595	436	3,031
H51	1,826	335	2,162	294	30	324	2,121	366	2,486
H52	1,718	282	2,000	263	23	285	1,981	305	2,286
H53	1,597	233	1,830	212	16	228	1,809	249	2,058
H54	1,458	189	1,647	162	11	173	1,620	200	1,820
H55	1,329	150	1,479	116	7	123	1,445	157	1,602
H56	1,178	116	1,293	79	5	84	1,257	120	1,377
H57	1,018	87	1,105	53	3	56	1,071	90	1,161
H58	859	65	923	33	2	35	891	67	958
H59	698	47	745	20	1	21	718	49	766
H60	551	35	585	12	1	13	563	35	598
H61	417	25	442	8	0	9	425	26	451
H62	302	18	320	5	0	5	307	18	325
H63	217	13	231	3	0	3	220	13	234
H64	160	10	170	1	0	1	161	10	171
H65	114	7	121	1	0	1	114	7	122
H66	76	6	81	0	0	0	76	6	81
H67	64	4	68	0	0	0	64	4	68
H68	60	3	63	0	0	0	60	3	63
H69	52	2	54	0	0	0	52	2	54
H70	37	1	38	0	0	0	37	1	38
H71	22	0	22	0	0	0	22	0	22
H72	6	0	7	0	0	0	6	0	7

## **2. 実地監査場所**

- ・本庁
- ・盛岡
- ・県南（奥州）
- ・県北（二戸）

本庁で予算決算額の推移に関する確認や全般的な事項の実地監査を行うほか、より実務的な事務事業の執行状況を確認するため、事業内容や事業規模を勘案し、実地監査の対象として盛岡、県南（奥州）、県北（二戸）を選択した。

## **3. 監査手続**

上記「1. 特別会計の概要（5）事業内容」に記載のとおり、県有林は平成12年度以降は新規造成実績がないため、県行造林契約及び分取造林契約に係る事務手続きが県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則等に準拠しているかは検証対象としていない。主として以下に記載の監査手続きを実施した。

- ①特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠条例の確認及び質問により確かめた。
- ②県有林の経営計画及び事業計画が、県有林経営規程に基づき適切に作成されるとともに実行されているかを、経営計画、事業計画の閲覧及び質問により確かめた。
- ③立木の売却事務手続きが、県有林の産物売扱規程、県有林の産物売扱要綱に従い適切に実施されているかを、決裁文書等の書類の閲覧及び質問により確かめた。
- ④その他の契約事務（発注事務）、基金財産の使用許可等の事務手続きが、所定の規則に従い適切に実施されているかを、決裁文書の閲覧及び質問により確かめた。

#### **4. 監査結果**

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

##### **(1) 特別会計の運営状況について**

県有林事業は、造成、植林から伐採に至るサイクルが半世紀以上にわたる超長期的な事業であるため、「1. 特別会計の概要（1）設置目的」に記載のとおり、県有林事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために特別会計を設置することに異論はないところである。

他方で、多額の公債費を抱える本件事業について、以下の点について監査人の意見を申し添える。

###### **① 公債費残高の推移について（意見）【共通事項】**

「1. 特別会計の概要（1.1）公債の償還スケジュール」に記載のとおり、過去に造成事業を実施するに際して発行した公債（現日本政策金融公庫からの借入金）の償還額は、平成30年後半から平成50年前半にかけてピークを迎える、平成72年に償還が完了するが、平成26年度末現在で871億円の公債残高（利息を含む）を抱えている。

本事業に係る県外部からの歳入は、立木の売払収入が主たるものであるが、年間2～4億円程度であるため、年間約25億円の公債の償還額は、一般会計からの繰入金で賄わざるを得ない状況であり、将来の利息負担を軽減する観点からは、繰上償還により早期に残高を減少させることを目指す必要がある。

今後は、昭和中期に植栽した立木の伐期を迎える事業区が増加することから、立木の売払収入の増加が見込まれるもの、立木の伐採は、土砂災害等から県土を保全し、生態系維持のための自然環境の保全の観点から、計画的に行うべきものであるため、売払収入を飛躍的に増加させることは困難であるとも思料する。

今後は立木の売払収入と事業費見込みを踏まえ、県営林造成基金及び公営林造成基金からの繰入金と基金残高のバランスに配慮した基金運営を行いつつ、公債残高の早期圧縮に努める方策を検討する時期に来ているといえよう。

この点、「県有林第5次基本計画」において、平成25年度～平成34年度までの収支計画を定めており、繰上償還も積極的に取り入れた収支計画を立案し、概ね計画どおりに実行中である。今後も当該計画の実行可能性を確保しつつ、着実に計画を実行していただきたい。

(単位：百万円)

区分	項目	前期						後期（平成30年度～平成34年度）
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計	
収入	国庫補助金	206	138	201	201	201	947	1,015
	基金繰入金	276	180	200	200	200	1,056	1,000
	一般会計繰入金	3,052	2,987	3,069	3,086	3,168	15,362	16,026
	諸収入	133	202	204	205	206	950	1,100
	計	3,667	3,507	3,674	3,692	3,775	18,315	19,141
支出	保育事業費	450	271	395	395	395	1,906	1,995
	公庫償還金	2,750	2,725	2,767	2,784	2,866	13,892	14,516
	管理費	357	335	335	335	335	1,697	1,675
	分収交付金	110	176	177	178	179	820	955
	計	3,667	3,507	3,674	3,692	3,775	18,315	19,141

## ② 県営林造成基金と公営林造成基金の立木の評価額について(意見)【共通事項】

それぞれの基金における立木の評価額と評価方法は以下のとおりである。

区分	数量 (千m <sup>3</sup> )	評価額 (千円)	評価方法
県営林	11,094	17,953,214	市場価格が発生している立木について、市場価値逆算式（素材（丸太）の市場価格から伐採・搬出に要する事業費等を控除して立木価格を求める手法）で時価を算定している。
公営林	4,064	58,171,602	公営林は、平成19年5月に林業公社より分収造林を承継したものである。公営林の承継時における県の取得価額は承継時ににおける林業公社の帳簿価額としている。

上表のとおり、県営林と公営林で評価方法が異なっており、評価額も大きく異なっている。これは、評価方法欄に記載のとおり、県営林は、もともと県直営で実施していた事業で林齢が高いため時価での評価としていたのに対し、公営林は、平成19年度の林業公社の解散に伴って承継した立木について、林齢が低いため取得価額を林業公社の帳簿価格で承継することを、当時の県議会において議決した経緯があるためである。従って、当時の評価額の決定方法や決定額の妥当性に異論を唱えるということでは決してない。

しかしながら、一方で、平成27年1月23日に総務大臣より発せられた「統一的な基準に基づく地方公会計の整備促進について」における財務書類の作成方法には、立木の評価方法に関する指針も示されており、当該方法に従って財務書類を作成する上で、異なる評価方法で算出した基金台帳の評価額をそのまま財務書類の評価額とすることには疑問がある。

もちろん、今後本件について県として評価方法を検討することになると考えるが、その際には、上記事項も十分考慮に入れた上で評価方法を決定する必要があると考える。

新地方公会計による財務書類作成の趣旨は、今後の維持更新投資にかかる投資計画に資する情報を提供することにあるため、必ずしも精緻な手法により評価することは求められない。また、県有林事業が今後新たな造成を行うことを前提としていることからも、今後の投資計画は必ずしも重要ではなく、計画的な伐採による収入を確保しつつ、当面は間伐や維持管理の

ための費用と造成時の公債償還金を一般会計からの繰入金に大きく依存することになることを財務書類に表現することの方が重要であると考える。

立木の評価額は市場価値（売却価値）によるべきものと考えるが、統一的な基準に基づく財務書類の作成基準のひとつである「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、以下の方法による再調達価額とすることが原則とされており、本手引きを踏まえ、県営林と公営林に共通の評価方法の確立が求められるところである。

なお、以下の方法を採用する場合、財務書類に現在の基金台帳の金額と異なる金額が計上されることとなるが、基金台帳と財務書類はその目的を異にする書類であることから、必ずしも金額の一致が求められるものではないと考えられる。

### （3）立木竹

78. 立木竹については、他に合理的な算定方法がない場合、原則として保険金額によることとします。保険金額については、樹種、樹齢、面積により定まりますので、所在地とともに、少なくともこれらの項目は管理する必要があります。なお、以下の樹種・樹齢別単価は、「森林国営保険」が参考となります。

$$\textcircled{O} \text{ 再調達価額} = \text{樹種・樹齢別面積} \times \text{樹種・樹齢別単価} (\text{円}/\text{ha})$$

79. 開始後の再評価については、63段落のとおり、原則として行わないこととしていますが、立木竹は非償却資産であるなかで、逆に経過年数とともに価値が高まっていく資産であるため、事務負担を踏まえた上で、金額等の重要性の観点に照らして対応を検討する必要があります。再評価の頻度について定めはありませんが、保険金額と樹齢の関係から6年に1回程度の再評価が適当と考えられます。

80. なお、重要性の観点から、資産として価値が無視できる立木竹（雑木等）や、市場が形成されておらず適正に見積・評価できない立木竹（樹齢が相当古く樹齢が不明な場合や、立木が単独で歴史的価値を有する場合等）は、算定対象としないことができます。したがって、統一的な基準において算定対象となる立木竹は、保険対象樹種であって、樹齢・樹種が管理されているものであり、例えば分収林等が対象となることが考えられます。

## （2）県有林の経営計画等について

平成26年度の県有林の経営計画（本庁作成）及び事業計画（各振興局作成）が、県有林経営規程に基づき適切に作成され、整合をとった形で実行されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

### (3) 立木の売却事務について

平成 26 年度の売却案件（3 件）について、売却先の選定や、売却価格の決定、地権者への分収金の算定が所定の規則や要綱及び県行造林契約等に基づき適切に実施されているかを確かめた結果、以下の意見すべき事項を発見した。

#### ① 県有林産物(立木)売買契約書の記載事項について(意見) 【県南(奥州)】

県有林産物(立木)売買契約書の第 1 条には、売買物件の種類及び数量を記載することとなっているが、売買契約書を閲覧したところ、樹種別の契約数量の記載がなく、下表のとおり合計の数量のみの記載となっていた。

売払番号	樹種	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	摘要
第 XX 号	スギ アカマツ カラマツ 広葉樹 他	XX	XX	XX	

予定価格を設定する上で、また、入札説明書への記載事項として、樹種別の契約数量を把握したうえで売買契約書に記載する必要がある。当該情報は調査の上当然に把握している情報であるため、実質的な問題ではないものの、契約者双方が売買対象物を契約書面にて確認し、不測の事態が生じた場合の文書証拠とするためにも、当該情報を契約書に明記する必要がある。

なお、他の広域振興局等の契約書を閲覧したところ、樹種別の数量が明記されていた。県南(奥州)では、従来から当該書式によっていたものと思われるが、これを機会に見直すことをお願いしたい。

### (4) その他の事務について

#### ① 間伐木売払方式による間伐事業について(意見) 【共通事項】

間伐木売払方式による間伐事業は、「間伐業務」と「立木販売」の見積合わせを一体的に実施する業務である。県は、見積合わせによって決定した業者と、「間伐事業の委託契約」と「立木売買契約」の両方を締結する。当該方式は、間伐方式を列状間伐にすることで立木の伐採コストを削減できること、事業者の都合で搬出することができるため集積コストを削減できることなどのコスト削減メリットがあるほか、伐採から売り払いまでのリードタイムが短縮できるメリットや、伐採したものの売払い業者が現れず販売に至らないリスクも軽減できるというメリットもある。また、事業者にとっても、よりフレッシュな状態で木材を搬出することができるなど、県と事業者双方にとってメリットの高い方式となっている。

一方で、列状間伐方式は、通常の間伐方式に比べて一般的な方式ではなく、必ずしもすべて

の間伐事業者に浸透している方式ではない。そのため、平成 26 年度に県南（奥州）において、1 件間伐木売払方式による間伐事業の見積合わせを行った際、15 の事業者に見積依頼をしたが、応じた事業者は 1 者のみであった。

間伐木売払方式による間伐事業は、ある程度林道が整備された場所（木材を搬出しやすい場所）で、かつ採材が可能な太さであることが、事業実現の要件のひとつであるため、すべての間伐事業を対象にすることはできないものの、立木の成長とともに、間伐収入が見込まれる山林が今後増加することから、従来に比べて実施できるケースが増加する可能性もある。

県として、主にコストカットのメリットを大きく期待できる間伐木売払方式による間伐事業を積極的に実施するうえで、実施業者への情報発信や啓発活動を行うことにより、より一層競争原理の働く見積合わせが実施できるようにしていただきたい。

## IV 林業・木材産業資金特別会計(以下「林業特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

林業・木材産業資金は林業従事者、木材産業従事者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に必要な資金を融通するために設けられた特別会計である。

#### (2) 設置時期

昭和 51 年

#### (3) 設置根拠

林業・木材産業改善資金助成法第 13 条第 1 項

#### (4) 所管部署

本庁	林業・木材産業改善資金	農林水産部団体指導課金融共済担当
出先		広域振興局林務部・農林部 広域振興局農政（林）部農林振興センター
事務委託機関		岩手県森林組合連合会 岩手県木材産業協同組合 岩手県森林整備協同組合
融資機関		株式会社岩手銀行 株式会社北日本銀行 株式会社東北銀行 花巻信用金庫

## (5)事業内容

概要	新規事業の開始、機械・施設の整備、労働環境の整備等を行おうとする林業者や木材加工業者の方々に融資する長期資金。（直貸・転貸）
貸付対象	林業従事者、林業従事者の組織する団体、木材製造業を営む者、木材製造業を営む者の組織する団体等
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）（資金使途並びに農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、公共建築物木材利用促進法及び六次産業化法による特例の適用によって異なる）
金利	無利子
融資率	100%
融資限度額	個人15,000千円、会社30,000千円、団体50,000千円以内（ただし、木材産業事業者の場合1億円）
資金使途	間伐用作業路の開設、生産工程を改善するための能率的技術の導入、防振チェーンソーの導入、間伐材高度加工施設、青年林業者研修資金等
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関から借り受ける（転貸の）場合、独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証の対象となる。</li> <li>・東日本大震災津波で被災した林業者等が貸付を受ける場合は、償還期限及び据置期間の上限をそれぞれ3年延長（平成28年3月31日まで）</li> </ul>

## (6)歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

### ① 岁入

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計繰入金	—	—	—	—	—
繰越金	543,111	518,787	550,478	613,499	590,096
貸付金収入	108,764	95,177	91,550	105,978	95,669
その他収入	1,456	937	536	702	2,735
計	653,331	614,901	642,564	720,179	688,500

### ② 岁出

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸付金	72,800	62,894	27,900	8,800	—
償還金（国庫）	40,000	—	—	80,000	—
一般会計繰出金	20,000	—	—	40,000	—
その他支出	1,744	1,529	1,165	1,283	1,229
計	134,544	64,423	29,065	130,083	1,229

## (7) 平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額

### ①歳入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
一般会計繰入金	—	—
繰越金	590,096	590,096
貸付金収入	84,000	95,669
その他収入	702	2,735
計	674,798	688,500

### ②歳出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
貸付金	672,315	—
償還金（国庫）	—	—
一般会計繰出金	—	—
その他支出	2,483	1,229
計	674,798	1,229

(注) 林業特会では、翌年度への繰越額を便宜的に貸付金として予算化している関係上、貸付金の予算額（実際の貸付予算 + 翌年度繰越額）と決算額（実際の貸付額）は毎年度、翌年度繰越額に相当する額の差額が発生することとなっている。

## (8) 貸付実績

年度	直貸		転貸		合計	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
平成 16 年度	7	97,840	2	115,540	9	213,380
平成 17 年度	7	11,030	9	130,240	16	141,270
平成 18 年度	8	135,600	2	23,000	10	158,600
平成 19 年度	4	27,665	3	154,000	7	181,665
平成 20 年度	3	11,915	0	—	3	11,915
平成 21 年度	3	22,275	0	—	3	22,275
平成 22 年度	2	11,800	2	61,000	4	72,800
平成 23 年度	4	17,264	2	45,630	6	62,894
平成 24 年度	2	15,900	1	12,000	3	27,900
平成 25 年度	1	8,800	0	—	1	8,800
平成 26 年度	0	—	0	—	0	—

(注 1) 直貸は県が直接事業者に貸し付けるスキームであり、転貸は県が融資機関に貸付を行い融資機関が事業者に貸付を行うスキームである。直貸は県が直接信用リスクを負うのに対し、転貸は農林漁業信用基金による債務保証の対象となっているため、県が直接信

用リスクを負うことではない。直貸にするか転貸にするかは事業者が判断するため、基本的に県の裁量はない。

(注2)平成20年度以降貸付実績は減少傾向にあり、平成26年度の貸付実績はゼロであった。

要因として、林業関連産業自体の低迷、東日本大震災津波の影響、別の復興関連補助事業の存在の影響が考えられる。

#### (9)貸付目的別新規貸付、償還額、不納欠損額、年度末残高の推移(過去5年間)

(実地監査を実施した振興局のみ記載)

##### ①盛岡

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規貸付額	19,000	—	—	—	—
償還額	5,543	6,497	5,512	5,212	5,277
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	30,475	23,978	18,466	13,254	7,977

##### ②県南(奥州)

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規貸付額	—	—	—	—	—
償還額	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	80,000	60,000	40,000	20,000	—

##### ③県北(二戸)

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規貸付額	—	—	—	—	—
償還額	3,801	3,601	3,580	—	—
不納欠損額	—	—	—	—	10,300
年度末残高	34,890	31,288	27,708	27,708	17,408

## 2. 実地監査場所

- ・本庁
- ・盛岡
- ・県南（奥州）
- ・県北（二戸）

本庁で予算決算額の推移に関する確認や全般的な事項の実地監査を行うほか、より実務的な事務事業の執行状況を確認するため、事業内容や事業規模を勘案し、実地監査の対象として盛岡、県南（奥州）、県北（二戸）を選択した。

### 3. 監査手続

- ① 特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠法令の確認及び質問により確かめた。
- ② 貸付金の実行事務手続きが、県の林業・木材産業改善資金貸付規則、林業・木材産業改善資金事務取扱要領に従い適切に実施されているかを貸付審査に係る書類、貸付契約に係る決議文書、借用書、債権管理台帳等の閲覧及び質問により確かめた。
- ③ 貸付金の償還事務手続きが、林業・木材産業改善資金貸付規則、林業・木材産業改善資金事務取扱要領に従い適切に実施されているかを決裁文書（調定票）、債権管理台帳の閲覧及び質問により確かめた。
- ④ 貸付金の管理が、林業・木材産業改善資金貸付規則、林業・木材産業改善資金事務取扱要領に従い適切に実施されているかを、債権管理台帳、回収先との接触記録、債務返済確認書等の書類の閲覧及び質問により確かめた。

### 4. 監査結果

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

#### (1) 特別会計の運営状況について

本特別会計は、県が、本事業を実施するに当たり、林業・木材産業改善資金助成法第13条第1項に基づき設置されるものである。本事業は、国の政策に基づき、各都道府県が共通して取り組むべき課題に関する事業であり、県としても必須事業である以上、維持強化すべき特別会計のひとつであることに異論はないところである。

#### (2) 貸付金の償還事務について

貸付先からサンプルを抽出し、償還事務が所定の規則や要領に基づき実施されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

#### (3) 債権管理について

貸付先からサンプルを抽出し、債権管理事務が所定の規則や要領に基づき実施されているかを確かめた結果、林業特会として、個別に指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

## V 沿岸漁業改善資金特別会計(以下「沿岸資金特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

沿岸漁業改善資金の貸付事業の実施を目的として設けられた特別会計である。

#### (2) 設置時期

昭和 54 年

#### (3) 設置根拠

沿岸漁業改善資金助成法第 12 条

#### (4) 所管部署

本庁	沿岸漁業改善資金	農林水産部団体指導課金融共済担当
出先		広域振興局水産部
関係団体		広域振興局水産部水産振興センター 岩手県信用漁業協同組合連合会

#### (5) 事業内容

概要	近代的な漁業技術の導入、漁家生活の改善、漁業後継者の育成を行おうとする沿岸漁業者に融資する資金（直貸のみ）。
貸付対象	沿岸漁業者（20 トン未満の漁船漁業者及び養殖漁業者）
償還期限	12 年以内（うち据置 5 年以内）（資金使途並びに農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法及び六次産業化法による特例の適用によって異なる）
金利	無利子
融資率	100%
融資限度額	50,000 千円以内（資金使途によって上限が異なる）
資金使途	レーダー、GPS 受信機、漁業用ソナー等の購入、生活の合理化に資する設備等の設置、近代的な沿岸漁業経営を開始する場合に必要な資金等
その他	東日本大震災津波で被災した漁業者等が貸付を受ける場合は、償還期限及び据置期間の上限をそれぞれ 3 年延長（平成 28 年 3 月 31 日まで）

## (6)歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

### ① 嶽入

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計繰入金	—	179	—	—	—
繰越金	746,595	865,311	689,713	805,006	851,902
貸付金収入	145,011	93,941	114,771	46,668	57,930
その他収入	1,099	800	1,229	489	500
計	892,705	960,231	805,713	852,163	910,332

### ② 嶽出

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸付金	26,090	—	—	—	18,000
償還金（国庫）	—	180,000	—	—	—
一般会計繰出金	—	90,000	—	—	—
その他支出	1,304	518	707	261	919
計	27,394	270,518	707	261	18,919

## (7)平成26年度の歳入及び歳出の予算決算額

### ①歳入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
一般会計繰入金	—	—
繰越金	851,902	851,902
貸付金収入	36,060	57,930
その他収入	479	500
計	888,441	910,332

### ②歳出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
貸付金	885,281	18,000
償還金（国庫）	—	—
一般会計繰出金	—	—
その他支出	3,160	919
計	888,441	18,919

(注) 沿岸資金特会では、翌年度への繰越額を便宜的に貸付金として予算化している関係上、貸

付金の予算額（実際の貸付予算＋翌年度繰越額）と決算額（実際の貸付額）は毎年度、翌年度繰越額に相当する額の差額が発生することとなっている。

#### (8) 貸付実績

年度	件数	金額（千円）
平成 16 年度	33	137, 240
平成 17 年度	23	101, 360
平成 18 年度	22	117, 730
平成 19 年度	26	163, 490
平成 20 年度	23	125, 050
平成 21 年度	19	111, 050
平成 22 年度	3	26, 090
平成 23 年度	0	—
平成 24 年度	0	—
平成 25 年度	0	—
平成 26 年度	2	18, 000

(注 1) 貸付は全て直貸である。直貸は県が直接事業者に貸し付けるスキームであり、県が直接信用リスクを負う。

(注 2) 平成 23 年度以降平成 25 年度まで貸付実績はゼロであったが、平成 26 年度に新規貸付があった。貸付実績がゼロとなった要因には、東日本大震災津波の影響や、漁業経営の再建にあたり別の復興関連補助事業や融資制度の存在が影響したことが考えられる。

#### (9) 貸付目的別新規貸付、償還額、不納欠損額、年度末残高の推移(過去 5 年間)

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規貸付額	26, 090	—	—	—	18, 000
償還額	145, 011	93, 941	114, 771	46, 668	57, 930
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	414, 320	320, 379	205, 608	158, 940	119, 010

## 2. 実地監査場所

- ・本庁

### **3. 監査手続**

- ① 特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠法令の確認及び質問により確かめた。
- ② 貸付金の実行事務手続きが、県の沿岸漁業改善資金貸付規則、沿岸漁業改善資金事務取扱要領に従い適切に実施されているかを、貸付審査に係る書類、貸付契約に係る決議文書、借用書、債権管理台帳等の閲覧及び質問により確かめた。
- ③ 貸付金の償還事務手続きが、沿岸漁業改善資金貸付規則、沿岸漁業改善資金事務取扱要領に従い適切に実施されているかを、決裁文書（調定票）、債権管理台帳の閲覧及び質問により確かめた。
- ④ 貸付金の管理が、沿岸漁業改善資金貸付規則、沿岸漁業改善資金事務取扱要領に従い適切に実施されているかを、債権管理台帳、回収先との接触記録、債務返済確約書等の書類の閲覧及び質問により確かめた。

### **4. 監査結果**

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

#### **(1) 特別会計の運営状況について**

本特別会計は、県が本事業を実施するに当たり、沿岸漁業改善資金助成法第12条第1項に基づき設置されるものである。本事業は、国の政策に基づき、各都道府県が共通して取り組むべき課題に関する事業であり、県としても必須事業である以上、維持強化すべき特別会計のひとつであることに異論はないところである。

一方、本特別会計を維持強化するために、以下の視点で再考あるいは新たに検討いただきたい事項を監査人の意見として申し添える。

#### **① 繰越金残高について(意見) 【共通事項】**

平成26年度末の沿岸資金特会全体の繰越金は、891百万円であった。「1. 特別会計の概要(8)貸付実績」に記載のとおり、平成22年度（震災年度）を境に貸付額は激減している。平成23年度に国庫への返還1億8千万円及び県の一般会計への繰り出し9千万円を行っているものの、平成23年度から平成25年度にかけて貸付実績がなかったことから、貸付金の償還による歳入により繰越金は増加している。平成22年度以前は、毎年度1億円を越える貸付があったため、一定額以上繰越金を維持することが必要とされていたが、それでも貸付額の6倍強の繰越額を維持し続けていた。

東日本大震災津波の影響等から、平成26年度の現況としては、貸付実績18百万円に対して繰越額が891百万円と約50倍近くとなっており、当該特別会計の運用規模に比して繰越金は多額であると考える。

県担当者の説明によれば、今後平成30年度までは県の復興期間中であり、復興支援のための制度資金の特例及び補助制度等の存在もあるため、当該制度の貸付は伸び悩むことが想定される

が、いったん国及び県の一般会計へ返還した貸付原資の再度の増額は非常に困難であるとのことであった。

そこで、復興期間の終了後に各復興関連支援制度が終了し、本特会の利用状況が震災前の状況に戻ることを見越して、それまでは現状の貸付原資を維持する考えであるとのことであった。

県の説明にも一定の理解は示すことはできるものの、今後各復興関連支援制度が終了した後には、本資金の利用促進が図られることを視野に入れつつも、本来維持すべき貸付原資の額を検討することが必要であると考える。

## (2) 貸付金の実行事務について

平成 26 年度の貸付金実行記録からサンプルを抽出し、貸付審査に係る書類、貸付契約に係る決議文書、借用書、貸付台帳等の書類が網羅されているか、所定の手続きに従って貸付実行事務が実施されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

## (3) 貸付金の償還事務について

貸付先からサンプルを抽出し、償還事務が所定の規則や要領に基づき実施されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

## (4) 債権管理について

貸付先からサンプルを抽出し、債権管理事務が所定の規則や要領に基づき実施されているかを確かめた結果、以下の意見すべき事項を発見した。

### ① 延滞債権の管理事務について(意見)【本庁】

県が平成 12 年度に貸し付けた債務者への貸付金は、平成 26 年度に連帯保証人により元本が完済されたものの、延滞金の支払が滞っている。

県の債務者及び連帯保証人との接触記録の概要は以下のとおりである。

年度	接触記録
平成 12 年度	債務者へ貸付
平成 13 年度～平成 19 年度	債務者の妻及び次男が返済するも償還期限内に完済できず (平成 19 年度、弁済者と債務者失踪の把握)
平成 20 年度～平成 22 年度	債務者の親族、連帯保証人と面談しながら、債務者本人の所在調査
平成 22 年度	債務者本人所在判明し、債務者本人より返済の意思確認
平成 23 年度	(東日本大震災津波発生)
平成 23 年度～平成 25 年度	債務者本人へ連絡継続するも返済がない状態が続く
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・債務者本人宅を訪問、連帯保証人への通報を連絡</li><li>・連帯保証人に通報</li><li>・連帯保証人により元本完済</li><li>・延滞金については、債務者の次男が新たに連帯保証人となり返済する意思を確認</li></ul>

上記履歴に記載のとおり、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、県は連帯保証人との面談等を行うことなく、返済が行われない債務者への連絡を継続していた。

確かに、平成 22 年に債務者の所在や返済の意思が確認できていることから、原則どおり債務者本人に督促している。連帯保証人へ返済の督促を強く行わなかったことは、東日本大震災津波の影響を考慮した県の配慮であったと思料するが、その間も延滞金は膨れ続けていた。

本件の経験を踏まえ、県として債務者や連帯保証人との接触に関する対応方針を改めている。今後同様の事象が生じることのないよう、対応を行っていただきたい。

## VI 中小企業振興資金特別会計(以下「中小振興特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

以下の事業の実施を目的として設けられた特別会計である。

- ① 小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備資金貸付・設備貸与）
- ② 中小企業高度化事業
- ③ 被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化スキーム貸付）

ただし、①小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備資金貸付・設備貸与）は、平成 27 年 3 月 31 日に小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されたことに伴い、平成 26 年度末をもって貸付事業を廃止している。

#### (2) 設置時期

昭和 31 年

#### (3) 設置根拠

小規模企業者等設備導入資金助成法第 10 条第 1 項

平成 27 年 3 月 31 日に同法が廃止されている。ただし、同法附則の経過措置により、同事業の債権管理が終了するまでの間は、従前の例によることとされている。

#### (4) 所管部署

商工労働観光部 経営支援課

#### (5) 事業内容

##### ① 小規模企業者等設備導入資金貸付事業

小規模企業者等の創業又は経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、県出資法人である公益財団法人いわて産業振興センター（以下「産振センター」という。）が行う設備資金貸付制度及び設備貸与制度の総称である。

県は、昭和 30 年度から 58 年度までに受けた国庫補助金と一般会計からの繰入金を財源に、産振センターに対してその原資の貸付を行っている。産振センターからの償還金については、特別会計内に留保し、新たな貸付財源としている。

ただし、「(1) 設置目的」に記載のとおり、当該事業は平成 26 年度末をもって貸付事業を廃止している。

### i ) 小規模企業者等設備資金貸付制度

中小企業者が新規に設備を導入する際、設備購入資金の2分の1以内を無利子で融資する制度である。

(貸付額)	500 千円～40,000 千円
(利率)	無利子
(償還期間)	7 年以内（半年据置、半年賦均等償還）
(担保・保証人)	所定の条件による
(対象設備)	新品の機械設備であって、以下のいずれかに該当するもの 1. 創業のために必要なもの 2. 導入することで経営の向上が見込まれるもの 3. 公害防止等の効果があるもの

### ii ) 小規模企業者等設備貸与制度

(貸付額)	1,000 千円～80,000 千円
(利率)	年 1.65% リースは月額リース料 1.822% (5 年) 、1.346% (7 年)
(償還期間)	7 年以内（割賦：半年据置、年賦・半年賦・月賦選択）
(保証金)	割賦額の 10% (リースは不要)
(保証人)	必要
(対象設備)	以下のいずれかに該当するもの 1. 創業のために必要なもの 2. 導入することで経営の向上が見込まれるもの 3. 公害防止等の効果があるもの

## ② 中小企業高度化事業

中小企業者が、他の事業者との連携、事業の共同化又は集積の活性化に寄与する事業を行うために必要な事業（ショッピングセンターの建設等）を行う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）と県が協力し、長期低利の資金貸付を行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする事業である。

貸付の都度、機構からの借入及び一般会計からの繰り入れを行い貸付を実施している。

貸付先からの償還金については、その都度機構への償還及び一般会計への繰り出しを行う。

2 月補正予算で見込んでいない償還金や年度末の出納整理期間中の償還があった場合は、翌年度へ繰り越し、これを財源に新年度予算によって機構への償還及び一般会計への繰り出しを行う。

県の貸付スキームには、以下の A 方式と B 方式の 2 通りがある。

### 【A方式】

県内で対象事業を行う組合等に対し、機構からの借入金及び一般会計からの繰入金を原資とし、県が貸付を行う。



※機構と県の負担割合は、H20.4～H29.3の期間に貸付を行う場合の時限的措置である。

### 【B方式】

複数の県域で広域的な対象事業を行う組合等に対し、県からの借入金及び自己資金を原資とし、機構が貸付を行う。



### ③ 被災中小企業施設・設備整備支援事業

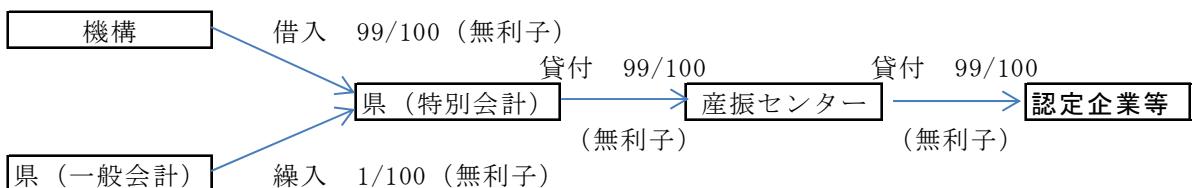
東日本大震災津波により被害を受けた中小企業者に対し、施設又は設備の整備支援を行い、被災中小企業者の振興に寄与することを目的とする事業である。

県では、機構からの借入及び一般会計からの繰り入れを行い、実施機関である産振センターに対して貸付原資及び管理基金原資の貸付を行う。

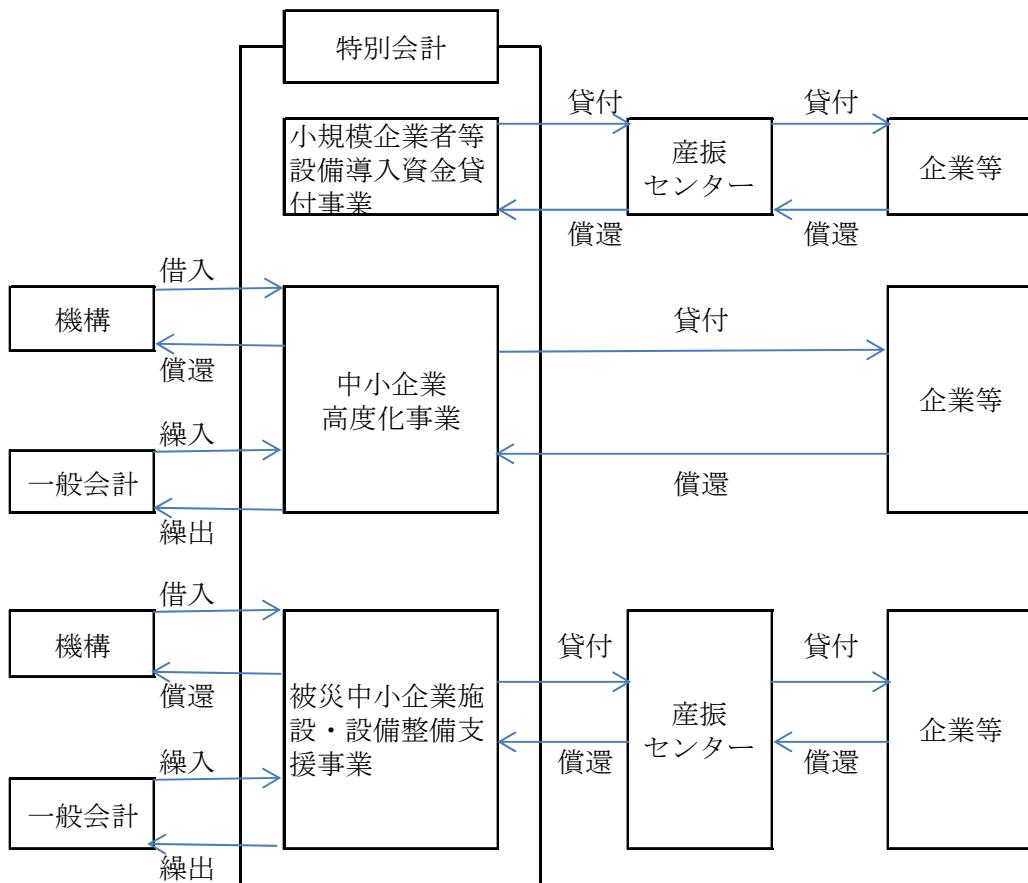
貸付先である産振センターからの償還金については、前年度分をまとめて回収したものを、年度末に機構への償還及び一般会計への繰り出しを行う。

(制度の概要)

グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業のこと。東日本大震災津波で被災した中小企業などの施設・設備の復旧・整備を支援するための制度で、国と県が連携して補助を行う。）受給企業に対して、補助金外の自己負担分を県と機構が協調し、産振センターを通じて無利子貸付を行う。



①～③の各事業のイメージをまとめると下表のとおりである。



#### (6) 監査対象に関する補足事項

中小振興特会を監査するに当たり、以下の事項を考慮した。

① 小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備資金貸付・設備貸与）

県の貸付先である産振センターは、別途外部監査人による監査を受けていることから、本件監査においては、当該事業を監査対象外とした。

## ② 中小企業高度化事業

特段の考慮事項はない。

### ③被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化スキーム貸付）

県の貸付先である産振センターは、別途外部監査人による監査を受けていることから、本件監査においては、当該事業を監査対象外とした。

従って、中小振興特会の監査対象事業は、中小企業高度化事業のみである。

## (7) 岁入及び歳出決算額の推移(過去 5 年間)

### ①特別会計全体

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歳入額	1,780,615	10,784,659	16,303,133	8,469,101	3,507,702
歳出額	831,264	5,321,275	15,446,573	7,699,593	2,825,482
繰越金	949,350	5,463,384	856,560	769,508	682,219

(注 1) 特別会計全体については、内訳の記載を省略している。

(注 2) 平成 23 年度より、被災中小企業施設・設備整備支援事業が開始されたことに伴い、歳出(被災企業への貸付)と歳入(財源である起債)が大幅に増加している。

### ②中小企業高度化事業

#### i ) 岁入

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
繰入金	5,749	116,436	5,091	4,363	2,558
繰越金	10,937	17,282	4,993	5,814	5,044
諸収入	575,754	454,059	470,801	353,665	463,804
元利金収入	573,964	453,469	470,540	353,665	458,266
預金利子	—	—	—	—	—
雑入	1,789	590	261	—	5,538
県債	—	446,400	—	—	—
計	592,441	1,034,177	480,885	363,843	471,406

(注) 平成 23 年度に A 方式 ((5) ②参照) での新規の貸付のための財源として起債 446,400 千円を行っている。

#### ii ) 岁出

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸付金	5,749	562,836	5,091	4,363	2,558
償還金	379,839	308,890	311,341	240,797	286,448
繰出金	188,374	157,063	158,512	113,550	159,385
財源振替	1,195	395	126	88	2,503
計	575,158	1,029,184	475,071	358,799	450,895

(注) 平成 23 年度に A 方式での新規の貸付 558,000 千円(県 111,600 千円、独立行政法人中小企業基盤整備機構 446,400 千円)を実施している。

## (8) 平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額

### ① 特別会計全体

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
歳入	3,494,000	3,507,702
歳出	3,494,000	2,825,482

(注) 特別会計全体については、内訳の記載を省略している。

### ② 中小企業高度化事業

#### i ) 岁入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
繰入金	2,558	2,558
繰越金	5,044	5,044
諸収入	448,888	463,804
元利金収入	443,350	458,266
預金利子	—	—
雑入	5,538	5,538
計	456,490	471,406

#### ii ) 岁出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
貸付金	2,558	2,558
償還金	289,634	286,448
繰出金	161,821	159,385
財源振替	2,477	2,503
計	456,490	450,895

## (9) 事務費の推移(過去 5 年間)

### ① 特別会計全体

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事務費	11,551	18,110	18,140	16,929	17,329

(注 1) 特別会計全体については、内訳の記載を省略している。

(注 2) 特別会計全体の事務費の中には、産振センターへの補助金が含まれているが、そのほかは全て中小企業高度化事業に係る事務費である。

## ②中小企業高度化事業

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
報酬	1,426	1,426	1,423	1,424	1,429
共済費	180	184	190	192	142
報償費	880	525	—	—	—
旅費	561	701	908	683	737
需用費	88	149	327	169	65
役務費	62	40	52	71	88
公課費	7	7	6	7	7
計	3,206	3,034	2,909	2,548	2,471

(注) 報酬、共済費は、延滞債権回収業務を行う非常勤職員の入件費である。

## (10)中小振興特会に係る公債の発行、償還、年度末残高の推移(過去 5 年間)

### ①特別会計全体

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発行額	—	8,861,400	9,999,000	6,922,080	1,881,000
償還額	379,839	308,890	311,341	240,797	345,612
(うち元金)	372,416	304,340	309,659	239,961	342,382
償還免除	—	—	—	324,396	36,273
年度末残高	3,811,304	12,368,364	22,057,704	28,415,426	29,917,770

### ②中小企業高度化事業

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発行額	—	446,400	—	—	—
償還額	379,839	308,890	311,341	240,797	286,448
(うち元金)	372,416	304,340	309,659	239,961	283,218
償還免除	—	—	—	324,396	36,273
年度末残高	3,811,304	3,953,364	3,643,704	3,079,346	2,759,854

(11) 貸付目的別新規貸付、回収額、不納欠損額、年度末残高等の推移(過去5年間)

①A方式(機構との協調融資)

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規貸付	—	558,000	—	—	—
調定額	2,228,291	2,197,034	2,770,898	2,287,706	2,372,493
うち正常分	656,659	535,577	1,019,477	443,800	479,249
うち延滞分	1,571,631	1,661,456	1,751,420	1,843,905	1,893,243
収入決済額(回収額)	566,834	445,613	462,808	346,097	452,881
未済額	1,661,456	1,751,420	1,843,905	1,893,243	1,919,612
不納欠損額	—	—	464,184	48,364	—
年度末残高	5,742,640	5,855,523	4,928,792	4,534,329	4,086,986

(注1) 県では、延滞債権についても当該年度の調定額に含めている。

(注2) 収入決済額には、延滞違約金の回収額が含まれているため、前年度末残+新規貸付－回収額－不納欠損額=年度末残高にはならない。

調定額のうち、正常分(条件緩和後には延滞していない債権を含む)の収入決済額は概ね80%以上となっているが、これは、正常分に延滞先において当該年度に到来した約定償還額が含まれていることによる。

平成24年度及び平成25年度は、調定額(正常分)の中に、東日本大震災津波に伴う貸付対象設備の損壊による不納欠損額が含まれている。

②B方式(機構への貸付)

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規貸付	5,749	4,836	5,091	4,363	2,558
調定額	8,920	8,446	7,993	7,568	10,923
うち正常分	8,920	8,446	7,993	7,568	10,923
うち延滞分	—	—	—	—	—
収入決済額(回収額)	8,920	8,446	7,993	7,568	10,923
未済額	—	—	—	—	—
不納欠損額	—	—	—	—	—
年度末残高	52,536	48,926	46,024	42,819	34,454

## 2. 実地監査場所

- ・本庁

### **3. 監査手続**

上記「1. 特別会計の概要（6）監査対象に関する補足事項」に記載のとおり、監査対象事業は中小企業高度化事業のみであるが、当該事業のうちA方式による貸し付けは平成23年度を最後に貸付実績がない。また、B方式による貸し付けは規模が小さいため、貸付に係る事務手続きが法令等に準拠しているかは検証対象としていない。主として以下に記載の監査手続きを実施した。

- ①特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠法令・条例の確認及び質問により確かめた。
- ②貸付金の償還事務手続きが、県の中小企業高度化資金貸付規則、中小企業高度化事業実施要領に従い適切に実施されているかを、回議文書（収入決議文書）、貸付台帳の閲覧及び質問により確かめた。
- ③貸付金の管理が、中小企業高度化資金貸付規則、中小企業高度化事業実施要領、債権管理マニュアルに従い適切に実施されているかを、貸付台帳、回収先との接触記録、回議文書（条件緩和決議）等の書類の閲覧及び質問により確かめた。

### **4. 監査結果**

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

#### **(1) 特別会計の運営状況について**

県の中小振興特会は、もともと「小規模企業者等設備導入資金助成法第10条第1項」の規定に基づき設置された特別会計であり、その後、国の政策に呼応する形で、当該特別会計の中で中小企業高度化事業や平成23年3月の東日本大震災津波の被災事業者に対する支援事業を行っている。

「1. 特別会計の概要（3）設置根拠」に記載のあるとおり、本特別会計の設置根拠である上記法律が平成27年3月31日付で廃止されたため、平成26年度を最後に小規模企業者等設備導入資金貸付事業は廃止しているが、同法附則の経過措置により、同事業の債権管理が終了するまでの間は、従前の例によることとされているため、ただちに、特別会計の存在意義がなくなったということではない。

今後、遠い将来ではあるが、小規模企業者等設備導入資金貸付事業による債権が全て回収、あるいは回収不能が確定したことにより、債権管理の必要がなくなった場合には、中小企業高度化事業や被災事業者の支援事業を継続したり別の資金貸付等事業を制度化して当該特別会計を維持するのか、あるいは、特別会計を廃止するのかを検討する必要はあると考えるが、当面は、債権管理の必要性や他の事業の存在もあることから、本特別会計は維持すべき特別会計であると考える。

現状、以下の点について監査人の意見を申し添える。

## ① 繰越金残高について(意見) 【共通事項】

平成 26 年度末の中小振興特会全体の繰越金は、682,219 千円であった。繰越金の金額は、「1. 特別会計の概要（7）歳入及び歳出決算額の推移」に記載のとおり、減少傾向にはあるものの、平成 26 年度末現在の現況としては、当該特別会計の運用規模に比して明らかに多額であると考える。

資金の有効活用等の観点からも、余剰である繰越金については、一般会計への繰り出しや必要に応じて国庫への返納を検討すべきである。

なお、この点、担当課の説明によれば、「1. 特別会計の概要（1）設置目的」に記載のとおり、平成 27 年 3 月 31 日に小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されたことで、当該事業は貸付金の償還業務のみが残り、従来のように、貸付金の償還資金を新規の貸付原資とすることはなくなったため、県においても、小規模企業者等設備導入資金貸付事業にかかる繰越金等の国への償還を平成 28 年度から実施するため、現在、国と協議中であるとのことであった。

## (2) 貸付金の償還事務について

貸付先からサンプルを抽出し、償還事務が所定の規則や要領に基づき実施されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

## (3) 債権管理について

### ① 貸付金台帳への残高の記載について(意見) 【本庁】

定型フォームである貸付金台帳（手書きの台帳）には、各年度の県の貸付元利金回収額と県から機関への返済額及び一般会計繰出額のフロー情報を記載する欄はあるものの、貸付金残高等のストック情報を記載する欄が設けられていない。

今後、財産等の残高（ストック情報）を意識した自治体マネジメントに資するためにも、貸付金台帳に貸付金等の残高欄を設けることが望まれる。なお、手書きの貸付金台帳に欄を設けることが難しい場合は、別途エクセルで管理している貸付金の管理表において、当該欄を設けて運用することも考えられる。

### ② 時効期間が経過した違約金について(意見) 【本庁】

平成 2 年 3 月に、債務者（以下「I 社」という。）に対する貸付金は全額償還されたものの、過去に発生した違約金 17,692 千円については、I 社が破綻していることもあり、連帯保証人が細々と返済を続けていたが、平成 11 年 7 月に 17,542 千円を残して償還が停止した。その後、平成 16 年 7 月に時効の到来期限となり事実上回収不能となった。しかしながら、監査人が実地監査した時点では、当該違約金は不納欠損処理されておらず、また、貸付財源の貸し手である機関に対しては借入金の返済や債務免除交渉の手続きがとられていなかった。

担当課の説明によると、平成 11 年 7 月以降も連帯保証人は存在しており、県として、訪問による督促を行ってはいたものの、時効期限を迎えるまで請求行為等の時効の中止行為を行わなかったため、貸付財源の貸し手である機関に対する借入金の免除要件を満たさなかつたことから、今まで機関に対して債務免除交渉を行っていないとのことであった。県にとっては、I 社及びその連帯保証人から違約金債権を償還する手立ては閉ざされている一方で、機関の債

務免除承認が得られなければ、機構へ違約金の一部を償還金として支払わなければならなくなるため、県の負担となることを懸念して、今まで当該違約金債権は不納欠損処理されず手付かずのままとされてきたのが現状である。

しかしながら、上述のとおり、違約金債権の回収は極めて困難である状況で、機構への返済の要否が未確定である現況は適切であるとは言い難く、違約金債権の不納欠損処理とともに、機構に対する債務免除要求等の手続きを早期に実施すべきであったと考える。時効成立が現在より 10 年以上前であり当時の担当者も変更になっていることから、当時の事情を説明することは困難であると思料するが、機構へ返済するか債務免除交渉するかをあらためて検討する必要があると考える。

## VII 土地先行取得事業特別会計(以下「先行取得特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

「国庫債務負担行為に基づく用地先行取得制度」（以下「用地国債」という。）を活用し、国土交通省所管の国庫補助事業の実施に必要な用地を取得するために設けられた特別会計である。また、本特別会計において土地開発基金の運用益に係る歳入歳出予算の経理を行っている。

#### (2) 設置時期

昭和 44 年

#### (3) 設置根拠

##### ① 法律

- ア 財政法（用地国債）
- イ 地方自治法（基金）

##### ② 条例

- ア 岩手県土地先行取得事業特別会計条例
- イ 土地開発基金条例

#### (4) 所管部署

県土整備部 県土整備企画室

#### (5) 事業内容

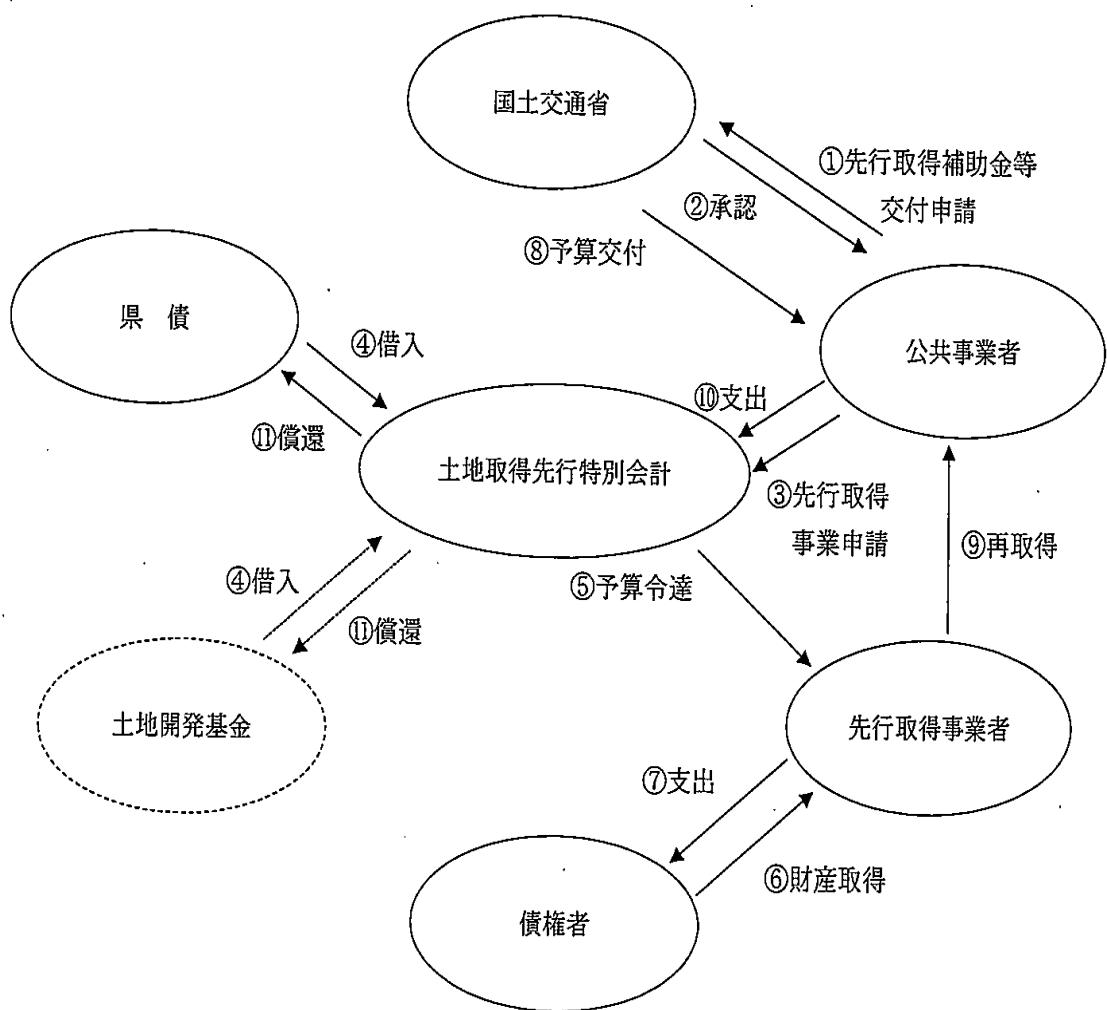
本特別会計の歳入は土地の売払収入、土地開発基金運用益、一般会計繰入金及び県債であり、歳出は、土地開発基金管理事務費、土地の取得費及び県債償還金である。

本特別会計を使った事業は、次の 2 通りである。

## ① 土地先行取得事業

用地国債を活用し、国土交通省所管の国庫補助事業の実施に必要な用地を本特別会計によりあらかじめ取得し、一般会計が再取得することで、一般会計予算に縛られずにタイムリーな用地取得を可能にしている。

土地先行取得事業の概念図



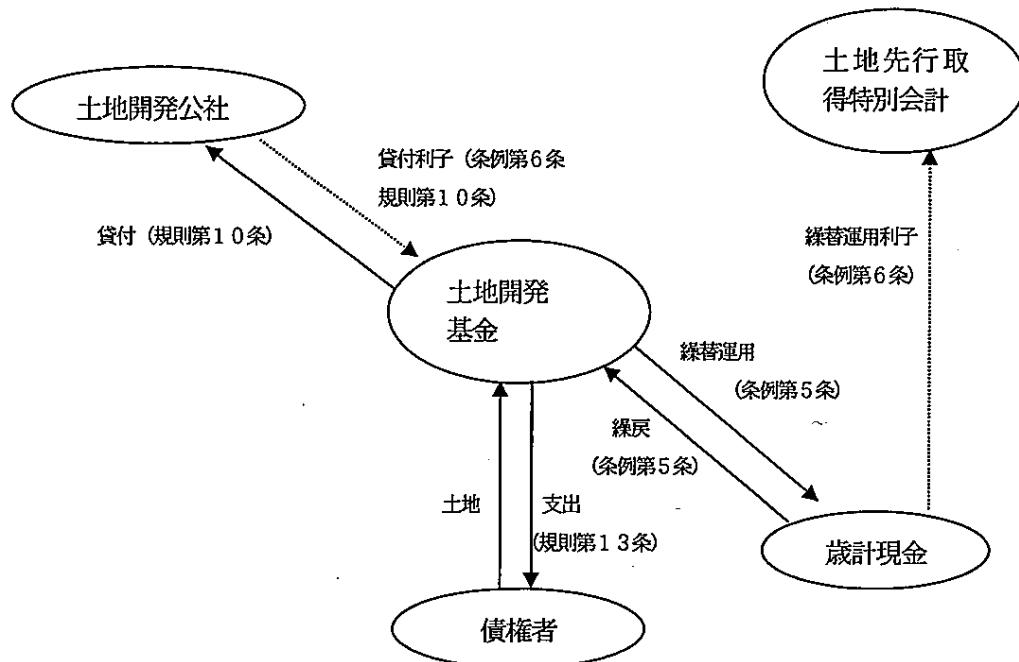
- ①, ② : 公共事業者（県の一般会計）は、国土交通省へ先行取得補助金等の交付申請をして承認を得る。
- ③ : 公共事業者は、先行取得特会に先行取得事業申請を行う。
- ④ : 先行取得特会は、県債又は土地開発基金より先行取得資金の借り入れを行う。
- ⑤, ⑥, ⑦ : 先行取得特会は、土地所有者より土地を購入し代金を支払う。
- ⑧, ⑨, ⑩ : 公共事業者は、国土交通省より予算措置された補助金を原資に先行取得特会が購入した土地を再取得する。
- ⑪ : 先行取得特会は、土地売却代金を原資に借入金の償還を行う。

## ②土地開発基金の運用

土地開発基金を歳計現金として繰替運用した収益を歳入とし、土地開発基金管理事務費に充当するほか、管理事務費が発生しない場合は、一般会計への繰出金としている。

《土地開発基金の運用等概念図》

土地開発基金の資金運用状況



(6)歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

①歳入

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基金運用収入	2,821	1,266	1,313	1,305	1,055
財産売払収入	248,903	-	-	-	-
繰越金	13	2	1	1	1
計	251,738	1,268	1,313	1,306	1,056

②歳出

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基金管理事務費	2,834	1,268	1,313	1,306	1,056
公債費元金償還金	246,000	-	-	-	-
公債費利息	2,509	-	-	-	-
土地取得事業費	393	-	-	-	-
計	251,736	1,268	1,313	1,306	1,056

(7)平成26年度の歳入及び歳出の予算決算額

①歳入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
基金運用収入	1,055	1,055
繰越金	1	1
計	1,056	1,056

②歳出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
基金管理事務費	1,056	1,056
計	1,056	1,056

2. 実地監査場所

- ・本庁

### **3. 監査手続**

上記「1. 特別会計の概要（6）の歳入及び歳出決算額の推移」に記載のとおり、平成22年度を最後に土地先行取得実績がないため、土地先行取得事業に係る事務手続きが法令、規則等に準拠しているかは検証対象としていない。主として以下に記載の監査手続きを実施した。

- ① 特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠法令・条例の確認及び質問により確かめた。
- ② 一般会計にて再取得されていない土地の有無を質問及び書類の閲覧により確かめた。

### **4. 監査結果**

監査手続きを実施した結果は以下のとおりであり、指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

#### **(1) 特別会計の運営状況について**

県の先行取得特会は、「1. 特別会計の概要（1）設置目的」に記載のとおり、「用地国債」を活用し、国土交通省所管の国庫補助事業の実施に必要な用地を取得するために条例により設けられたものである。平成22年度に津付ダム建設事業及び一級河川木賊川改修事業のために、当該制度を利用して土地を先行取得したのを最後に、その後は活用されておらず、現時点では、先行取得特会として、土地を先行取得する事業計画で感知している事業はないとのことである。

しかしながら、本特別会計は、今後災害復旧等不測の事態が生じたときに、適時にかつ効率的に用地を取得して復旧事業を円滑に進めるために不可欠であり、当然に維持すべき特別会計である。

また、土地開発基金は、県単独事業としての土地先行取得事業のために維持されるべき基金であるが、土地開発基金条例により、本特別会計において、土地開発基金の運用益にかかる歳入歳出予算の経理を行うこととしていることからも、先行取得特会は今後も維持されるべき特別会計であると考える。

#### **(2) 一般会計にて再取得されていない土地について**

先行取得特会が取得した土地は、全て一般会計にて再取得されており、先行取得特会が保有する土地はなかった。そのため、特会が負担すべき公債の残高もなかった。

## VII 公債管理特別会計(以下「公債管理特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

一般会計における歳入歳出予算規模を実態に即した額とし、公債費に関する経理をよりわかりやすくするために設けられた特別会計である。

#### (2) 設置時期

平成 20 年

#### (3) 設置根拠

岩手県公債管理特別会計条例

#### (4) 所管部署

総務部 財政課

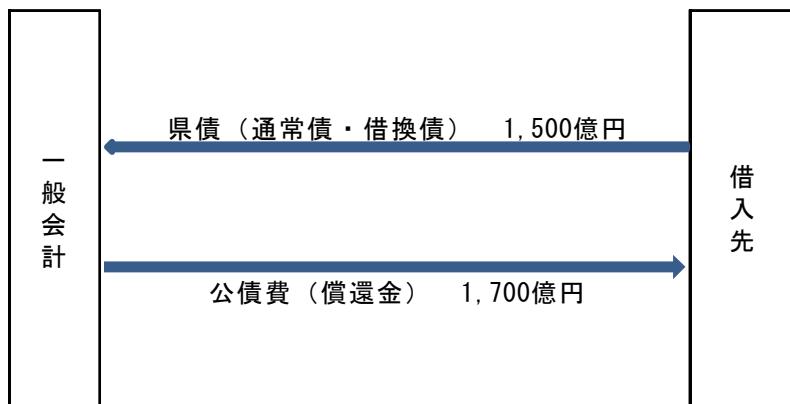
#### (5) 事業内容

公債管理特会は、借換債（一般会計が発行する通常債の借換時に起債するもの ※1）の発行と、通常債と借換債両方の償還事務を行う特別会計であり、主な歳入は繰入金及び県債（借換債）であり、歳出は公債費（県債償還元金・利子等）である。

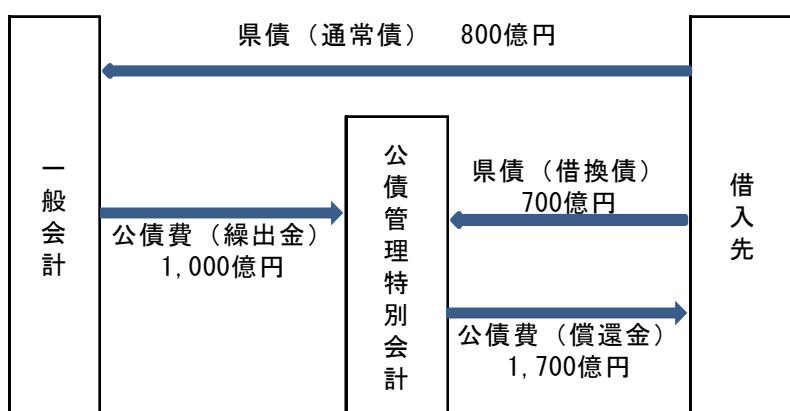
本特別会計設置前は、借換債を発行する場合、その発行額を県債として歳入予算に計上とともに、借り換えに伴う償還元金が公債費として歳出予算に同額計上されることから、公債費及び歳入歳出予算の規模が実態より多額になっていたため、当該借換債に係る経理を特別会計として処理することにより、実態に即した公債費及び歳入歳出予算となるようにしている（下図参照）。

※1 通常債の償還期間（20～30年）より短い期間（5～10年）で借りを行い、満期時点で残高を全額償還し、同額を新たに借り換える場合、その借り換えたものが借換債である。金融市場における債券の流通状況（5～10年債の流通が多い）や、銀行などが金利リスクを考慮し長期の固定金利を選好しない等の理由から、県では全体の償還期間よりも短い期間で借りを行い、全体の償還期間との調整のための借換債を活用している。

【特別会計設置前】



【特別会計設置後】



(注) 図中の金額はあくまでも例示金額である。

(6)歳入及び歳出決算額の推移(過去 5 年間)

①歳入

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
財産収入	14,960	9,920	25,186	25,733	19,247
繰入金	117,817,807	118,756,726	121,920,061	126,430,278	131,777,566
県債	30,250,200	78,577,000	74,920,500	92,511,000	110,673,600
前年度繰越金	—	—	—	—	—
計	148,082,966	197,343,647	196,865,746	218,967,011	242,470,413

②歳出

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公債費（元金）	125,914,661	175,837,635	176,700,086	199,959,766	225,303,440
公債費（利子）	22,141,451	21,432,862	20,080,895	18,916,207	17,094,950
公債費（公債諸費）	26,854	73,150	84,765	91,038	72,023
繰出金	—	—	—	—	—
計	148,082,966	197,343,647	196,865,746	218,967,011	242,470,413

(7)平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額

①歳入

(単位 : 千円)

科目	予算額	決算額
財産収入	23,340	19,247
繰入金	132,684,994	131,777,566
県債	110,673,600	110,673,600
計	243,381,934	242,470,413

②歳出

(単位 : 千円)

科目	予算額	決算額
公債費（元金）	224,941,908	225,303,440
公債費（利子）	18,303,275	17,094,950
公債費（公債諸費）	136,751	72,023
繰出金	—	—
計	243,381,934	242,470,413

## (8) 県債の発行、償還、年度末残高の推移(過去 5 年間)

(単位：億円)

事業内容	発行額			償還額			年度末残高
	新発債	借換債	発行額計	元金	利子	償還額計	
平成 22 年度	1,182	303	1,485	1,252	221	1,473	14,611
平成 23 年度	934	786	1,720	1,751	214	1,965	14,574
平成 24 年度	908	749	1,657	1,759	201	1,960	14,467
平成 25 年度	869	925	1,794	1,991	189	2,180	14,265
平成 26 年度	720	1,107	1,827	2,244	171	2,415	13,842

(注) 県債管理基金の積立額と取崩額が上表に含まれていないため、前年度末残高 + 発行額 - 元金償還額 = 当年度末残高とはなっていない。

## 2. 実地監査場所

- ・本庁

## 3. 監査手続

- ①特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠条例の確認及び質問により確かめた。
- ②借換債の発行事務手続きが、法令・規則に従い適切に実施されているか、借換債発行事務費は適切に経理されているか、借換先の選定事務手続きが適切に実施されているかを、回議文書、金融機関等との約定書の閲覧及び質問により確かめた。
- ③県債の償還事務手続きが、法令・規則に従い適切に実施されているかを、回議文書、償還年次表、金融機関等との約定書等の書類の閲覧及び質問により確かめた。
- ④県の実質公債費比率について質問を実施した。

## 4. 監査結果

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

### (1) 特別会計の運営状況について

県の公債管理特会は、「1. 特別会計の概要（1）設置目的」にも記載のとおり、県の一般会計の財政規模を適正に表すとともに、県債の管理事務の効率化を目的として、平成 20 年度に設置されたものである。また、全都道府県で設置されている特別会計であり、維持すべき特別会計のひとつであると考える。

## (2) 借換債の発行事務について

平成 26 年度に発行された借換債からサンプルを抽出し、発行事務が所定の規則に基づいて実施されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

## (3) 県債の償還事務について

### ① 地方公会計の整備に係る適切な対応について(意見) 【共通事項】

平成 27 年 1 月 23 日に総務大臣より発せられた「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」において、各地方公共団体は、統一的な基準により財務書類等を作成することが正式に要請された。新地方公会計における、統一基準による財務書類等作成の趣旨のひとつは、特に貸借対照表等のストック情報により現状を把握し、将来の自治体マネジメントに役立てる情報（将来予測情報含む）を提供することにある。

県においては、現在、県債の将来の償還スケジュール等を踏まえ、起債や償還の事務を行っているが、統一的な基準の下で作成が求められている返済期間別の明細等については、未整理であるということであった。

借換債の発行を前提に起債するケースもあるため、精緻に将来の償還スケジュールを作成することは困難であると思料するが、将来の償還財源の確保の目安とするためや次項で述べる実質公債費比率適正化のためのスケジューリングに資する情報を提供するためにも、県債全体の償還スケジュールをより精緻に把握し、統一的な基準による地方公会計の整備について、適切に対応することとされたい。

(参考) 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月 総務省）

(単位： )									
地方債残高	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超

## (4) 実質公債費比率適正化について(意見) 【共通事項】

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模（税収や普通交付税額等の一般財源の規模）に対する割合で表したものである。

県の平成 25 年度決算に基づく実質公債費比率は 19.4% であり、全国 45 位であった。早期健全化基準である 25% は下回っているものの、当該比率が 18% 以上となった地方公共団体は、県債の発行に際し、公債費負担適正化計画を自主的に作成することとされている。県は、平成 24 年度決算に基づく当該比率が 18.6% となったことから、平成 25 年 9 月付けて「岩手県公債費負担適正化計画」（平成 27 年 9 月改定）を作成している。

当該計画には、今後平成 32 年度までに、実質公債費比率を 18% 未満に低減すること、当該比率が 18% 以上になった要因分析、今後の財政運営と具体的な取組が定量的に記述されている。当該計画によると、基本的に、県が管理可能な県債の発行額を平成 25 年度の水準に維持又は抑制することにより目標は達成できる見込みであり、平成 25 年度決算、26 年度決算に基づく実質公

債費比率は、当初推計値よりも改善している。

当該計画は、一定の金利上昇を見込んで作成されており、現行金利水準からすれば、平成 32 年度までに実質公債費比率を 18%未満にする目標は十分達成可能と見込まれることであるが、今後金利動向のみならず、政治・経済情勢等の変動による将来の不確実性も勘案し、当該計画を着実に実施していただきたい。

## **IX 証紙収入整理特別会計(以下「証紙収入特会」という。)**

### **1. 特別会計の概要**

#### **(1)設置目的**

岩手県収入証紙、自動車税及び自動車取得税に係る始動票札による収入に係る経理の適正化を図るために設けられた特別会計である。

#### **(2)設置時期**

昭和 39 年

#### **(3)設置根拠**

岩手県証紙収入整理特別会計条例

岩手県収入証紙条例

岩手県収入証紙条例施行規則

#### **(4)所管部署**

出納局

#### **(5)事業内容**

主として、①県証紙の売りさばき代金（県窓口での販売及び売りさばき人への販売）の収入（使用料及び手数料）、②証紙代金収納計器である始動票札による交付金収入（県税：自動車税及び自動車取得税）が証紙収入特会の歳入である。

一方、証紙を必要とする申請書類に申請者が添付又は使用した証紙や始動票札の合計額を一般会計に繰り出しており、これが歳出となっている。

上記①及び②の制度概要は以下のとおりである。

#### **① 県証紙の歳入事務**

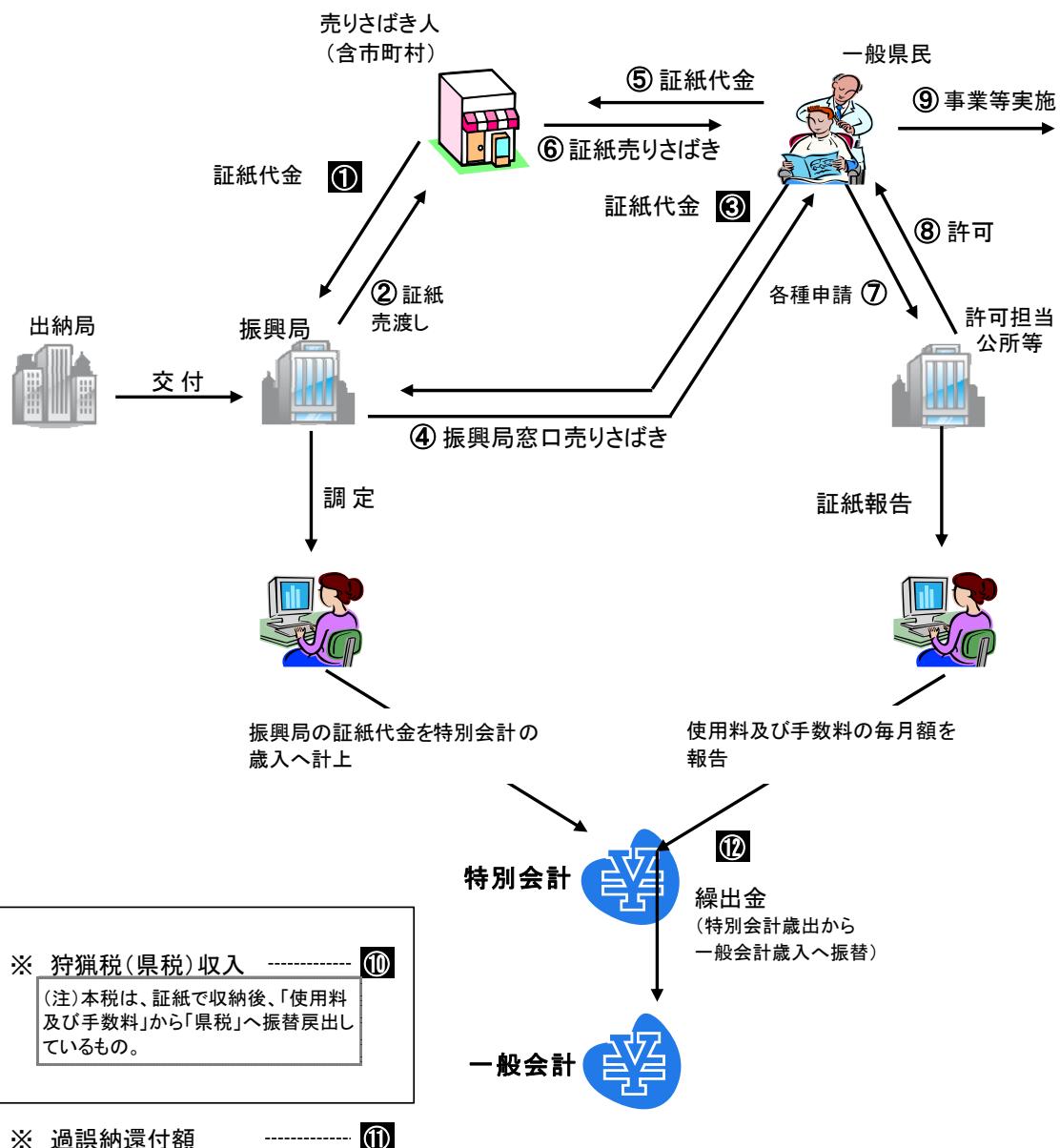
収入証紙制度とは、県の歳入（使用料及び手数料）が納入通知書による現金納付が原則であるところ、収入証紙による納入を認め、現金収納事務の簡素化・効率化を図るために設けられた制度である。

証紙で納める手数料等には、パスポートの発給手数料や運転免許証の交付手数料がある。

証紙は、振興局の窓口で販売しているほか、県が指定した 99 人の売りさばき人（市町村、金融機関、自動車学校等）の販売所で販売している。

事務処理の流れは下図のとおりである。

## 証紙収入整理特別会計(使用料及び手数料)のしくみ



【歳入】 証紙収入-使用料及び手数料

$$\begin{aligned}
 &= [\text{証紙売渡代金}] + [\text{振興局窓口売りさばき分}] - [\text{狩猟税收入}] - [\text{過誤納還付額}] \\
 &= ① + ③ - ⑩ - ⑪
 \end{aligned}$$

【歳出】 一般会計繰出金-使用料及び手数料

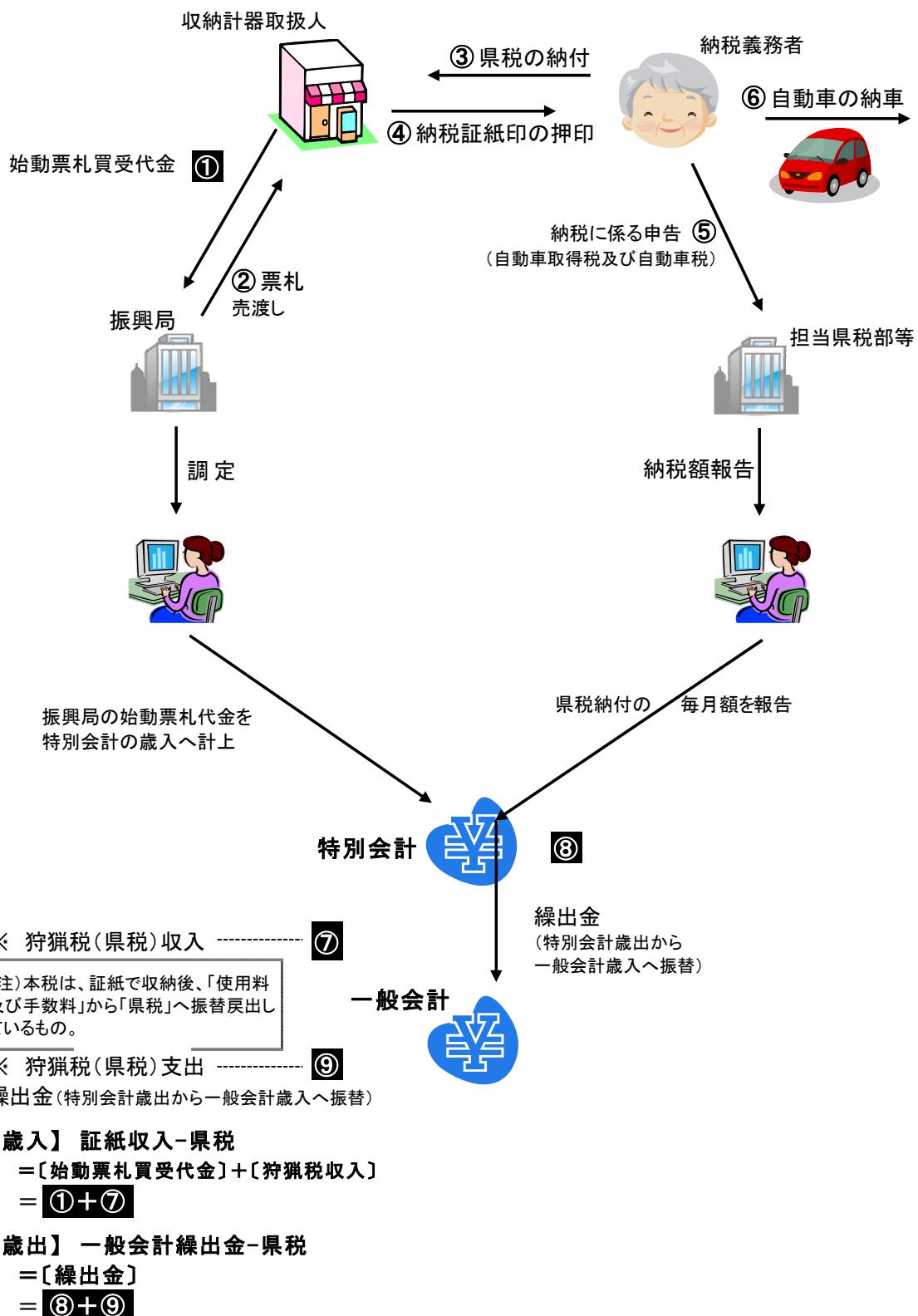
$$\begin{aligned}
 &= [\text{繰出金}] \\
 &= ⑫
 \end{aligned}$$

## ② 収納計器の始動票札による歳入事務

自動車税及び自動車取得税（県税）の納入の際に、始動票札というカードに現金チャージされた証紙の額面相当額を収納計器に表示させることで、証紙の貼付に代えて納入を行うものである。

### 証紙収入整理特別会計(県税)のしくみ

※ただし、自動車の新規登録に係る「自動車取得税」及び「自動車税」の場合



## (6)歳入及び歳出決算額の推移(過去 5 年間)

### ①歳入

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県税	2, 371, 767	2, 417, 919	2, 854, 174	2, 344, 663	1, 237, 561
使用料及び手数料	2, 189, 733	2, 201, 840	2, 084, 631	2, 043, 119	2, 153, 149
繰越金	28, 726	22, 483	30, 237	34, 755	45, 101
計	4, 590, 227	4, 642, 243	4, 969, 043	4, 422, 538	3, 435, 812

(注) 平成 26 年度の県税は、税制改正により、消費税率 8%引上げに呼応して、一定の要件を満たした車両について自動車取得税率を引き下げることとなったため、平成 25 年度以前に比べて大幅に減少している。

### ②歳出

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般会計繰出金					
県税	2, 386, 359	2, 414, 777	2, 843, 098	2, 344, 720	1, 251, 052
使用料及び手数料	2, 181, 384	2, 197, 228	2, 091, 188	2, 032, 716	2, 143, 921
計	4, 567, 744	4, 612, 006	4, 934, 287	4, 377, 437	3, 394, 974

## (7)平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額

### ①歳入

(単位 : 千円)

科目	予算額	決算額
県税	1, 409, 140	1, 237, 561
使用料及び手数料	2, 266, 073	2, 153, 149
繰越金	45, 101	45, 101
計	3, 720, 314	3, 435, 812

### ②歳出

(単位 : 千円)

科目	予算額	決算額
一般会計繰出金		
県税	1, 409, 140	1, 251, 052
使用料及び手数料	2, 311, 174	2, 143, 921
計	3, 720, 314	3, 394, 974

## 2. 実地監査場所

- ・本庁
- ・盛岡
- ・県南（奥州）
- ・県北（二戸）

本庁で保管される証紙の現物確認、予算決算額の推移に関する確認や全般的な事項の実地監査を行うほか、より実務的な事務事業の執行状況を確認するため、事業内容や事業規模等を勘案し、盛岡、県南（奥州）、県北（二戸）を実地監査の対象として選択した。

## 3. 監査手続

- ①特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠条例の確認及び質問により確かめた。
- ②売りさばき人の指定が、岩手県収入証紙条例）、岩手県収入証紙条例施行規則に従い適切に指定されているかを、回議文書の閲覧及び質問により確かめた。
- ③証紙の売りさばき人への販売事務手続き、手数料の支出事務手続きが、岩手県収入証紙条例や岩手県収入証紙条例施行規則に基づき適切に実施されているかを、決裁文書（調定票）等の文書や収入証紙出納簿の閲覧及び質問により確かめた。
- ④証紙の受払記録が収入証紙出納簿に適切に記録され、定期的に現物との照合を行うなど適切に現物管理されているかを現物実査及び質問により確かめた。

## 4. 監査結果

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

### (1) 特別会計の運営状況について

「1. 特別会計の概要（5）事業内容」に記載のとおり、収入証紙は、現金による納入事務手続きを簡素化することを目的とした制度であるが、多額の現金を取り扱うことから、セキュリティの関係もあり、金融機関をはじめとする売りさばき人に販売してもらうスキームとしたものである。そして、当該制度導入当初より、証紙の取扱に関する歳入・歳出は、特別会計を設けて実施する旨、国は県に対して指導していた経緯もある。

従って、県が収入証紙制度を利用し続ける限りにおいては、特別会計として維持することに異論はない。

### (2) 売りさばき人の指定について

平成26年度は、売りさばき人の名称変更に伴う再指定手続きがあったほかは、新規の売りさばき人指定事務はなく、いずれの振興局においても、本件にかかる監査手続きは省略している。

### (3) 証紙収入及び手数料等の支出について

収入証紙の販売記録からサンプルを抽出し、売りさばき人からの購入申込書、調定票、受領書等一連の書類が網羅されているか、当該事実が収入証紙出納簿に適切に記録されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

また、売りさばき人への手数料等支出に関しても同様に収入証紙の販売記録からサンプルを抽出し、手数料が岩手県収入証紙条例施行規則に基づき算定され、支出決裁が適切に実施されているかを確かめた結果、以下の指摘又は意見すべき事項を発見した。

#### ① 売りさばき実績報告書の徴求について(指摘) 【県南(奥州)】

岩手県収入証紙条例施行規則第 20 条によれば、「市町村及び売りさばき人は、毎年度、3 月末現在における証紙の売りさばき実績を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書により、翌年度の 4 月 15 日までに所管広域振興局長等に報告しなければならない」とあるが、平成 25 年度の実績報告及び平成 26 年度の実績報告において、それぞれ 1 件ずつ期日超過になっている先があった。

今後、提出期限を遵守して実績報告するよう、売りさばき人への指導を徹底していただきたい。

#### ② 証紙収納額報告の提出期限について(意見) 【共通事項】

岩手県収入証紙条例施行規則第 21 条第 2 項によれば、「地方公所の長は、当該地方公所が所管する地方公所等において取り扱った証紙の収納額を、証紙収納額表により毎月分を翌月 10 日までに出納局長に報告しなければならない。」とあるが、10 日が休日であった場合の提出期限が、休日前の平日になるのか、休日明けの平日になるのかについての明文規定がないため、休日前に提出している振興局もあれば、休日後に提出している振興局もあるなど、取扱いが統一されていなかった。

10 日が休日である場合の提出期限を明文化し、提出期限が統一されるようにする必要があると考える。

### (4) 証紙現物の管理について

各振興局において、支出入札課等の所管課の金庫に証紙を保管し、毎月末に証紙現物と収入証紙出納簿（日々記録簿）を照合しており、過去において差異があつたことはないとのことであった。また、金庫の鍵は、日中は課内に備置されており、当日の職務時間終了後は施錠できる課長の袖机に保管されることであった。

監査人が、県北（二戸）を実地監査した 8 月 28 日時点、県南（奥州）を実地監査した 9 月 1 日時点、盛岡を実地監査した 9 月 8 日時点及び本庁を実地監査した 10 月 5 日時点の証紙の実査を行つたところ、全ての金種について、証紙現物と出納簿に差異は認められなかつた。

以上から、証紙の保管、管理の状況は良好であると認められたが、以下の点について意見として申し添えたい。

## ① 販売頻度の低い金種の管理について(意見)【県北(二戸)】

県証紙の種類は、1円、5円、10円、50円、100円、200円、300円、500円、700円、1,000円、3,000円、5,000円及び10,000円であり、岩手県収入証紙条例に基づき種類が定められている。監査人は、本庁、各振興局毎に、平成26年度末の残枚数と平成26年度中の販売枚数から、証紙の種類毎の回転期間（年度末に在庫として保有している枚数は、何年分の販売枚数に相当するか）を算出した。その結果は下表のとおりである。

種類	県北(二戸)			県南(奥州)			盛岡			出納局		
	年度末 枚数 (枚)	年度販 売枚数 (枚)	回転期 間(年)									
1円	180	0	—	621	25	24.8	5,723	60	95.4	60,300	0	—
5円	96	20	4.8	1,441	70	20.6	6,026	320	18.8	53,000	1,100	48.2
10円	1,371	707	1.9	3,418	1,930	1.8	4,649	6,815	0.7	95,500	16,000	6.0
50円	5,774	4,201	1.4	12,764	31,563	0.4	21,897	85,645	0.3	157,000	175,000	0.9
100円	4,659	4,779	1.0	6,563	31,586	0.2	25,352	88,065	0.3	102,500	175,000	0.6
200円	7,494	4,806	1.6	10,210	35,823	0.3	40,539	103,034	0.4	139,350	200,000	0.7
300円	7,137	3,845	1.9	7,011	19,000	0.4	12,322	35,323	0.3	86,200	80,000	1.1
500円	5,015	6,285	0.8	7,352	26,047	0.3	16,657	68,282	0.2	93,700	160,000	0.6
700円	8,057	200	40.3	5,751	4,504	1.3	9,423	27,736	0.3	97,200	32,000	3.0
1,000円	7,495	14,001	0.5	20,171	80,333	0.3	58,361	219,717	0.3	281,550	510,000	0.6
3,000円	3,757	3,544	1.1	15,409	49,277	0.3	33,308	99,061	0.3	76,000	205,000	0.4
5,000円	2,753	2,815	1.0	3,419	7,152	0.5	8,950	21,882	0.4	38,550	47,000	0.8
10,000円	6,003	1,661	3.6	4,826	2,806	1.7	16,845	33,312	0.5	50,600	51,000	1.0

(注) 出納局における年間販売枚数は、すべて振興局への払い出し枚数である。

上表のとおり、1円や5円の少額の券種を除くと（少額券種はそもそも円単位の金額を求める手数料が極端に限定されるため、需要が著しく少ない）、県北(二戸)の700円の証紙については、在庫数量に比して年間販売枚数が極端に少なく、その結果、回転期間も長期間となっている。

県南(奥州)及び盛岡においては、県の交通安全協会が売りさばき人となっており、700円の証紙を頻繁に利用するが（免許証の交付に関する手数料等）、県北(二戸)の売りさばき人には、大量に700円券を売りさばく交通安全協会がないという事情はある。

しかしながら、上述のとおり、証紙は、振興局の取扱部署の金庫に保管しており、適切に保管管理されているところではあるが、一方で、利用頻度の少ない種類の証紙を過剰に保管することのリスクも認識する必要があると考える。証紙は比較的換金性が高く現金同等物に近いた

め、盗難等のリスクにさらされる危険性が高いものである。

利用頻度の少ない証紙は、①売りさばき人等の購入者の要望にもよるが、700 円の種類も交えて販売し残高の減少に努める、②分散保管するリスクを考慮し、より安全性の高い県庁の金庫室に集約する（5,000 枚のロット単位にはなると思料するが）、③本庁への追加発注は回転期間が縮小し安定するまでの間当面取りやめる、等を検討することが望まれる。

## X 流域下水道事業特別会計(以下「下水道特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設けられた特別会計である。

#### (2) 設置時期

昭和55年

#### (3) 設置根拠

岩手県流域下水道事業特別会計条例

#### (4) 所管部署

県土整備部 下水環境課

#### (5) 事業内容

下水道は、生活環境の改善を図り、健康で快適な生活を営むうえで重要な施設であり、また、公共用水域の水質を保全する重要な役割を担う都市基盤施設である。

このため、県では北上川流域別下水道整備総合計画で流域下水道として位置づけられた区域について市町村と一体となって計画的かつ積極的に整備を進めており、北上川上流流域下水道事務所（以下「下水道事務所」という。）は北上川上流流域下水道と磐井川流域下水道の二つの流域下水道を所掌している。

北上川上流流域下水道は都南、花北、胆江の3処理区から構成されており、昭和49年度に都南処理区の建設事業に着手したのをはじめに、昭和54年度に花北処理区を、昭和61年に胆江処理区の事業に着手し、現在は一部の未着手区域を除き、計画の100%近い施設を供用している。

また、磐井川流域下水道は昭和57年度に着手し、平成2年度に一部の施設の供用を開始し、現在は計画のほぼ100%の施設を供用している。なお、平成26年度末の県の汚水処理人口普及率（＝整備率）は77.8%（全国平均89.5%）であり、全国第35位である（当該普及率は、県の流域下水道に接続している市町村（下表参照）と単独で処理施設等を有する市町村をあわせた全31市町村の合計値である。）。

区分	都南処理区	花北処理区	胆江処理区	一関処理区
計画面積 ha	13,129 (6,948)	7,597 (4,387)	3,737 (2,173)	2,206 (1,051)
計画処理人口 人	352,890 (323,743)	133,850 (116,422)	71,530 (55,673)	52,180 (32,735)
計画処理汚水量 m <sup>3</sup> /日 (最大)	184,143 (130,333)	68,763 (32,286)	40,388 (14,422)	25,234 (8,190)
処理場 (面積) m <sup>2</sup>	1ヵ所 169,050m <sup>2</sup>	1ヵ所 115,450m <sup>2</sup>	1ヵ所 67,080m <sup>2</sup>	1ヵ所 38,333m <sup>2</sup>
管渠延長 km	83.4 (79.2)	42.7 (42.7)	20.7 (19.9)	9.0 (9.0)
総事業費 億円	1,310 (1,160)	610 (480)	375 (302)	236 (193)
着工年度	昭和49年度	昭和54年度	昭和61年度	昭和57年度
一部供用年度	昭和55年度	昭和62年度	平成4年度	平成2年度
関係市町村	盛岡市、矢巾町、滝沢市、零石町 【2市2町】	花巻市、北上市 【2市】	奥州市、金ヶ崎町 【1市1町】	一関市、平泉町 【1市1町】

(注) () 内は平成26年度末実績である。

## (6)歳入及び歳出決算額の推移(過去 5 年間)

### ①歳入

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
分担金及び負担金	4,287,047	4,486,620	4,327,821	4,352,516	4,395,957
使用料及び手数料	277	280	267	265	207
国庫支出金	2,045,189	1,961,572	2,916,960	1,427,991	1,484,224
繰入金	892,432	786,241	850,457	762,966	808,016
繰越金	1,132,824	1,612,842	1,902,625	1,398,007	1,532,527
諸収入	108,502	116,988	153,898	138,368	129,413
県債	800,900	714,800	1,056,000	1,182,800	586,000
財産収入	—	—	—	—	237
計	9,267,171	9,679,345	11,208,029	9,262,916	8,936,584

### ②歳出

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
流域下水道事業費					
管理費	2,651,730	2,993,629	3,419,243	3,209,282	3,754,462
建設費	3,504,792	3,300,563	4,945,193	2,387,287	2,558,551
公債費	1,497,808	1,482,527	1,445,585	2,133,819	1,444,293
計	7,654,329	7,776,720	9,810,021	7,730,389	7,757,307

## (7) 平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額

### ①歳入

(単位 : 千円)

科目	予算額	決算額
分担金及び負担金	4,395,715	4,395,957
使用料及び手数料	207	207
国庫支出金	2,611,120	1,484,224
繰入金	808,018	808,016
繰越金	1,532,527	1,532,527
諸収入	128,577	129,413
県債	906,000	586,000
財産収入	232	237
計	10,382,396	8,936,584

### ②歳出

(単位 : 千円)

科目	予算額	決算額
流域下水道事業費		
管理費	4,606,645	3,754,462
建設費	4,331,456	2,558,551
公債費	1,444,295	1,444,293
計	10,382,396	7,757,307

## (8) 岁出(管理費及び建設費)の内訳

### ①管理費

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	91,343	92,969	91,420	86,605	90,366
需用費	353,713	372,279	386,398	463,687	542,188
委託料	1,942,572	2,301,042	2,268,363	2,502,682	2,714,289
工事請負費	44,265	20,388	82,075	7,242	6,417
償還金、利子及び割引料	10,495	2,498	416,448	1,899	233,331
繰越金	171,691	111,907	109,311	106,075	70,386
その他	37,651	92,546	65,228	41,092	97,485
計	2,651,730	2,993,629	3,419,243	3,209,282	3,754,462

(注) 人件費は、給料、職員手当等、共済費及び賃金である。

## ②建設費

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	108,072	70,299	73,584	62,376	43,180
需用費	15,799	5,427	5,873	4,819	8,688
委託料	200,322	130,593	101,760	129,571	130,186
工事請負費	3,165,717	3,084,196	4,753,213	2,178,981	2,334,766
その他	14,882	10,049	10,763	11,540	41,731
計	3,504,792	3,300,564	4,945,193	2,387,287	2,558,551

(注) 人件費は、給料、職員手当等、共済費及び賃金である。

## (9)事務費の推移

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	108,072	70,299	73,584	62,376	67,495
需用費	15,799	5,427	5,873	4,820	8,688
委託料	15,779	7,678	5,253	3,761	—
その他	13,728	8,323	9,493	10,234	11,310
計	153,378	91,727	94,203	81,191	87,493

(注 1) 事務費は、歳出の管理費及び建設費のうち事務管理に要した費用である。

(注 2) 人件費は、給料、職員手当等、共済費及び賃金である。

## (10)下水道特会にかかる公債の発行・償還・年度末残高の推移

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発行額	800,900	714,800	1,056,000	1,182,800	586,000
償還額	1,050,371	1,047,453	1,021,699	1,734,771	1,074,995
年度末残高	19,409,401	19,076,748	19,111,049	18,559,078	18,070,083

## 2. 実地監査場所

- ・本庁
- ・下水道事務所
- ・下水道公社

本庁で予算決算額の推移に関する確認や全般的な事項の実地監査を行うほか、より実務的な事務事業の執行状況を確認するため、下水道事務所及び下水道公社を実地監査の対象とした。

## 3. 監査手続

- ①特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠条例の確認及び質問により確かめた。
- ②事業計画の遂行状況について、事業計画の閲覧及び質問により吟味した。
- ③契約事務（発注事務）手続きが、所定の規則等に従い適切に実施されていることを、施行伺や契約伺等の決裁文書、工事請負契約書や業務委託契約書、完了報告書、入札書等業者選定手続きに係る一連の書類の閲覧及び質問により確かめた。
- ④市町村からの流域下水道負担金収入が適切に徴収されているかを確かめるとともに、負担金収入単価の算定根拠の合理性を吟味した。
- ⑤行政財産等の目的外使用許可及び貸付が所定の手続きに従っていることを、使用許可申請書の閲覧及び質問により確かめるとともに、使用料等の免除が行われている場合は、免除申請書に基づく免除理由の合理性を吟味した。
- ⑥備品管理一覧表を閲覧するとともに、現物確認を実施し、備品管理一覧表との整合性を確かめた。
- ⑦下水道処理施設等の現場視察を行った。
- ⑧下水道公社の事業報告内容、決算書類の適切性を確かめるとともに、県からの受託事業費の積算根拠を吟味した。

## 4. 監査結果

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

なお、「（6）下水道公社について」に関しては、下水道公社の概要も記載している。

### （1）特別会計の運営状況について

下水道特会は、本特会で整備した下水処理施設、ポンプ場及び管渠等の設備に、各市町村が整備した公共下水道施設（管渠）を接続することによって、複数の市町村にまたがる下水処理事業を行うもので、原則として市町村からの負担金収入で、その経費を賄うこととされている公営企業であり、特別会計で経理することに異論はないところであるが、以下の点について、監査人の意見として申し添える。

## ① 人件費の会計区分について(意見) 【共通事項】

平成 27 年 4 月 1 日現在の下水道事業にかかる県職員等の状況は以下のとおりである。

所属組織（勤務地）	一般会計	特別会計	補足
下水環境課（本庁）	12名	一	NA
下水環境課（下水道公社）	2名	8名	・一般会計に所属する 2 名は主として市町村支援業務に従事
下水道事務所	12名	9名	・一般会計の 12 名の内訳 (管理職 4 名・総務 4 名・管理課 2 名・工務課 2 名) ・特別会計 9 名の内訳 (管理課 3 名・工務課 6 名)
合計	26名	17名	

県の流域下水道事業は、条例に基づき特別会計で経理することとされているが、当該事業の従事者である上記県職員のうち、一般会計に所属する者が 26 名存在する。

県担当者の説明によれば、下水道公社に勤務する 2 名については、主として市町村支援事業に従事しており、本来的な流域下水道事業に携わっていないこと、下水道事務所に勤務する 12 名については、流域関連公共下水道を設置する市町村の負担金収入で賄う経費が下水道処理施設等の建設費と維持管理費であることに鑑み、当該事業に関連しない管理職や総務系の職員であることから特別会計ではなく一般会計に所属しているとのことであった。

前者の下水道公社に勤務している 2 名については、下水道公社の実施する収益事業への従事者であり、県の流域下水道事業に従事していないことから一般会計とすることに一定の合理性があるとも考えられる。一方、後者の下水道事務所に勤務する 12 名については、建設事業や維持管理事業をサポートする管理部門であることから、間接的には流域下水道事業に携わっているのであり、直接事業に携わっていないことをもって一般会計区分で経理することには疑問がある。

## (2) 事業計画について

### ① 今後の事業計画と市町村指導について

#### i)「いわて汚水処理ビジョン 2010」

平成 26 年度末の県の汚水処理人口普及率（＝整備率）は「1. 特別会計の概要（5）事業内容」に記載のとおり 77.8% であり、全国第 35 位である。県は、主としてこの低い普及率を是正するため、5 年毎に「いわて汚水処理ビジョン」を定めており、平成 22 年には「いわて汚水処理ビジョン 2010」（以下「汚水処理ビジョン 2010」という。）を策定し平成 23 年度より実施している。汚水処理ビジョンは、汚水処理施設の普及にあたり、どの地域に下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設または浄化槽などを整備するのかを示す計画であり、県全域を対象とし、市町村の事業をも含んだ構想である。

汚水処理ビジョン 2010 では、人口が急激に減少に転じたことから、整備しても下水道等の

汚水処理施設に接続し水洗化人口が増えなければ整備効果が現れないことに着目し、普及率(=整備率)に主眼を置いた前ビジョン(平成16年～平成20年)を見直し、従来どおり普及率の向上に努めるとともに、水洗化人口率の向上を主たる目標に掲げている。目標期である平成30年3月末時点の水洗化人口割合を77%と設定している(平成26年3月末現在は69.6%である)。

県全体の普及率と水洗化人口割合の計画対実績の推移は以下のとおりである。また、普及率及び水洗化人口割合とも県内各市町村の目標と実績の平均値である。

水洗化人口割合		(単位：%)				
整備手法		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
下水道	計画	45.5	46.8	47.9	49.1	50.2
	実績	47.2	46.1	46.2	47.3	48.3
農業集落排水	計画	6.2	6.4	6.5	6.6	6.7
	実績	7.1	6.5	6.4	6.5	6.5
漁業集落排水	計画	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1
	実績	0.2	0.6	0.7	0.7	0.8
コミュニティ プラント	計画	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2
	実績	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
合併浄化槽	計画	11.6	11.9	12.2	12.4	12.7
	実績	11.8	12.4	13.3	13.6	13.8
合計	計画	64.4	66.1	67.7	69.3	70.9
	実績	66.6	65.7	66.7	68.2	69.5

普及率		(単位：%)				
整備手法		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
下水道	計画	52.9	54.0	55.0	56.0	56.9
	実績	55.0	54.6	54.4	55.4	56.3
農業集落排水	計画	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9
	実績	9.0	8.0	7.8	7.7	7.8
漁業集落排水	計画	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4
	実績	0.3	0.9	1.0	1.0	1.1
コミュニティ プラント	計画	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2
	実績	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0
合併浄化槽	計画	10.6	11.0	11.4	11.8	12.2
	実績	10.8	11.4	12.1	12.4	12.6
合計	計画	72.8	74.3	75.8	77.3	78.6
	実績	75.4	75.1	75.4	76.7	77.8

## ii ) 水洗化人口割合の向上について(意見) 【共通事項】

施設の有効活用と県民の利便性の向上の観点からは、水洗化人口割合の向上は不可欠である。水洗化人口割合は、県民の各家庭等が市町村の整備する公共下水道等の汚水処理施設へ接続することで向上するのであり、市町村における下水道の普及活動が肝要である。一方、既にほぼ100%に近い整備率である流域下水道については、県民が直接接続する管渠ではないことから、県民への普及活動というよりは、市町村が実施する普及活動等への後方支援や指導助言が求められるところである。

この点、県は、毎事業年度、市町村の下水道担当者を集めた会議を行い、水洗化人口割合等

の汚水処理ビジョンで各市町村が設定した目標値の進捗状況のモニタリングと啓発活動を行い、指導的役割を果たしているとともに、目標と実績を毎年度県のホームページで公表している。

今後、県としては、普及率と水洗化人口割合の乖離が大きい市町村を重点的に指導していくべきであると思料するが、普及率と水洗化人口割合との乖離が大きい市町村ほど、経済的な理由で接続できない県民が多数を占めていると推測される。乖離の縮小には困難を極めることが想定されるが、県民への地道な普及活動と相談対応を行い、水洗化人口割合の向上を担う市町村の活動をより一層支援していただきたい。

### iii) 市町村の経営計画等策定支援について(意見) 【共通事項】

県及び県下各市町村とも財政状況が厳しい折、今後さらに下水道関連施設の老朽化対策に関する取組が求められるところである。

ii) で記述した普及率の向上のための投資も重要ではあるが、老朽化しつつある既存施設の更新投資も重要な課題であることから、普及率向上のための新規投資と更新投資のバランスを勘案し、汚水処理ビジョンの見直しや拡充を含めた県下全体のビジョンを再考する局面にさしかかっていると考える。

そのためには、各市町村が施設の老朽化の状況や将来の人口推計を考慮した新規あるいは更新投資計画と財政計画をふまえた中長期経営計画の策定が求められるところであり、県は当該経営計画の策定のための指導的役割を果たすことが期待される。

平成 27 年 1 月に総務大臣より「公営企業会計の適用の推進について」は発せられており、人口 3 万人以上の市町村においては、平成 32 年 3 月までの集中取組期間内に、特に下水道事業を中心に地方公営企業法の適用（以下「法適化」という。）が要請されている。そして、同日に総務大臣より発せられた「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」においても、県は市町村に対して指導性を發揮することが求められている。

法適化するか否かにかかわらず、下水道事業における経営計画を作成することは普遍的な課題であり、平成 26 年度現在、下水道事業を行っている 31 の県内市町村のうち経営計画を作成している市町村は 17 市町村であり、すべての市町村において作成するよう県の指導が求められるところである。法適化することにより企業会計が適用され固定資産台帳が整備されることで、現有資産の把握と老朽化資産の把握が容易になり、下水道事業の課題が浮き彫りになることから、将来的投資計画、経営計画（総務省においては経営戦略と呼称）を策定する上で、法適化は人口 3 万人にかかわりなくすべての下水道事業を行う公営企業が対処すべき課題であると考える。

この点、県は、平成 22 年度以降、専門家を招聘して県内市町村の下水道事業担当者を集めた公営企業に関する勉強会や研修を行うなど指導性を發揮している。平成 26 年度現在、下水道事業を行っている 31 の県内市町村のうち法適化している市町村は 7 市町村である。現時点では残りの 24 市町村が法適化するか否かの明確な意思表示がすべてあるわけではないが、今後各市町村が法適化に積極的に取り組み、精度の高い経営戦略を策定できるよう、より一層の指導性を發揮していただきたい。

### (3) 契約事務について

平成 26 年度の工事請負契約及び業務委託契約、委託先の選定手続きや、予定価格の積算方法、契約書締結事務手続きが、岩手県会計規則に従い適切に実施されているかを確かめた結果、以下意見として申し添える事項を発見した。

#### ① 隨意契約による業者選定について(意見) 【下水道事務所】

「北上川上流流域下水道都南浄化センター管理棟冷温水配管更新その 1 工事」は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると認められるとして随意契約を締結している。

この点について、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号」では、随意契約によることができる場合として、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。」と規定されている。また、「工事請負契約における随意契約のガイドライン」 I (2) ②において、契約の性質または目的が競争を許さない場合として「既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事」と規定されている。

当該契約の随意契約理由には、「当該空調配管は、2 階の下水道公社及び 3 階会議室等の既存空調設備と密接に関係し、既存空調配管及びその劣化位置・状況等を事前に熟知した業者以外では、確実な機能を充足する更新工事が不可能であるとともに、もし、当センター全体の既存空調配管を熟知しない他社が本工事を受注した場合には、空調設備に不具合の発生する可能性がある」としている。

しかし、随意契約理由は、次の点に関して合理的と考えられない可能性がある。1 点目として、「既存空調配管に関して熟知した業者」が仮に契約できない場合には、確実な機能を充足した更新工事が不可能ということになるが、十分な調査等を行うことにより「既存空調配管に関して熟知した業者」以外でも更新工事は可能であると考えられる。2 点目として、「他社が受注した場合には、空調設備に不具合の発生する可能性がある」としているが、不具合の発生については、契約内容を吟味することや工事保険にて担保できるものと考えられる。

以上より、当該契約の随意契約理由は「工事請負契約における随意契約のガイドライン」 I (2) ②において記載されている「同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある」には該当するかは疑問である。今後同様の契約を行うに際しては、競争入札により業者選定を行うことの要否を検討いただきたい。

### (4) 収入事務について

#### ① 維持管理負担金の合理性について(意見) 【共通事項】

流域下水道事業特別会計は、流域関連公共下水道を設置する市町の負担金（以下「維持管理負担金」という。）、一般会計からの繰入金及びその他の収入をもってその歳入とすべきことが定められている（岩手県流域下水道事業特別会計条例第 2 条）。中でも維持管理負担金は公平性の観点から正確に算定される必要がある。各処理区の経営状況及び各市町から徴収される

維持管理負担金の詳細は下表のとおりである。

維持管理負担金は維持管理等に係る経費を計画水量で割り単価を設定しており3年ごとに負担金単価を見直し、県と各処理区の市町が覚書を締結している。また、流入実績水量が計画を下回った場合の収入不足や突発的な修繕工事等が生じた場合には繰越金を財源として対応する必要があるが、維持管理負担金単価を決定する協議会においてしばしば流域の市町から質問及び減額の要請が出されていることからも分かるように、その必要性について県に説明責任があると言える。

緊急事態に備えて財源をプールしておくことには負担金平準化の観点からも一定の合理性が存在するが、金額水準の妥当性については過去の実績等を踏まえ中長期的な計画に基づいて検討し、各市町への十分な説明が必要である。

(単位：千円)

流域名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
都南処理区	負担金単価 (円/m <sup>3</sup> )	負担金単価	45	45	45	39
	維持管理費充当	37.85	37.85	37.85	32.95	
	資本費充当	7.15	7.15	7.15	6.05	
	負担金対象水量 (千m <sup>3</sup> )		39,654	40,139	37,605	48,981
	維持管理費収支	収入				
		負担金収入 (維持管理費分)	1,465,665	1,578,263	1,423,450	1,629,450
		その他収入	68,661	70,793	89,993	54,046
		収入計	1,534,326	1,649,056	1,513,443	1,683,496
		支出				
		人件費	89,506	82,083	80,425	84,741
		需用費	217,763	227,379	232,467	291,298
		委託料	899,633	1,127,158	1,041,634	1,231,207
		工事請負費	6,525	553	52,351	1,742
		備品購入費	3,200	5,691	2,036	5,157
		事務費	20,722	22,390	434,284	25,228
		維持管理費計	1,237,349	1,465,254	1,843,197	1,639,373
		うちその他収入分除 き	1,168,688	1,394,461	1753204	1585327
	汚水処理単価		29.47	34.74	46.62	32.37
	経費回収率		153%	130%	97%	120%
	単年度収支		296,977	183,802	-329,754	44,123
	繰越金残高		634,402	818,204	488,450	532,573
	還付金額		0	0	410,902	0
花北処理区	維持管理費収支	負担金単価 (円/m <sup>3</sup> )	負担金単価	85	85	79
		維持管理費充当	52.29	52.29	55.93	55.93
		資本費充当	32.71	32.71	23.07	23.07
		負担金対象水量 (千m <sup>3</sup> )		10,605	11,352	11,301
		収入				
		負担金収入 (維持管理費分)	556,915	587,346	621,344	663,854
		その他収入	3	14,011	7,611	3
		収入計	556,918	601,357	628,956	663,857
		支出				
		人件費	40,583	37,757	47,998	44,868
		需用費	100,987	115,891	109,981	120,238
		委託料	391,481	437,613	474,125	507,645
		工事請負費	27,442	14,112	17,550	0
		備品購入費	1,326	669	2,313	1,019
		事務費	7,939	6,975	7,401	6,963
		維持管理費計	569,757	613,017	659,368	680,732
		うちその他収入分除 き	569,754	599,006	651,757	680,729
		汚水処理単価		53.72	52.77	57.67
		経費回収率		158%	161%	137%
		単年度収支		-12,839	-11,661	-30,412
		繰越金残高		330,309	318,648	288,236
		還付金額		0	0	0

(単位：千円)

流域名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
胆江処理区	負担金単価（円/m <sup>3</sup> ）	負担金単価	124	113	113	113
		維持管理費充当	99.89	82.59	82.59	90.39
		繰入金分	24.11	7.8	7.8	0
		資本費充当	0	22.61	22.61	22.61
		負担金対象水量（千m <sup>3</sup> ）	4,625	4,720	4,798	5,188
	維持管理費収支	収入				
		負担金収入（維持管理費分）	462,083	390,430	393,565	439,300
		その他収入	0	0	1,828	0
		負担金収入（繰入金回収分）	111,508	41,222	37,167	29,755
		収入計	573,591	431,652	432,560	469,055
		支出				
		人件費	26,943	23,270	20,465	19,569
		需用費	54,657	57,309	57,070	64,309
		委託料	263,596	319,678	351,960	342,427
		工事請負費	10,298	2,730	0	882
		備品購入費	924	1,680	0	1,447
		事務費	3,867	3,423	3,612	3,505
		維持管理費計	360,286	408,090	433,107	432,139
		うちその他収入分除き	360,286	408,090	431,280	432,139
	汚水処理単価		77.90	86.46	89.88	83
	経費回収率		159%	131%	126%	136%
	一般会計繰出金		111,508	41,222	37,167	29,755
	単年度収支		213,305	23,562	-548	7,161
	繰越金残高		349,459	331,799	294,085	301,245
	還付金額		0	0	0	0
一関処理区	負担金単価（円/m <sup>3</sup> ）	負担金単価	139	139	133	133
		維持管理費充当	114.28	114.28	109.74	109.74
		繰入金回収	24.72	24.72	23.26	23.26
		負担金対象水量（千m <sup>3</sup> ）	2,469	2,876	2,844	3,011
	維持管理費収支	収入				
		負担金収入（維持管理費分）	277,608	323,244	322,089	325,890
		その他収入	26,366	27,457	29,032	31,652
		負担金収入（繰入金回収分）	60,020	69,908	68,369	69,058
		収入計	363,993	420,610	419,490	426,600
		支出				
		人件費	21,724	18,696	12,318	11,135
		需用費	28,874	31,334	32,445	36,482
		委託料	222,588	265,249	262,698	276,837
		工事請負費	0	2,993	12,174	4,618
		備品購入費	457	1,397	1,785	742
		事務費	5,909	4,724	4,343	4,153
		維持管理費計	279,552	324,392	325,762	333,967
		うちその他収入分除き	253,186	296,935	296,730	302,315
	汚水処理単価		102.54	103.26	104.35	100.40
	経費回収率		136%	135%	127%	132%
	一般会計繰出金		60,020	69,908	68,369	69,058
	単年度収支		24,422	26,310	25,359	23,575
	繰越金残高		109,857	136,167	161,526	185,101
	還付金額		0	0	0	0
4流域合計	単年度収支	521,864	222,013	-335,355	352,068	-435,361
	繰越金残高	1,424,027	1,604,818	1,232,296	1,290,280	854,919

各処理区の「流域下水道維持管理負担金単価及び収支計画」より

## ② 維持管理負担金の算定根拠となる人件費の過少計上(意見)【共通事項】

人件費は維持管理費負担金の算定根拠に含まれているため、正確な把握が求められる。平成26年度において維持管理負担金の算定根拠として算入されている人員数は下表のとおりである。

所属組織	所属人員数	維持管理負担金算定根拠に含まれている人員数
下水道公社（派遣職員）	10名	10名
下水道公社（プロパー職員）	24名	24名
下水道事務所	21名	3名(管理課6名のうち3名)

(注) 下水道事務所には神奈川県からの派遣職員1名が在籍しているが、給与は神奈川県から支給されるため人員数から除外している。

上表のとおり、下水道事務所の職員のうち維持管理負担金算定根拠に算入されているのは、ごく一部の職員となっている。この理由について県は、①組織改変があり総務課から管理課が切り離された際に維持管理負担金の算定根拠人員数を更新しなかったこと、②市町村が維持管理負担金の増加に難色を示すことと説明しており、県は実際に維持管理業務に従事している人員数を把握していない。

本来であれば、維持管理負担金の算定根拠には「維持管理業務」に従事している人員数分の人件費が算入されるべきものである。人件費の過少算定により市町村からの維持管理負担金も過少に算定されている場合、一般会計が肩代わりしていることとなり、受益者負担の観点から不適切である。

よって、実際に「維持管理業務」に従事している人員数を把握し、維持管理負担金に反映させる必要がある。

## (5) 行政財産等管理事務について

### ① 行政財産の目的外使用に係る使用料算定の不備(意見)【下水道事務所】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法第238条の4第7項）。行政財産の使用を許可する場合には、使用料を徴収することとなっており（地方自治法第225条、行政財産使用料条例第1条）、使用料を減免できる場合が例示列挙されている（行政財産使用料条例第3条）。

(使用料の減免)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 国、都道府県、市町村その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。
- (2) 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき。
- (3) 主要な役職員の職を県の職員が兼ねる法人その他の団体が、知事の承認を得た計画に基づいて施行する事業の遂行のために直接使用するとき。

- (4) 構成員の過半数が県の職員である法人その他の団体が、その団体の構成員又は県の職員の研修又は福利厚生の事業を行うために直接使用するとき。
- (5) 職員団体（主として職員を構成員とする労働組合を含む。）に、事務所を供与するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、財産の使用が短期若しくは小部分であるとき、又は県の行政遂行上特に必要と認められるとき。

下水道事務所においては、上記のうち第6号に該当する場合について使用料減免の際、減免前の基本使用額について算定を行っていない。

県はこの理由を「工事請負契約における行政財産の使用料」については、平成22年10月12日に岩手県管財課総括課長より通知（第145号）が発せられ、「使用料を減免することができる」とこととなつたためであるとしている。

しかし、減免前の基本使用額を把握することにより、その機会損失を可視化することが可能となる。土地の有効活用という経済性の観点からは、たとえ結果的に減免となるものであっても、その金額を把握することが望ましい。

## ② 備品管理について

備品管理一覧表及び重要物品管理表より任意に4件サンプルし、その管理状況について検証した結果、以下の事項を検出した。

### i ) 重要物品管理表上の配置場所と実際の配置場所の相違(意見) 【下水道事務所】

重要物品管理表上、都南処理区に配置されている内視鏡1台が胆江処理区で使用されていることが発見された。ただし、当該内視鏡は4処理区で1台のみ購入されており、管渠等に不具合が発生した場合には流域内で融通しあう運用がなされている。

よって問題は、管理表上の配置場所と実際に配置場所が異なることではなく、現在どの処理区で使用されているかという情報が管理表はもちろん他のいづれの資料にも記録されていないこと、もしくは所有者である県において適時に把握できていないことであると言える。

この点、固定資産の移動は県として特段の記録を残していないとの説明であったが、固定資産管理の観点からは移動・共有するものについてはその所在が明らかとなるような記録を残しておくことが望ましい。

### ii ) 稼動資産と非稼動資産の区別(意見) 【下水道事務所】

重要物品管理表上処分された非稼動資産が稼動資産と明確に区分されていないことが発見された。予算の都合上、不要になった資産を適時に処分することは困難であるとしても、資産管理の観点からは稼動資産と非稼動資産は明確に区別して管理する必要がある。

法適化にあたり資産の精査が予定されているとのことであるが、法適化にかかわらず定期的な棚卸を実施する等、資産の管理状況について留意が必要である。

## (6) 下水道公社について

### ① 下水道公社の概要

下水道公社は県の公社等外郭団体（平成 26 年度指定 56 団体）として指定されている。下水道公社の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）は以下のとおりである。

#### i ) 基本情報

名称	公益財団法人 岩手県下水道公社		代表者	理事長 若林 治男					
所在地	岩手県盛岡市東見前 3 地割 10 番 2		所管部局	県土整備部 下水環境課					
電話/FAX	019-638-2623 / 019-632-1157		ホームページ	<a href="http://www.isf.or.jp/">http://www.isf.or.jp/</a>					
設立	昭和 62 年 4 月 1 日		県出資額	5,000 千円					
設立目的 (定款)	公社は、岩手県及び県内市町村の下水道行政を支援するため、下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援事業を行い、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。								
沿革	昭和 55 年 4 月 都南処理区の供用開始 昭和 62 年 4 月 財団法人 岩手県下水道公社設立 都南・北上浄化センターの運転管理を県から受託 平成 2 年 4 月 一関浄化センターの運転管理を県から受託 平成 4 年 10 月 水沢浄化センターの運転管理を県から受託 平成 10 年 5 月 市町村支援事業（管渠工事の監督補助・処理場の運転管理）開始 平成 11 年 4 月 流域下水道幹線管渠の維持管理業務を県から委託 市町村支援事業（処理場工事の監督補助）の開始 平成 18 年 4 月 流域下水道維持管理業務について補完業務に移行 平成 23 年 4 月 県及び市町村の処理場の維持管理を管理運営支援業務に移行 平成 23 年 6 月 公益財団法人 岩手県下水道公社設立								
事業内容	1. 公共目的事業 (1) 下水道の普及啓発事業 (2) 下水道施設の管理運営支援事業 (3) 下水道技術者育成事業 (4) 下水道に関する調査研究事業 (5) 排水設備工事責任技術者の資格認定事業 (6) その他公社の公益目的を達成するために必要な事業								
常勤職員 の状況	合計	29 名	うち県派遣	10 名	うち県 OB	3 名			
	職員の平均年収		5,760 千円（平均年齢 40 歳）平成 26 年度実績						
常勤役員 の状況	合計	1 名	うち県派遣	0 名	うち県 OB	1 名			
	役員の平均年収		7,232 千円（平均年齢 61.1 歳）平成 26 年度実績						

## ii) 決算状況の分析等

(1) 貸借対照表		(単位:千円)		
科目		平成25年度	平成26年度	増減
I 資産の部				
1. 流動資産				
預金	114,711	100,907	△13,803	
未収金	37,138	59,814	22,676	
前払金	48	48	0	
貯蔵品	0	63	63	
未成業務支出金	5,150	4,180	△970	
流動資産合計	157,048	165,014	7,965	
2. 固定資産				
基本財産				
預金	10,000	10,000	0	
基本財産合計	10,000	10,000	0	
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	16,853	19,123	2,270	
減価償却引当資産	1,374	3,125	1,750	
省エネ化事業積立資産	40,000	0	△40,000	
(3) その他固定資産				
車両運搬具	2,036	4,593	2,556	
車両運搬具減価償却累計額	△425	△1,156	△731	
什器備品	4,744	4,938	194	
什器備品減価償却累計額	△816	△1,602	△785	
保証金	600	600	0	
預託金	13	25	12	
ソフトウェア	755	999	243	
その他固定資産合計	6,907	8,397	1,490	
固定資産合計	75,135	40,647	△34,488	
資産合計	232,183	205,661	△26,522	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	27,698	20,096	△7,601	
預り金	1,444	1,453	9	
未払法人税等	2,405	6,189	3,784	
未払消費税等	1,773	4,510	2,736	
流動負債合計	33,321	32,250	△1,071	
2. 固定負債				
退職給付引当金	16,853	19,123	2,270	
固定負債合計	16,853	19,123	2,270	
負債合計	50,174	51,373	1,199	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産	10,000	10,000	0	
指定正味財産合計	10,000	10,000	0	
(うち基本財産への充当額)	△10,000	△10,000	0	
2. 一般正味財産	172,008	144,287	△27,721	
(うち特定資産への充当額)	△41,374	△3,125	(△38,249)	
正味財産合計	182,008	154,287	△27,721	
負債及び正味財産合計	232,183	205,661	△26,522	

## (2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	平成25年度	平成26年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6	6	0
特定資産運用益			
特定資産受取利息	4	12	△8
事業収益			
流域下水道管理運営支援受託収益	145,013	146,430	△1,417
公共下水道管理運営支援受託収益	10,947	11,934	△987
排水設備工事責任技術者資格認定手数料	4,949	6,712	△1,763
流域下水道施設整備事業収益	8,529	19,202	△10,673
公共下水道施設整備事業収益	58,293	73,222	△14,929
アセットマネジメント事業収益	13,314	12,469	845
受取負担金			
受取負担金	119	161	△42
雑収益			
受取利息	5	3	2
雑収益	0	16	△16
経常収益計	241,182	270,172	△28,900
(2) 経常費用			
事業費	193,756	253,514	59,758
管理費	37,417	38,189	771
経常費用計	231,174	291,704	60,529
当期経常増減額	10,007	△21,531	△31,539
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
什器備品除却損	94	0	△94
経常外費用計	94	0	△94
当期経常外増減額	△94	0	94
税引前当期一般正味財産増減額	9,913	△21,531	△31,445
法人税、住民税及び事業税	2,405	6,189	3,784
当期一般正味財産増減額	7,507	△27,721	△35,229
一般正味財産期首残高	164,500	172,008	7,507
一般正味財産期末残高	172,008	144,287	△27,721
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	0
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0
III 正味財産期末残高	182,008	154,287	△27,721

(3) 財務指標

財務指標	平成 25 年度	平成 26 年度	計算式
自己資本比率 (%)	78.4	75.0	=正味財産/総資本×100
流動比率 (%)	471.3	511.7	=流動資産合計/流動負債合計 ×100
有利子負債比率 (%)	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費比率 (%)	16.2	13.1	=管理費/経常費用×100
人件費比率 (%)	58.8	51.6	=人件費/経常費用×100
独立採算度 (%)	104.3	92.6	= (経常収益+経常外収益-補助金収入[運営費補助]) / (経常費用+経常外費用) ×100
総資本経常利益率 (%)	5.5	△14.0	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

(4) 県の財政的関与

(単位 : 千円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
委託料	153,542	165,633

## ② 監査結果

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

### i)賞与引当金の計上について(指摘) 【下水道公社】

「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」（平成20年10月7日改正）において賞与引当金につき規定されている。

具体的には、「賞与引当金は、法人と職員の雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金をいう。

賞与は一般的に給与規程等において、支給の時期や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。

したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として計上する必要がある。」（同実務指針（その2）III引当金 1. 賞与引当金）

この点につき、公社は貸借対照表に賞与引当金の計上を行っていない。賞与支給対象期間である12月～3月分に発生したと認められる部分については、賞与引当金を計上する必要がある。

## **ii )流域下水道管理運営支援受託事業の実費精算による返還金について(意見)【下水道公社】**

下水道公社では、北上川上流流域下水道の3処理区及び磐井川流域下水道の1処理区の処理施設において、適正で効率的な維持管理の運営を支援するため、民間事業者の行う運転操作や水質汚泥分析等について履行確認や評価及び指導助言を行うとともに設備・管渠等の補修、点検調査に係る積算資料の作成や監督等の管理運営支援業務を主体的に実施しており、当該事業費は主として県との委託契約に基づく受託収益で賄っている。

一方、貸借対照表に未払金として「流域下水道管理運営支援受託事業の実費精算による返還金」が14,112千円が計上されている。当該金額は、補正予算額から執行額を差し引いた執行残額である。平成26年度の当初予算は166,992千円であり、8%程度の返還となっている。

この点につき、公社によると施設の補修等突発的事象に備えての予算確保ということであり、一定の理解は示せるものの、予算の積算を精緻に行うなど、多額の返還金が生じないよう更なる努力が必要と考える。

## XI 港湾整備事業特別会計(以下「港湾整備特会」という。)

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋及び貯木場を使用させる事業に限る。）の円滑な運営とその経理の適正化を図るために設けられた特別会計である。

#### (2) 設置時期

昭和 59 年

#### (3) 設置根拠

岩手県港湾整備事業特別会計条例

岩手県港湾施設管理条例

#### (4) 所管部署

県土整備部 港湾課

#### (5) 事業内容

県には、港湾法の規定による重要港湾として、久慈、宮古、釜石、大船渡の 4 港湾がある。また、地方港湾として八木、小本の 2 港湾が存在しており、昭和初期から港湾整備事業を実施している。

港湾整備事業は、概ね「港湾施設」の整備と「埋立」事業からなるが、その整備目的により、一般会計で実施する事業と港湾整備特会で実施する事業に分けられる。一般会計では、港湾施設のうち基本施設（岸壁、防波堤など）の整備を実施し、港湾施設特会では、港湾施設のうち機能施設（上屋、貯木場など）の整備と、埋立事業（埠頭用地及び工業用地）を公営企業として実施している。また、港湾整備特会は、港湾施設整備事業と工業用地造成事業の 2 つの事業で構成されている。

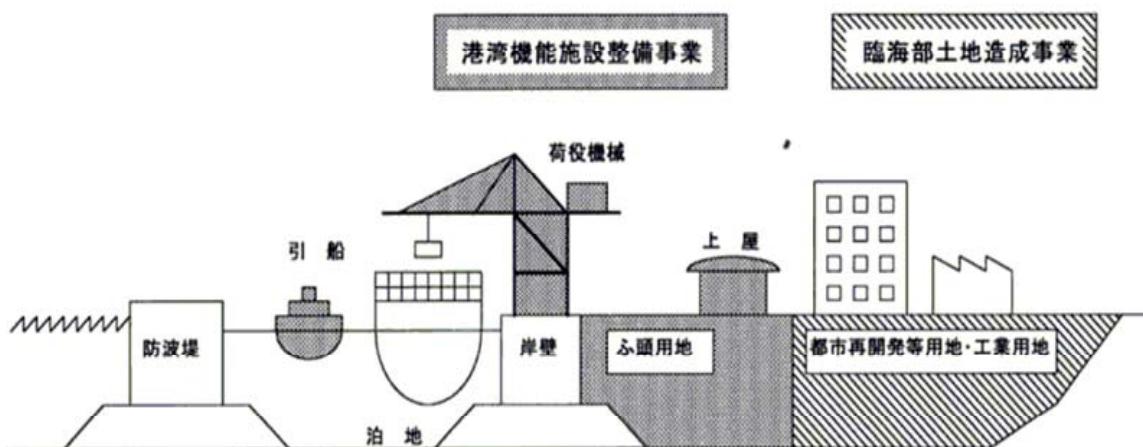
区分		主な内容	事業主体及び会計区分
港 湾 施 設	基本施設	外郭施設（防波堤、護岸など） 係留施設（岸壁、物揚場など） 臨港交通施設（道路など）	一般会計（＝公共事業） 国：直轄事業 県：補助事業
	機能施設	荷捌施設（荷役機械、上屋など） 保管施設（野積場、貯木場など） 船舶役務用施設（船舶給水施設など）	港湾整備事業特別会計 （＝公営企業） 県：港湾施設整備事業
	埋立	埠頭用地 工业用地	港湾整備事業特別会計 （＝公営企業） 県：工业用地造成事業

港湾整備特会は、地方財政法上、公営企業の一つとして位置づけられることから、原則的にはその経費は当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることとなる。ただし、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費、議会の議決があった経費には、一般会計からの繰入による収入を充てができる。

従って、基本的には、企業債等により資金を借り入れして港湾整備事業を行い、港湾施設使用料や工業用地等の売却収入をもってその元利金の償還に充てる仕組みとなっているが、元利金の償還等歳出の大分を一般会計からの繰入金で賄っているのが実態である。

なお、特別会計と一般会計の施設整備の分担の概念図は以下のとおりである。

### ●特定港湾施設整備事業概念図



(注) 白抜きの施設（防波堤・岸壁・泊地等）は、公共事業（港湾整備事業）によって整備される。

港湾関連用地

※港湾関連用地は、野積場などで自ら利用する場合は、港湾機能施設整備事業で整備する。  
官公庁用地や倉庫などで売却する目的で整備する場合は、臨海部土地造成事業で整備する。

直轄(国)、県(一般会計)

※港湾の直轄施行分は、一定の条件を満たしたものを実施。  
(直轄施行の条件:港湾法施行規則第15条の13参照)

## (6) 嶸入及び嶌出決算額の推移(過去 5 年間)

### ①嶌入

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
繰入金	1,347,823	2,956,082	5,543,313	3,142,090	2,284,849
繰越金	108,878	127,483	1,295,638	4,490,238	4,474,331
使用料収入	198,611	41	85,303	191,321	213,858
財産収入	6,950	318,071	—	499,545	128,100
諸収入	110,609	1,232	89,727	173,083	189,796
県債	338,000	536,000	225,000	587,000	924,150
国庫繰入金	—	40,634	493,868	124,969	—
計	2,110,871	3,979,543	7,732,849	9,208,246	8,215,078

(注 1) 東日本大震災津波以降、災害復旧事業費の一般会計からの繰入金が増加する一方で、実際の復旧事業は複数年度にまたがる大型工事であるため、予算化（決算も同様）年度に全額執行されず翌年度に繰り越されたり、あるいは翌年度以降に事業が実施されるケースがある。前者の場合は前年度からの繰越金として嶌入に計上され、後者の場合は一般会計への繰出金として嶌出に計上され次年度に改めて予算化される。平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、復旧事業は一巡するため、以降の繰越金は平成 23 年度以前の水準に戻ることが想定されている。

(注 2) 使用料収入及び財産収入の内訳は以下のとおりである（括弧内は平成 26 年度の決算額（単位 : 百万円）である）。

港湾施設設備事業 (214)	【使用料収入】野積場使用料（35）、上屋使用料（13）、占用料（146）、船舶給水施設使用料（13）、コンテナ専用野積場等使用料（7）
工業用地造成事業 (128)	【財産収入】久慈港土地売却収入（115）、八木港土地売却収入（13）

### ②嶌出

(単位 : 千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
港湾維持修繕費	13,323	2,278	8,892	15,441	17,347
港湾施設整備費	—	414,178	141,255	413,330	443,423
港湾施設整備費 (繰越事業費)	—	310,040	1,268,203	1,197,343	3,340,933
工業用地造成	—	19,964	—	—	—
償還金	1,929,590	1,910,719	1,818,567	1,704,104	1,894,117
繰出金	37,421	16,880	3,583	1,394,675	312,528
事務費等	3,053	9,846	2,111	9,022	7,421
計	1,983,387	2,683,905	3,242,611	4,733,915	6,015,769

## (7)平成 26 年度の歳入及び歳出の予算決算額

### ①歳入

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
繰入金	2,284,849	2,284,849
繰越金	4,474,331	4,474,331
使用料収入	194,926	213,852
財産収入	114,702	128,100
諸収入	189,796	189,796
県債	1,133,250	924,150
国庫繰入金	—	—
計	8,391,854	8,215,078

### ②歳出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
港湾維持修繕費	20,758	17,347
港湾施設整備費	1,448,569	443,423
港湾施設整備費 (繰越事業費)	4,703,619	3,340,933
工業用地造成	—	—
償還金	1,894,118	1,894,117
繰出金	312,529	312,528
事務費等	12,261	7,421
計	8,391,854	6,015,769

## (8)事務費の推移(過去 5 年間)

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
土地鑑定料	—	409	577	—	625
用地測量費等	—	913	—	—	5,292
歳計現金使用利子	1,043	787	72	—	—
消費税	2,010	7,566	1,445	9,022	1,504
その他	—	171	17	—	—
計	3,053	9,846	2,111	9,022	7,421

## (9)港湾整備特会に係る公債の発行、償還、年度末残高の推移(過去 5 年間)

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発行額	338,000	536,000	225,000	587,000	924,150
償還額	1,929,590	1,910,719	1,818,567	1,704,104	1,894,117
(うち元金)	1,627,045	1,654,290	1,596,248	1,514,276	1,731,354
償還額免除	—	—	—	—	—
年度末残高	13,596,000	12,477,710	11,106,462	10,179,186	9,371,982

## 2. 実地監査場所

- ・本庁
- ・沿岸（釜石）
- ・沿岸（宮古）

本庁で予算決算額の推移に関する確認や全般的事項の実地監査を行うほか、より実務的な事務事業の執行状況を確認するため、事業内容や事業規模等を勘案し、実地監査の対象として、沿岸（釜石）と沿岸（宮古）を選択した。

## 3. 監査手続

- ①特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らし適切に運営されているかを、根拠条例の確認及び質問により確かめた。
- ②港湾計画の遂行状況について、計画の閲覧及び質問により吟味した。
- ③港湾使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）が、岩手県港湾施設管理条例に従い適切に徴収されているかを、使用許可申請書及び占用許可申請書の閲覧及び質問により確かめるとともに、使用料等の減免が行われている場合は、減免申請書に基づく減免理由の合理性を吟味した。また、造成地の売却手続きが規則に基づき適切に実施されているかを、売却申請書、売買契約書、収入決議書、用途変更申請書類等の閲覧及び質問により確かめるとともに、造成済み未売却土地の売却可能性について吟味した。
- ④契約事務（発注事務）手続きが、所定の規則等に従い適切に実施されていることを、施行伺や契約伺等の決裁文書、工事請負契約書や業務委託契約書、完了報告書、入札書等業者選定手続きに係る一連の書類の閲覧及び質問により確かめた。
- ⑤港湾施設等の現場観察を行った。
- ⑥港湾施設台帳の閲覧を行った。

#### **4. 監査結果**

監査手続きを実施した結果は以下のとおりである。

##### **(1) 特別会計の運営状況について**

港湾整備特会は、岸壁や防波堤等の港湾の必要最低限の施設に付随して港湾を整備し、原則としてその利用を促進することで得られる収入で経費を賄うこととされている公営企業であり、特別会計で経理することに異論はないところである。

##### **(2) 港湾計画の遂行状況について**

港湾計画は、計画の策定や変更に関する有識者会議を経たうえで国土交通省に提出されるものであるが、施設整備に関する根幹的な計画であり、計画の執行状況に関するモニタリングや業績評価の対象となる性質のものではないとのことである。今回の監査では特に指摘または意見すべき事項は検出されなかった。

現在、県内港湾は、東日本大震災津波からの復旧事業を継続的に行っており、平成 26 年度から平成 27 年度が港湾整備事業のピークを迎えている。当該復旧工事の結果、被災した県内港湾施設は復旧されているかされつつある状況であり、港湾設備としては新しい状態になっている。

平成 27 年 1 月 27 日に総務大臣より発せられた「公営企業会計の適用推進について」（要請）は、法適化していないすべての公営企業を対象としているのであるが、港湾整備事業に関しては、下水道事業とは異なり、必ずしも喫緊の対応を迫られる事業ではないものの、インフラ事業であることから施設の老朽化問題については普遍的な課題をはらんでいる。しかしながら、上述したことより、岩手県は東日本大震災津波からの復旧事業により港湾が整備されつつあり当面老朽化問題は生じない。また、港湾施設整備計画も拘束力や強制力のある計画ではなく、港湾施設の需要動向に応じて今後追加の整備拡充が検討される可能性を構想として盛り込んでいるものであることから、港湾整備事業は設備投資計画や財政計画に基づく経営戦略が早期に実施すべきの課題として突きつけられている事業ではないものと思料する。

現在県の港湾整備事業は、復旧工事が一段落し現有港湾の利用促進に関する取組を強化するステータスにあるといえる。この点に関しては、「（3）使用料等の収入事務について④使用料収入、財産収入の増加促進（意見）」を参照されたい。

##### **(3) 使用料等の収入事務について**

平成 26 年度の使用許可申請書及び占用許可申請書よりサンプルを抽出し、使用料及び占用料の徴収が、岩手県港湾施設管理条例に従い適切に徴収されているかを確かめるとともに、使用料等の減免が行われている案件よりサンプルを抽出し、減免理由の合理性を吟味した結果、以下の指摘又は意見すべき事項を発見した。

###### **① 給水施設使用料の請求額について（指摘）【沿岸（釜石）】**

港湾施設のうち、船舶のための給水施設（船員の飲み水等の給水）の使用許可を受けたものは、岩手県港湾施設管理条例第 12 条の規定に基づき使用料を納めることとされている。

給水施設の使用料は、同条例の別表 1 において以下のとおり定められている。

給水 1 トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。

- (1) 執務時間内 水道料金に 162 円（外航船舶にあっては 150 円）を加えた額
- (2) 執務時間外 前号の額に当該額の 3 割を加えた額

水道料金は、港湾の存在する釜石市の水道料金によることとなっている。

平成 26 年度の使用料は、平成 26 年度の釜石市の水道料金（船舶用）248.4 円/トンに上記 162 円を加算した 410.4 円/トンで算定すべきであったが、平成 25 年度の水道料金である 241.5 円/トンに 162 円を加算した 403.5 円/トンで算定していた。

平成 26 年度において新料金を適用すべき総給水量が 3,297 トンであったため、23,497 円の使用料が請求漏れとなった。

将来にわたり、水道料金改定情報をもれなく察知できる体制を構築し、今後同様の誤りのないように留意していただきたい。

## ② 申請事務手続きの削減について(意見) 【沿岸(宮古)】

平成 26 年度野積場の使用許可申請件数は 551 件であった（すべて許可）。一方、申請者は、宮古市内で港湾運送事業の許可を受けている業者が 99% を占めていた（当該業者のほか 1 社申請しているが、年間の申請件数は 5 件であった）。

申請場所は同一であるが、使用面積が異なることや、使用目的（置く物）が異なることから、都度申請に応じた許可を行うことは、手続きとしては必要十分であると思料するが、一方で、業務の効率性を勘案すると、同一申請者からの同一場所の使用許可について、その都度申請書類を受理し、庁内で許可の適否を回議し、許可決定後申請者に許可通知を行う等の事務手続きは不効率ではないかと考える。

この点、担当課の説明によれば、同様の問題意識は認識しており、当初はさらに多かった申請件数を減らした経緯もあるとのことであったが、業者の管理上の都合もあり、現状以上に減らすことはできないでいるとのことであった。

業者の管理上の都合もあることは十分理解はできるが、例えば、月次等の一定の期間で当該場所を包括的に使用許可し、業者に使用実績の報告を求め、その使用実績に応じた使用料の清算を行う等により、申請事務手続きの件数を削減し、業務の効率化につなげることの可否を業者の協力も得ながら検討していただきたい。

## ③ 占用許可の更新の要否確認について(意見) 【沿岸(宮古)】

平成 26 年度の港湾施設占用許可一覧を閲覧したところ、占用期間が満了している（占用期間の終期が平成 26 年度末以前）案件が散見された。

担当課の説明によれば、東日本大震災津波の影響で、当初占用許可していた施設の現況を確認できないまま今日に至っており、更新申請の要否を確認できないでいるとのことであった。

災害復旧事業が優先であり、占用申請の有無が実質的に影響あるとはいがたい宮古市への使用許可（地方公共団体が公共の用に供するため全額減免）であるとはいえ、災害復旧業務が収束しつつある現時点より取り組んでいただきたい。

#### ④ 使用料収入、財産収入の増加促進(意見)【共通事項】

震災後は、災害復旧工事が途上である港については、野積場等の港湾施設は災害復旧工事のための資材置き場（消波ブロックや砂利等）として使われることが最優先であるため、使用料を徴収できる民間への使用許可を促進しづらいところである。

また、平成 20 年度以降、県の財政的事情もあり新規の工業用地の造成はストップしているが、工業用地造成事業により造成された用地も、同様の用途に使用されており、民間事業者への売却等の促進が図れないでいる。

工業用地の造成及び売却状況と現況は下表のとおりである。

(単位:ヘクタール)

	造成面積	売却面積	売却率	現況
大船渡港永浜・山口地区	11.7	—	—	平成 20 年度以降造成休止 平成 27 年度造成再開し現在造成中である（造成面積は完成後の面積である）
大船渡港茶屋前地区	31.2	31.2	100%	震災前に売却済み
釜石港大平地区	8.3	8.3	100%	震災前に売却済み
宮古港藤原地区	26.7	13.0	49%	震災後は復旧工事用資材等置き場として使用されている。
久慈港半崎地区	19.2	17.7	92%	平成 26 年度に一部売却
久慈港諏訪下地区	4.0	0.5	13%	震災後は復旧工事用資材等置き場として使用されている。

この点、久慈港は一足早く港湾の復旧工事に目処が立ち、港湾の復旧工事から湾口防波堤の工事へ切り替わりつつあることから、港湾関連用地は災害復旧関連工事のための無償使用許可から有償使用許可に切り替わってきており、平成 26 年度は約 1 億 2 千万円の占用料収入を得ており、湾口防波堤の整備工事により数年間は同程度の収入が継続することが見込まれている。また、大船渡港では平成 28 年度中に、工業用地の民間企業への売却が見込めるところから、中断していた造成を再開させている。

このように、災害復旧工事が収束するにつれ、使用可能な港湾施設が増加することが見込まれる。これに応じて、今後、無償使用許可していた施設が本来的な用途に使用できること、利用率の低い施設の高稼働化、工業用地の売却促進等、収入増加につながる PR 活動や工業事業者の誘致活動を積極的に行っていただきたい。

#### (4) 契約事務について

平成 26 年度の工事請負契約及び業務委託契約、委託先の選定手続きや、予定価格の積算方法、契約書締結事務手続きが、岩手県会計規則に従い適切に実施されているかを確かめた結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

## (5) 現場視察

平成 27 年 9 月 15 日に、沿岸（宮古）振興局の管轄する、宮古市内の藤原港の現場視察を行った。特別会計による工事と一般会計による工事の区分の確認、特別会計で整備した設備の現況確認、稼動状況確認を行った結果、指摘又は意見すべき事項は検出されなかった。

## (6) 港湾施設台帳について

### ① 台帳の整備促進について（意見）【共通事項】

現在の港湾施設台帳は、東日本大震災津波の発生以降も更新してはいるものの、部分的に未更新の台帳もあり、更新が十分には行われていない状況である。

県の最優先事業は、現在も災害復旧事業であり、特に津波の被害を大きく受けた沿岸地区においては、港湾整備事業がピークを迎えており。このような状況で、膨大な港湾施設台帳を整備し直すことの優先順位が後位であることは、やむを得ないものと思料するところである。

一方で、港湾整備特会は、公営企業であることから、平成 27 年 1 月 27 日に総務大臣より発せられた、「公営企業会計の適用推進について」（要請）に従う、公営企業会計の適用を推進すべき事業の一つであり、この点から、固定資産台帳の整備が求められるところである。（しかしながら、今回の要請では、地域住民に密着したサービス提供事業である下水道と簡易水道が中心といわれている。）。

また、平成 27 年 1 月 23 日に総務大臣より発せられた「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」において、各地方公共団体は、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で作成することとされており、特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれている。当該財務書類等は一般会計のみならず、すべての特別会計、出資法人や一部事務組合も作成が必要とされており、平成 29 年度までの間に、固定資産台帳の整備を含めた公会計への対応が求められている。

県は、同じ公営企業である流域下水道事業に関しては、集中取組期間（平成 31 年度まで）内に法適化することを決定していることから、固定資産台帳整備は平成 31 年度までに法適化というプロジェクトの中で整備していくことになる。一方、港湾整備事業の法適化に関しては、今後の検討課題としている。この方針自体が否定されるものではないが、統一的な基準に基づく財務書類等の作成期限である平成 29 年度までには、地方公会計に基づく固定資産台帳整備が必要になることを申し添えたい。